

IMF
2014

国際通貨基金

2014年度 年次報告書
安定化から持続可能な成長へ



IMF

国際通貨基金

2014年度 年次報告書

安定化から持続可能な成長へ

目次

IMF専務理事・理事会議長からのメッセージ	4	能力開発	44
理事会	6	技術支援イニシアティブ	45
総務会への送り状	8	緊急要請への対応	46
1 概観	9	加盟国の能力開発支援	46
世界経済	10	研修	48
サーベイランスとIMF支援プログラム	10	外部からの支援	49
政策助言、ガバナンス、能力構築	11	データとデータ基準イニシアティブ	50
資金基盤と説明責任	11	一般データ公表システム、特別データ公表基準、特別データ公表基準プラス	50
2 世界経済と金融市場の動向	13	アルゼンチンの消費者物価指数とGDPデータ	51
はじめに	14	他のデータ及び統計での動き	51
世界経済:シフトする成長の原動力	14	他機関との協働作業	54
ダイナミックで多くの雇用を創出する回復に向けて	16	20カ国・地域(G20)	54
3 複数の移行を管理する	17	金融安定理事会	54
相互に結びついた世界における政策	18	世界銀行グループ	55
世界情勢の監視	18	他の組織	55
サーベイランス	18	5 財務、組織および説明責任	57
低所得国	24	予算と収入	58
新興市場国・地域	25	収入、手数料、報酬および負担の分担	58
移行期にあるアラブ諸国	26	金の売却	59
小国	26	運営および資本予算	61
融資と国際的なセーフティネット	27	IMFへの延滞債務	62
融資の財源	27	監査メカニズム	62
プログラムデザイン	28	リスク管理	63
コンディショナリティー	29	人事政策と組織	65
2014年度の融資	30	人的資源	65
4 持続可能な回復の支援と耐性の回復	35	IMFC議長の任期延長	66
政策助言	36	説明責任	66
財政政策	36	独立評価機関	66
財政の持続可能性	39	透明性	68
金融政策	40	コミュニケーション戦略の見直し	70
マクロブルーデンス政策	41	外部関係者へのアウトリーチと交流	70
規制改革	42	理事及び理事代理	72
雇用と成長	43	幹部	73
適正な外貨準備高	43	IMF組織図	74
クォータとガバナンス	43	注釈	75
クォータ見直し	43		
クォータ計算式	44		

ボックス

3.1. 女性がどのように経済成長を助けるか	24
4.1. 財政の透明性に関する優良慣行規定の改訂のための イニシアティブ	38
4.2. 新たな標準化された評価ツール	45
4.3. 新ICDコース	49
4.4. 第1回統計フォーラム:世界経済・金融の安定で統計の 果たす役割を強調	53
5.1. 施設改築の進捗	62
5.2. セーフガード評価:政策と活動	65
5.3. 追悼:ワベル・アブダール氏	67
5.4. アジア太平洋地域事務所による 政策対話強化の試み	71

IMFの会計年度は5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。
IMFの会計単位は特別引出権 (SDR) である。IMFの財務
データの米ドル換算額は概算であり、便宜的に示したものであ
る。2014年4月30日現在の換算レートは、1米ドル=0.64529
SDR、1SDR=1.54969米ドルである。1年前(2013年4月30日)
の換算レートは、1米ドル=0.662691 SDR、1SDR= 1.509
米ドルだった。

1 billionとは1,000 million、1 trillionは1,000 billionを表
す。各項目の数値と合計数値の僅かな誤差は四捨五入によるも
のである。

図

3.1. 2005～2014年度(年度末4月30日)に 承認された取極	31
3.2. 2005～2014年度の非譲許的融資残高の推移	31
3.3. 2005～2014年度の譲許的融資残高の推移	31
4.1. 2011～2014年度、所得グループ別 技術支援実施状況	45
4.2. 2011-2014年度、項目別技術支援実施状況	46
4.3. 2011～2014年度、プログラム状況別技術支援	46
4.4. 2011～2014年度、地域別技術支援実施状況	46
4.5. 2011-2014年度、所得グループ別研修実施状況	48
4.6. 2011-2014年度、コース別研修実施状況	48
4.7. 2011-2014年度、地域別研修実施状況	48
4.8. 2011～2014年度、能力開発支出状況	48

本年次報告書において「国」という場合、必ずしも国際法または
国際慣行に基づき理解される、国家の領域を意味するものではな
い。本報告書においては、国家ではないが分離独立したものとして、
統計データが収集されている一部の地域も「国」に含む。

表

3.1. IMFの融資制度	32
3.2. 2014年度に承認された一般資金勘定の取極	34
3.3. 2014年度の貧困削減・成長トラスト (PRGT) で 承認または拡充された取極	34
5.1. 主要分野別予算(2013年度～2017年度)	60
5.2. 2014年度財務諸表に計上された運営費用	61
5.3. 6カ月以上の対IMF延滞債務の国別・ 勘定分類別金額	63

IMF専務理事・理事会議長 からのメッセージ



クリスティーン・ラガルド、専務理事・理事会議長

2014年度は、IMFの誕生70周年という記念すべき年でした。1944年、世界のリーダーは、戦争という混乱と殺戮を過去のものとし、争いではなく協調、孤立ではなく一体化に根ざした世界を構築すると決意しました。IMFは、国の繁栄のためには、世界的視点を持たなければならないという原則の上に設立されました。

今年は、また、世界金融危機の発生から7年目という年でもあります。世界金融危機により、世界経済は大恐慌以来最も深刻な混乱に陥りましたが、第2の大恐慌がやってくることはありませんでした。これは、決して偶然ではありません。むしろ、IMF設立の原則を適切に応用した結果でした。この世界的対応でIMFが果たした役割を私は誇りに思っています。

そうはいても、強固かつ包摂的な成長と急速な雇用創出という、持続可能な回復を確保するためには多くの課題が残っています。回復軌道にはありますが、依然あまりにも弱く脆弱で金融市場のセンチメントの変動の影響下にあります。何百万という人々が職を失ったままです。不確実性の水準は改善途上にあるかもしれませんが、決して消え去ったわけではありません。

成長のダイナミクスの変化により世界の回復の複雑さが増しており、極めて難しい問題となっています。ユーロ圏或いは日本と比べ、アメリカとイギリスでは回復ペースが速いなど先進国・地域の回復にはばらつきがあることから、金融政策の正常化のペースは国により異なり、ボラティリティと成長に影響を及ぼす可能性があります。また、新興市場国・地域の成長は広範囲かつ同時期に減速しており、これが世界の他の地域や国の見通しの痛手となっています。欧州の極めて低いインフレ率というリスクが、やはり回復に影を落としています。地政学的懸念の高まりにより、不確実性が総合的に増しています。

政策を正しく組み合わせることで、こうした状況を管理する必要があります。こうした流れのなか、IMFは「グローバル政策アジェンダ」を2013年の年次総会、そして2014年の春

季会合で発表しました。同アジェンダで、政策の一貫性そして政策当局の協調の強化の必要性を強く訴えました。優先課題は明白です。先進国・地域では回復を確保するために、政策の選択を慎重に行いこれを十分に伝達することに集中すべきであり、また新興市場国・地域では、ファンダメンタルズを強化し脆弱性の軽減に努めるとともに、構造改革を拡大する必要があります。そして、誰もが協力し話し合いに参加する必要があります。

危機そして回復期を通し、IMFは経済協力の要でありました。IMFは、188加盟国が集い連携する主要な第一の場です。これまで1年間、IMFは、サーベイランス、融資、そして技術支援により加盟国を支援してきました。

IMFは、「波及効果報告書」や「対外部門の安定性に関するパイロット報告書」、そしてグループ化した報告書を通し、国別・マルチラテラルの両サーベイランスの一体化をより進めることを優先課題に据えました。これは、先進国・地域では財政政策、新興市場国・地域では成長戦略と構造改革、そして低所得国では多様化、構造転換といった分野でそれぞれ、各国に貢献しました。また、格差、環境、そして女性の経済参加という安定性と成長に影響を及ぼす新たな分野での活動も拡大しました。

金融部門の面では、世界に広がる加盟国の改革努力を支え調整に伴う痛みを軽減するために、支援を継続しました。本年度IMFは、我々のファシリティ(制度)が今後も可能な限り効果的に加盟国を支援できるよう、「フレキシブル・クレジットライン」や「予防的流動性枠」、「ラピッド・ファイナンス・インストルメント」などの見直しを行いました。同時に、IMF加盟国は、今後も低所得国の融資ニーズにIMFが応えることができるよう、金の売却益を移転することで合意しました。

さらに、IMFは、能力開発の面での取り組みも強化し、加盟国の経済面での成功の礎となる各種制度の設計、構築そして強化で加盟国を支えました。危機の発生以降、研修を全ての加盟国に、そして技術支援を加盟国の90%に行ってきました。これまで1年間でIMFは、新たなツールやコースを導入しガーナに新たに地域技術支援センターを開設しました。また、新たなドナー基金に1億8,100万ドルの拠出金を受け取りました。

私は、これまで1年間の我々IMFの実績、そしてこれを可能にした我々の献身的なスタッフと理事会を極めて誇りに思うとともに、この崇高な目標を持つ組織の専務理事としての務めを果たす機会に恵まれ光栄に思っています。世界経済が持続的な成長と繁栄の共有という新たなステージを迎えることができるよう、我々の全加盟国の様々な課題に対応するため、今後も変化し適応していく所存であります。

IMFの理事会によるIMF総務会への年次報告書は、IMFの説明責任を全うする上で主要な役割を果たす。IMF理事会は、IMFの業務遂行に責任を持ち、IMFの加盟188力国により任命された24人の理事により構成される。IMF総務会は、高官1人が加盟各国を代表しており、IMFを統治する最高の権限を持つ。年次報告書の発表は、IMF理事会の同総務会に対する説明責任を具現化したものである。



デビッド・リプトン、筆頭副専務理事



篠原尚之、副専務理事

ネマト・シャフィク、副専務理事
2014年3月18日付けで辞任

朱民、副専務理事

理事会 2014年4月30日現在

(理事代理イタリック体)



Meg Lundsager
空席
アメリカ



Daikichi Momma (門間大吉)
Isao Hisikawa (菱川功)
日本



Hubert Temmeyer
Steffen Meyer
ドイツ



Hervé de Villeroché
Vacant
フランス



Wimboh Santoso
Rasheed Abdul Ghaffour
ブルネイ、カンボジア、フィジー、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、シンガポール、タイ、トンガ、ベトナム



ZHANG Tao
SUN Ping
中国



Jong-Won Yoon
Ian Davidoff, Vicki Plater
オーストラリア、キリバス、韓国、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、モンゴル、ニュージーランド、パラオ、パプアニューギニア、サモア、セーシェル、ソロモン諸島、ツバル、ウズベキスタン、バヌアツ



Thomas Hockin
Mary T. O'Dea
アンティグア・バーブーダ、バハマ、バリバドス、ベリーズ、カナダ、ドミニカ、グレナダ、アイルランド、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島



Rakesh Mohan
Kosgallana Ranasinghe
バングラデシュ、ブータン、インド、スリランカ



Fahad Alshathri
Hesham Alogeel
サウジアラビア



Daniel Heller
Dominik Radziwiłł
アゼルバイジャン、カザフスタン、キルギス、ポーランド、セルビア、スイス、タジキスタン、トルクメニスタン



Paulo Nogueira Batista, Jr.
Hector Torres, Luis Oliveira Lima
ブラジル、カーボベルデ、ドミニカ共和国、エクアドル、ガイアナ、ハイチ、ニカラグア、パナマ、スリナム、東ティモール、トリニダード・トバゴ



Stephen Field
Christopher Yeates
イギリス



Menno Snel
Willy Kiekens, Oleksandr Petryk
アルメニア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、グルジア、イスラエル、ルクセンブルグ、マケドニア旧ユーゴスラビア、モルドバ、モンテネグロ、オランダ、ルーマニア、ウクライナ



José Rojas
Fernando Varela, Maria Angélica Arbeláez
コロンビア、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、スペイン、ペネズエラ



Andrea Montanino
Thanos Catsambas
アルバニア、ギリシャ、イタリア、マルタ、ポルトガル、サンマリノ



Audun Groenn
Pernilla Meyersson
デンマーク、エストニア、フィンランド、アイスランド、ラトビア、リトアニア、ノルウェー、スウェーデン



Momodou Saho
Chileshe M. Kapwepwe, Okwu Joseph Nnamma
アンゴラ、ボツワナ、ブルンジ、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、シエラレオネ、南アフリカ、南スーダン、スーダン、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ



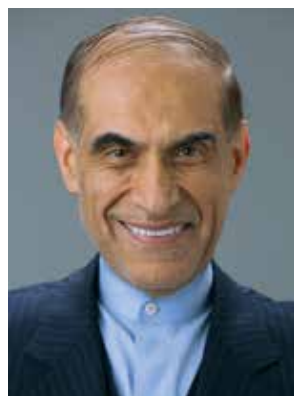
A. Shakour Shaalan
Sami Geadah
バーレーン、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モルディブ、オマーン、カタール、シリア、アラブ首長国連邦、イエメン



Johann Prader
Omer Yalvac, Miroslav Kollar
オーストリア、ベラルーシ、チェコ、ハンガリー、コンゴ、スロバキア、スロベニア、トルコ



Aleksei V. Mozhin
Andrei Lushin
ロシア連邦



Mohammad Jafar Mojarad
Mohammed Daïri
アフガニスタン、アルジェリア、ガーナ、イラン、モロッコ、パキスタン、チュニジア



Alvaro Rojas-Olmedo
Sergio Chodos
アルゼンチン、ボリビア、チリ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ



Kossi Assimaïdou
Nguéto Tiraina Yambaye, Woury Diallo
ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、赤道ギニア、ガボン、ギニア、マリ、モーリタニア、モーリシャス、ニジェール、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、トーゴ

総務会への送り状

2014年7月30日

総務会議長殿

国際通貨基金理事会を代表し、IMF協定第12条7項(a)及びIMF関係法令10項に則り、2014年度(2014年4月30日期)の年次報告書を総務会に提出いたします。IMF関係法令第20項の規定に則り、2015年度(2015年5月30日期)の理事会承認済みIMFの運営及び及び資本予算は、第5章に提示いたします。2014年度(2014年4月30日期)の一般勘定、SDR勘定並びにIMF管理勘定終了日の2014年4月30日度監査済み財務諸表は、当該財務諸表に対する外部監査法人の監査意見とともに、当報告書CD-ROM版及び www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2014/eng/index.htmの付属書VIに掲載してあります。外部監査および財務報告手続は、IMF関係法令第20条(c)の規定に基づき、外部監査委員会によって監督されました。外部監査委員会のメンバーは、Wang氏(委員長)、Ramon氏、及びLoreto氏です。



クリスティーヌ・ラガルド
専務理事兼理事会議長

1 概観



概観



国際通貨基金(IMF)の2014年会計年度¹にあたる2013年5月～2014年4月、世界経済はここ100年で最も深刻な金融危機から立ち上がるという重大な岐路に立っていた。回復は根付きつつあったがそのペースは余りに遅くその道筋には多くの障害が待ち構えていた。IMF専務理事はその「グローバル政策アジェンダ」のなかで、こうした問題を克服し世界経済をよりペースの速い持続可能な成長軌道にシフトさせる大胆な政策措置を打ち出した。国内外での政策の一貫性及び政策担当者間の連携の強化を最優先課題に掲げた。これは、一国の繁栄と世界の繁栄が、相互に関連しているのみならず、これまでに無く各国間の協働にかかっているからである。IMFはこうした世界レベルの協調において不可欠な存在となっている。

1年を通しIMFは、マルチラテラル・サーベイランス(多国間政策監視)や国別サーベイランスといった様々な活動に加え、政策支援や金融支援、能力開発活動を介して188加盟国と積極的な関係を維持することで、システミックなリスクの特定や国内・世界レベルの安定性への脅威に対処するための強力な政策の策定で、加盟国を引き続き支援した。

世界経済

1年が終わりに近づくとつれ、世界の経済活動は力強さを増した。これは、主に先進国・地域が改善したことによるものだが、回復にはばらつきがあり安堵するには依然脆弱だった。成長は引き続き力強さに欠け、何百万という人々が失業状態にあった。地政学的リスクが高まり新たな懸念が生まれた。1年を通しとられた各種政策措置が世界経済の安定化に寄与した。しかし、新興市場国・地域の減速と欧州の極めて低いインフレ率というリスクに起因する新たな課題が、世界の金融の安定性に降りかかった。世界危機の影響が減少していくなかでも、世界経済の回復は緩やかかつ脆弱なままだった。第2章において、本年度の経済及び金融情勢を詳細に検証する。

サーベイランスとIMF支援プログラム

1年を通し、世界経済の回復は一様ではなく当初の期待以上に抑制されたものとなった。安定化から、強固かつ持続可能で均衡ある包摂的な成長への移行は依然実現していない。抑制された成長と市場不安の再発というサイクルを打破するためには、政策措置の実施を強化することに加え、政策の波及とスピルバック(戻り)を伴う世界の金融環

境の正常化、先進国・地域の貢献が拡大し新興市場国・地域の基本的な成長力が低下するといった成長のダイナミクスのシフト、世界の需要のリバランス(再調整)といった、現在すでに進みつつある一連の移行を慎重に管理することが求められた。また、安定性の向上を促すためには、世界の金融システムの改革の完了も不可欠だった。

1年を通しIMFは、低所得国における脆弱性、多様化、構造面での変化、新興市場国・地域の成長、先進国・地域の財政政策、そして所得格差や女性の経済参加といった構造面での課題で、加盟国を支援した。IMFは、金融支援とともに、波及効果報告書やクラスター分析報告書を含めた国別サーベイランスとマルチラテラル・サーベイランスの枠組みのなかで、的を絞った政策助言を行った。第3章では、過去1年間のIMFのサーベイランスやIMF支援プログラムについてより詳細に記している。

政策助言、ガバナンス、能力構築

IMFは国際通貨制度の監視、加盟国におけるプログラムへの支援、加盟国の制度及び能力強化への支援、並びに加盟国経済のモニタリングといった枠組みのなかで、経済の安定性に関する様々な課題について加盟国に政策助言を行う。

1年を通し理事会は、財政政策、非伝統的金融政策、及びマクロプルーデンス政策といった議題で協議を重ねた。また、クォータ(出資割当額)改革をはじめとした理事会のガバナンス構造の主な改革の進捗を点検するとともに、「フレキシブル・クレジットライン」や「予防的流動性枠(PLL)」、「ラピッド・ファイナンス・インストルメント(RFI)」といったIMFの各種制度や金融政策のコンディショナリティーの見直しを行った。

技術支援と研修を通して行われるIMFの能力構築は、強固な制度の構築、そして健全なマクロ経済政策及び金融部門政策の策定と実施のための能力の強化で加盟国を支援する。2014年度、IMFは新たに標準化された評価ツールを立ち上げ新規コースを設定するとともに、地域技術支援センターをガーナに新たに設置した。また、新たにドナーより1億8,100万ドルの拠出を受けた。理事会は、IMFの能力開発戦略を見直し改革を承認した。第4章は、IMFの政策助言、ガバナンス、能力構築について詳述している。

資金基盤と説明責任

加盟国の資金ニーズを支えるに十分な資金基盤を確保することが、危機発生以来の優先課題となっている。2013年1月、理事会はIMFの投資勘定の新規規則と規制を採用、IMF協定の改正のもとに拡大された投資権限の導入のための法的枠組みの整備を図った。加えて、金の売却に伴う想定外の利益を、低所得国向け融資補助のために「貧困削減・成長トラスト」に生かすには、一定の基準値を満たすことで同利益による一般準備金を配分することが可能だったが、この基準値に達した。

前頁上: スペインの工場のロボット生産ライン

前頁下: チェコのカシメツ社のコントロールセンター

左: 東京の株式指標掲示板

右: パナマ運河ミラフローレス閘門のコンテナ船

左: 野菜を売るアラブ首長国連邦の女性

右: ウガンダ・ムベンデ地区の金鉱で携帯電話を充電する男性



IMF加盟国のニーズへの変化には、合理化策、優先事項の見直し、既存のリソースのより良い活用と再配分を行い、フラットな予算の範囲内で対応した。1年を通し、IMFは採用活動を継続的に強力に進めるとともに、2013年の「スタッフ調査」の結果に迅速に対応した。また、人事管理スキルの強化にむけたリーダーシップ開発の枠組

みを新たに構築した。理事会は、IMFのサーベイランスと政策助言の実効性の向上のため、IMFの透明性の方針の強化で合意した。第5章では、IMFの財務と財務政策、人事、透明性及び説明責任の向上のための取り組みを詳述する。

2 世界経済と 金融市場の動向



世界経済と 金融市場の動向



はじめに

2014年度が終わりに近づくなか、世界経済は徐々に「大規模景気後退局面(グレートリセッション)」の危機を脱しつつあった。回復の勢いは増し、世界の金融の安定性が改善した。一方で、成長ペースはあまりにも遅くかつ弱いもので安心することはできず、また何百万という人々が失業していた。地政学的リスクが高まり新たな懸念が生まれていた。

2014年度に採られた一連の政策措置が、世界経済の安定化に貢献した。アメリカは、予算と債務上限の延長を可決、経済は力強さを増し金融政策の正常化の土壌を作った。こうしたことにより、2013年10月の見通しを覆っていた大きな不確実性が取り払われた。欧州では、国レベル・地域レベルで採られた政策によりテールリスクが大幅に減少、ほとんど全ての国で成長が回復したことで政府と銀行の両者に対する市場の信認が大きく改善した。日本では、デフレ圧力が消え信認が上昇するなか「アベノミクス」が順調に滑り出した。新興市場国・地域では、一連の不安定化を経た後、正しい方向性で政策の調整を続けた。

一方で、危機の影響が薄れ行くなか世界の金融の安定性は新たな課題に直面していた。アメリカでは、非伝統的金融政策からの秩序だった撤退を確実に実現するとともに、シャドーバンキング・システム(影の銀行)で生じつつあった脆弱性を封じ込める必要があった。ユーロ圏では、高失業率と銀行及び企業のバランスシートの修復が不完全で、引き続き回復の足かせになっていた。新興市場国・地域では、対外金

融環境がタイト化したことで、レバレッジとバランスシート上のミスマッチの急速な拡大を原因とする各種脆弱性が露呈し、金融の不安定化を招く可能性があった。これらにより、回復は引き続き緩慢かつ脆弱であった。

世界経済:シフトする成長の原動力

2013年の世界の経済活動は、先進国・地域の改善を主な理由に力強さを増した。世界の経済活動のペースは2013年後半には年率で3.3%まで上昇した。その前の6カ月間の2.3%から大幅な上昇である。2014年4月の「世界経済見通し(WEO)」は、成長は力強さを増し成長率は2014年には3.6%、2015年には3.9%に達すると予測した。この上昇分の大半が先進国・地域によるなど、成長の原動力はシフトし続けた。新興市場及び途上国・地域の成長ペースはこれまでより鈍化したものの、それでも世界の経済成長の3分の2以上を引き続き担っていた。

先進国・地域では、経済活動が好転したもののそのペースにはばらつきがあった。堅調な民需と金融環境の緩和に支えられたアメリカが最も力強い成長を見せ、金融政策の正常化の土台を構築した。そうは言っても、耐久性ある中期的な財政計画の導入が引き続き重要だった。

ユーロ圏では、緩慢ではばらつきがあるものの回復が根付き始めた。中核国では成長は力強かったが、高水準の債務と失業率、そして信用収

縮によりモメンタム(勢い)が抑制されるなどストレス下にある国や地域では成長は弱かった。銀行同盟の設立に向けた有望な措置が採られ、銀行のバランスシートの包括的な評価の実施にむけ進捗が見られた。一方で、共通の財政のバックネットの設置は依然完了していなかった。構造改革の進展にもかかわらず、生産性と競争力に関する長期的懸念が残存していた。

日本の経済活動もまた、刺激策により活性化した。日本の経済活動は、不可欠だった消費税率の引き上げの影響で減速する見込みだが、成長が持続的となるためには、構造改革と具体的な中期財政計画という「アベノミクス」の残りの2本の矢を依然放つ必要があった。

先進国・地域の成長率は全体で、金融環境に支えられ、財政健全化の影響も減少したことから、2014年～2015年に約2.25%まで上昇すると考えられた。これは、2013年と比較し約1パーセントポイントの改善である。

減速が続いていた新興市場及び途上国・地域の経済活動は、先進国・地域からの需要の強化に後押しされ2013年の後半に若干上昇した。一方で、対外金融環境のタイト化と投資が引き続き弱かったことが内需の重石になった。総合すると、新興市場及び途上国・地域の2013年の産出高は4.7%と健全なペースで拡大した。2014年はさらに安定し4.9%に達すると考えられた。

2013年に6.1%という最も高い成長率を記録するなど低所得国はとりわけ輝かしく、2014年～2015年もこの傾向が続くと考えられた。しかし同時に、中東と北アフリカの一部の国や地域の見通しが、国内の移行や社会不安といった困難な状況により抑制された。

深刻なリスクは減少したものの、従来からの課題が残るなか新たな課題が表面化した。新たなリスクのなかには、特にユーロ圏をはじめとした先進国・地域の低インフレの長期化がある。これは、ストレス下にある国や地域で需要と生産を阻害し成長と雇用を抑制するとともに、競争力の回復に向けた道程をより困難なものにする可能性がある。ユーロ圏では、ECB(欧州中央銀行)の物価安定目標達成を支えるため、非伝統的な措置を含めた金融の一層の緩和が必要だった。また、日本に対しても量的緩和を継続するよう提言された。

第2の新たなリスクは新興市場国・地域で発生していた。企業のレバレッジ拡大が続くなか、アメリカの金融政策の正常化に関連した市場のボラティリティの高まりという、新たなリスクが生じた。これは全て海外の金融環境がそれほど好ましくないという環境のなかでおこった。それ以前の一連のボラティリティは、より大きな国内外の不均衡を抱えていた国々に影響を及ぼした。これらの国や地域による強力な政策対応が、混乱に対する最善の防御措置であり、波及と広範な金融ストレスというリスクに先手を打つことができるだろう。

第3のリスクは、ウクライナをはじめとする新たな地政学上リスクの浮上であり、その影響は大きく波及する可能性もある。こうしたリスクは、一次産品価格、サプライチェーン、資金の流れに潜在的に影響を及ぼすことも考えられる。

同時に、一部依然として残るリスクへの対処も不可欠だった。2014年4月の「国際金融安定性報告書(GFSR)」が強調しているように、金融システムの改革は不完全であり、システム全体における流動性のミスマッチや「大きすぎて潰せない」問題への対処の進展が限定的となっているなど、金融システムは依然リスクにさらされている。多くの国が依然

前頁上: セントルシア・カストリーズのコンテナ船の船着場

前頁下: ロシア南部で穀物を混ぜる女性

左: コンピュータを組み立てるインドの女性

右: ギリシャの魚加工工場

左: コロンビアで輸出向けの花を仕分ける男性

右: ウズベキスタンの近代化された織物工場



として、成長を維持しながら高い水準にある赤字と債務を減らすという課題に直面していた。失業率は看過できないほど高く格差が拡大していた。

ダイナミックで多くの雇用を創出する回復に向けて

総合すると、緩慢ながらも回復軌道にあったが、よりペースの速い持続可能かつ雇用を多く創出する成長に向けギアをシフトする必要があった。中期的な低成長の罫を回避し国際金融の安定性を確保するためには、加盟国全体で野心的な政策が必要だった。こうした課題に対処するために、主に四つの側面での行動が求められた。

より強力かつ包摂的な中期的成長のために

先進国・地域の多くで潜在成長率は低く、新興市場国・地域の潜在成長率は上昇可能なはずだ。供給サイドの阻害要因に対処し生産性を向上させるためには、構造改革への取り組みを新たにする必要があった。先進国・地域については、政策担当者に対し労働・製品・サービスの各市場の改革を敢行するよう提言した。新興市場及び途上国・地域では、効果的でルールに基づいた市場制度を強化する必要があった。投資の増大が、先進国・地域ではインフラネットワークの改善のために、そして新興市場及び途上国・地域ではインフラのボトルネックの解消のためにそれぞれ不可欠だろう。

流動性に支えられた市場から経済の成長力を取り込む市場への転換を管理する

2014年4月の「国際金融安定性報告書(GFSR)」は、世界的な規制枠組みに関する課題の遂行、シャドーバンキングシステムの脆弱性への対応、そして大きすぎて潰せない問題の解決が重要であると強調した。アメリカでは、金融正常化の秩序あるプロセスを確保するために、タイミング、実行、そしてコミュニケーションが極めて肝要と考えられた。世界の金融環境のタイト化が今後も進むと考えられるなか、新興市場国・地域は、強力なマクロ経済政策・プルーデンス政策を採りその耐性を強化するとともに、金融システムの安定性を維持するために必要に

応じ流動性を注入するよう提言を行った。ユーロ圏では、銀行と企業のバランスシートの修復が、銀行同盟実現への進展とともに金融の分断に対処するうえで不可欠だった。新興市場国・地域では外生の金融ショックに対する頑健性を強化するために、金融市場を深化させる必要があった。

高水準にある赤字と債務の遺産に対処する

2014年4月の「財政モニター」は、成長を維持しながら財政健全化を前進させることが多くの国の課題だと指摘した。財政赤字が平均で危機ピーク時からおよそ半減した先進国・地域の優先課題は、さらに調整を進めるにあたってそのペースと内容を調整することであり、債務比率を安全な水準まで引き下げることだった。新興市場国・地域では、赤字・債務の比率は引き続き危機以前の水準を上回っていた。外国人投資家による債券保有に起因する脆弱性に対応するために、財政の引き締めが必要になろう。低所得国の政策担当者は、債務の急速な積み上げを防ぐ一方で、歳入確保の強化と歳出効率化の改善が不可欠となっていた。

波及と世界のリバランス(再調整)に対処する

標準未達の成長と市場が繰り返し激しく変動したことで、世界的な相互連関性が浮き彫りになるとともに、加盟国の協働の重要性が明白に示された。国内レベルでは、マクロ経済政策ミックスの一貫性を高めるべく、政策担当者間の密接な協力が提言された。信頼できる中期的な財政健全化計画と構造改革を実施することが、成長を支えるにあたって金融政策にかかる負担の軽減、ひいては金融の安定性リスクの減少につながると期待される。国際レベルでは、より強固で均衡ある成長を実現し、政策の負の波及効果や戻り(スピルバック)のリスクを軽減するために、政策協調の強化が不可欠だった。なかでも、各国中央銀行による流動性支援計画とそうした事態への備えに関する協議をより幅広く行うことが、先進国・地域の非伝統的金融政策の撤回に関連した各種課題への対応に資するだろう。さらに、各国のイニシアティブの間で整合性を保ち世界の金融規制の分断を防ぐためには、連携の強化が必要だった。これ以外でも、世界のリバランスを支えるために、赤字国・黒字国双方による協働が引き続き不可欠だった。

3 複数の移行を 管理する



複数の移行を 管理する



相互に結びついた世界における政策

世界情勢の監視

専務理事のグローバル政策アジェンダ

専務理事の「グローバル政策アジェンダ」は、年に2回、多国間報告書の主な分析結果や政策助言をまとめ、IMFと加盟国の今後の課題を明示する。専務理事の「グローバル政策アジェンダ」は、年次総会や春季会合の前に理事会で議論され、その後、国際通貨金融委員会に提示される。

2013年10月の「グローバル政策アジェンダ」によると、回復は、最近まで十分なものではなかったが、最悪の状況を避けるために多くの対策が既に行われていた。進行中の様々な移行の慎重な管理が必要とされていた。これは、世界的な金融状況の正常化や、世界経済成長のダイナミクスの変化、世界需要の再調整、国際金融システムの改革の完了を含む。IMFは、政策波及効果や世界的不均衡、政策ミックスに関するものを含む、多国間の政策分析や対話、協力の場を提供し、焦点を絞った政策助言や能力構築、金融支援を実施するとした。ガバナンス及びクォータ改革の迅速な進捗が、IMFの財務の健全性や信頼性を維持する鍵であった。

2014年4月の「グローバル政策アジェンダ」によると、世界の経済活動は強化する一方、回復はばらつきがあり、安心するにはあまりにも脆弱で、加えて、地政学上の緊張の高まりが新しい懸念となっていた。重要な課題は、新興市場国・地域やフロンティア市場における資本フローのボラティリティの長期的な上昇と、ユーロ圏などの先進国・地域における極めて低いインフレによるリスクなどである。IMFはその活動において、成長の原動力の変化や金融正常化による波及効果やスパイルバック(戻り)、世界の金融規制改革のマクロ経済や金融の安定性への影響、政策協調の役割に関連した一連の政策課題に焦点を当てることになるとした。2010年クォータ及びガバナンス改革の迅速な実施と、第15次クォータ一般見直しを2015年1月までに完了させる事が、IMFの正当性と財政の健全性、信頼性の継続のために依然不可欠となっていた。

サーベイランス

IMFは、国際通貨制度を監視するとともに、188の加盟国の経済及び金融部門政策のモニタリングを行う。サーベイランスと呼ばれるこの活動は、IMF協定第4条の下で確立されたIMFの主要な責務のひとつである。サーベイランスは世界レベル及び国レベルで行われるが、この過程において、安定性を揺るがしかねないリスクを明らかにし、必要な政

策上の調整について助言を行う。このようにしてIMFは、財、サービス、資本の各国間の円滑な流れを促進し、健全な経済成長を維持するという、国際通貨制度の主要な目的の達成に貢献している。

IMFのサーベイランス活動には、各国の政策の評価と助言を行なう国別サーベイランス、及び世界経済の監視を行なうマルチラテラル・サーベイランス(多国間政策監視)と、主に二つの側面がある。2012年に採択された「統合されたサーベイランス決定」は、高度に融合された世界経済において、国別・マルチラテラルの両サーベイランスを統合する基盤である。同決定により4条協議を国別サーベイランスのみならずマルチラテラル・サーベイランスの手段とすることで、より包括的で一体化されかつ一貫した波及効果の分析を行うことができる。世界的な金融危機以来、金融部門のサーベイランスは、特に注目している分野である。

IMFは、定期的にサーベイランス活動を見直している。最も注目すべきは、3年ごとに行われる公式の見直しである。直近の、「3年毎のサーベイランス・レビュー(TSR)」は、2011年に行われた。

20カ国・地域(G20)の相互評価プロセス

「相互評価プロセス(MAP)」は、2009年のピッツバーグ・サミットにおいて20カ国・地域(G20)が策定した政策協調へのアプローチで、全ての人のプラスになる協力的政策措置を実現すべく作成されたものである。IMFはG20から、他の国際機関と連携して、G20の各加盟国が追求する政策がG20全体の成長目標と整合的であるかを明らかにするよう依頼された。さらに、IMFは、G20加盟国による「参考指針」の作成

を支援し、この指標を用いて2年毎に加盟国間の大幅な不均衡を特定して評価するよう依頼された²。

2013年9月の Санктペテルブルク・サミットで、G20は、経済成長、雇用、金融の安定性という世界的課題に対処するため、継続的な協力が重要であると強調した。また、先進国の持続可能な財政を確保するために、当面の経済情勢と予算状況を考慮しながら、中期的な信頼性ある財政戦略を策定することに改めてコミットした。また、G20は、国内向けに実施した政策の負のスピルオーバー効果(波及効果)を監視しつつ、その影響を最低限に抑えることにコミットするとともに、世界的な不均衡を持続的に軽減していくために協調することを改めて約束した。

2014年2月の会議で、G20の財務大臣および中央銀行総裁は、今後5年間でGDPをG20全体で現在の政策により予期される軌道から2%以上押し上げるための、野心的であるが現実的な政策を策定する事にコミットした。このコミットメントは、IMFスタッフ分析を反映しており、G20加盟国は、マクロ経済政策の実施に加え、投資の増大や雇用と参加の拡大、貿易の強化、競争の促進などを行うことで合意した³。これらの対応は、G20の包括的な成長戦略や、2014年の「ブリスベン行動計画」の基盤となる。

早期警戒演習

2008年11月、G20はIMFと金融安定理事会(FSB)に対し、定期的な早期警戒演習(EWE)で協力するよう要請した。この演習は、発生する可能性は低いものの、世界経済に大きな影響を与えるリスクを評価し、そのリスクを緩和する政策を特定するものであり、様々な量的ツールや

前頁上: インドネシア・ジャカルタの証券取引所のパネル

前頁下: タイの米工場

左: ブラザビルの地域再開発プロジェクトで働くコンゴ人労働者

右: スリランカ・コロomboの紅茶工場

左: コソボのジャガイモ加工工場

右: インド・コルカタのカリフラワー畑



広範な協議から導き出したシステミック・リスクに対するマクロ経済的見解および金融の見解を統合したものである。IMFは、通常、経済やマクロ金融、ソブリン・リスクに関する懸念に対し、先導的な役割を担う。一方、加盟国の金融監督当局や中央銀行からの専門家および政策立案者を代表するFSBは、金融システムの規制や監督に関する問題を主導する。

EWEは、システミックな危機を引き起こしかねない脆弱性や要因、並びに国際協調を必要とするものも含めた可能なリスク緩和策を特定する。また、サーベイランスの強化に向けたIMFの取り組みにおいて、特に経済・金融・財政のリスク、および分野横断的・国境を越える波及効果に関する分野で、役割を果たしている。

演習結果は、IMF理事会での協議とFSBとの協議の後、春季会合・年次総会の際に幹部に提出される。理事会はEWEについて2013年10月及び2014年4月に説明を受けた。

2014年の3年毎のサーベイランス・レビュー

危機前のIMFのサーベイランスの弱点は、十分に特定されていた。サーベイランスは、特に先進国・地域を起点とした高まるリスクについて十分な特定や警告を発しなかった。IMFの2011年のTSRでは、サーベイランスが世界経済そのものと同じく、確実に相互連関させるなど必要とされる改良を特定した。

2013年9月の非公式な理事会の協議で、2014年のTSRのためのIMFスタッフ・コンセプト・ノート⁴について議論した。レビューは、IMFの主要責務である国際通貨制度の安定確保への取り組みや、加盟国に対する最大の付加価値の提供、IMFの比較優位の活用に関するものが対象である。これは、1) 4条協議報告書⁵やマルチラテラル・サーベイランスの成果のレビューと分析、2) 協議の重要な段階にて、外部諮問グループから受ける助言、3) 外部専門家とスタッフによる背景調査、4) 各国当局やスタッフ、他の関係者へのアンケートやインタビュー、を基盤にする。「金融セクター評価プログラム (FSAP)」のレビューは、別に行われるものの、TSRと同時期であり、関連する執筆チームと密接に連携を取りながら行う。また、レビューは、最近の他の分析結果も考慮に入れる。

国別サーベイランス

IMFスタッフは、加盟国の経済を継続的にモニタリングしている。通常年に1回、加盟国を訪問し、政府や中央銀行と意見を交わし、経済政策や金融政策の調整が必要となる国内あるいは世界の安定性に対するリスクの有無について意見交換をする。このプロセスは、4条協議と呼ばれる。協議は主に、為替レート、金融、財政、金融部門の政策が中心となる。通常、IMFスタッフは、加盟国の経済政策や方向性の評価に役立てるべく、国会議員や、ビジネス、労働組合、市民社会の代表といった関係者とも協議を行なう。

左: ブラジル・サンパウロの商店に併設された銀行
右: チュニジアのナツメヤシ卸売市場



スタッフは、通常、IMF理事会での審議のために理事会に協議についての報告書を提出し、理事会が協議を完了する。その後、理事会の見解は加盟国当局に報告される。近年、サーベイランスの透明性が向上している。現在ほぼ全ての加盟国が、理事会の見解の総括であるプレスリリースやIMFのスタッフ・レポート、関連分析の公表に同意している。また、多くの加盟国は、IMF協議の終了時に、スタッフによる声明を発表する。この1年で、IMFは、123件の4条協議を行った(ウェブ表3.1参照)。

マルチラテラル・サーベイランス

IMFは、世界及び地域レベルで経済情勢をモニタリングするとともに、加盟国の諸政策の世界経済への波及効果を分析する。マルチラテラル・サーベイランス(多国間政策監視)は主に、定期的に発表される「世界経済見通し(WEO)」、「国際金融安定性報告書(GFSR)」、および「財政モニター(FM)」を通して行われる。WEOは、世界経済情勢を詳細に分析し、現下の世界的金融の混乱や経済の減速など、早急の対応が必要な問題を検証する。GFSRは、世界の金融市場や金融見通しについて最新の評価を行い、金融市場の安定性のリスクとなり得る不均衡や脆弱性を明示する。財政モニターは、中期的な財政の見通しの最新情報を提供するとともに、財政の動向を評価する。

IMFは、世界経済金融サーベイシリーズの一環として「地域経済見通し(REO)」を作成し、世界の主要5地域について、深部にわたる分析も行っている。2014年度のREOは、4月と10月に、アジア太平洋、中東中央アジア、サハラ以南アフリカ、西半球に関して、そして10月に、中欧、東欧、南東欧州に関して作成された。REOは通常、各地域で大々的に開かれるアウトリーチ活動と連携する形で公表される。REOの分析結果を要約したプレスリリースとともに、REOの全文及び公表の際の記者会見のウェブキャストと会見録がIMFのウェブサイトで公開されている⁶。国際税制問題に関する理事会の協議とIMFの役割については、第4章で詳述。

対外部門の安定性に関するパイロット報告書

IMFは、2012年から「対外部門の安定性に関するパイロット報告書」を作成している。これは、システム上重要な国や地域の対外ポジションを、世界レベルで一貫した状況で分析するものである。波及効果報告書や(波及効果に焦点を当てている)4条協議とともに、「対外部門の安定性に関するパイロット報告書」は、IMFが、加盟国の政策による世界の安定性への潜在的な波及効果に対処し、包括的に対外部門をモニタリングできるようにする継続的な取り組みの一環である。

理事会は、2013年7月の非公式協議で「2013年対外部門の安定性に関するパイロット報告書」について議論した。このパイロット報告書第2弾は、2012年から2013年前半を対象としている。また、為替相場、経

常収支、外貨準備、資本フロー、対外バランスシートの一貫した評価を行うために、IMFの国別サーベイランス及びマルチラテラル・サーベイランスの分析を組み込んでいる。前回の報告書へのフィードバックを考慮して、資本フローを更に重視し、対外バランスの評価手法について一層の改善を行った。

波及効果報告書

IMFは、2011年より、中国、ユーロ圏、日本、アメリカ及びイギリスという世界の5大経済国・地域の経済政策の、パートナー国・地域に対する影響を分析した「波及効果報告書」を作成している。理事会は、2013年7月の非公式会議で、2013年の波及効果報告書について考察した。報告書によると、世界的な金融危機から5年が経ち、「5大システミック国・地域」の一部において2011年に起因する深刻な緊張とリスクは緩和されたが、すべての5大経済国・地域は、依然、潜在的に可能な水準以下で活動している。つまり、潜在的に可能なほど世界経済活動に貢献しなかった。仮に、何とか産出量ギャップを解消できた場合は、世界の産出高は、潜在産出高に3パーセント・ポイント近くなるだろう。

IMFの強化されたサーベイランスの枠組みの中核である波及効果の検証というマニフェストにより、IMFは、国の政策が世界に及ぼす影響を評価し、その政策が多国間での取り組みにとって有益になるよう助言する一層適切な立場にある。これは、各国間の対話を向上させるとともに、分析結果の一層の共有を助けることで、ペースの速い持続可能な成長を実現するためのより詳細な考察を可能にするであろう。

理事会は、状況に応じて、特に重視する必要がある世界経済の動向を把握している。また理事会は、ベネズエラとの正式な4条協議がないため、2014年1月にベネズエラから同地域の国々への波及効果について説明を受けた。

世界の流動性

世界的な金融危機とそれに関連する政策介入により、相互関連性が高まっている世界経済において、金融ショックがどのように波及するか明らかになった。世界の流動性は、先進国・地域での総体的な金融緩和からの波及効果という文脈において議論されてきた。ある施策の当面の影響だけでなく、長期化した金融緩和の世界の金融の安定性への影響にも焦点を当ててきた。

2014年3月の非公式協議において、IMFスタッフは、理事会に対し、世界の流動性に関するマルチラテラル・サーベイランスの課題について説明をした。この説明⁷のために用意された分析論を駆使したIMFの政策ペーパーは、多様多様な経済において世界の流動性を把握するための指標を提案した。これは世界のマクロ金融の環境と安定性への

予期される指標の影響に基づいており、指標はモニタリングを目的として、経時的なトレンドを追う計器盤に組み込まれた。この計器盤は、世界の金融状況の変化をうまく追跡した。このうち、いくつかの指標は、既に重要なマルチラテラル・サーベイランスの分析の中でモニタリングされている。

グループ化した報告書

2011年の「3年毎のサーベイランス・レビュー」の提言のひとつは、相互の結びつきと波及効果に関する作業を強化する事であった。この提言への対応の一環として、IMFは、共通ショックからのリスクを検証し、共有する政策課題を明らかにし、政策協調による潜在的利益を特定することによって、4条協議をグループ化するとともに、相互に関連した国々への波及効果を検証するパイロット版に取り組んだ。これらのグループ化した報告書は、対象の国々の4条協議を補完する。

2013年8月、理事会は、デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンに関する北欧地域の報告書を考察した⁸。理事会は、北欧・欧州のレベルにおける、経営困難に陥った銀行に対応するメカニズム導入での最近の進展を歓迎した。これは、監督業務や破綻処理の選択で、現在見られる相違の多くを解決するうえで役立つであろう。また、理事は、欧州レベルでの銀行同盟の開発は、欧州のより広大な計画とも整合的な地域協調の一段の深化のための貴重な機会だと指摘した。

グループ化した報告書の第2弾は、ドイツと中欧のサプライチェーンに関する報告書であり、2013年7月に理事会で考察された。

資金洗浄・テロ資金供与対策に関するIMFの戦略のレビュー

2014年3月、理事会は、資金洗浄・テロ資金供与対策(AML/CFT)に関するIMFの戦略のレビューを行った。理事会は、資金洗浄・テロ資金供与に関する国際社会の対応にIMFが貢献していることを認め、世界銀行や金融活動作業部会(FATF)、FATF 型地域機関(FSRB)と、この分野での協力を継続するよう奨励した。また、加盟国でのAML/CFTに関する能力強化に向けた取り組みにおいて、IMFの役割が重要であると強調した。

理事会は、2012年に改定されたAML/CFTの基準とIMFの活動に関する新しい評価手法を承認した⁹。これは、リスクや国の状況をこれまで以上に重視するため、一層焦点を絞った有意義な評価になると期待された。理事は、国のAML/CFT体制の不備は、マクロ経済や金融の安定性に重要な影響を及ぼす可能性があるとして指摘するとともに、金融の高潔性の問題を4条協議、そしてこれらの問題がマクロ経済に重大な影響を及ぼす場合にはIMF支援プログラムに組み込むといった、IMFスタッフが取った方向性を概ね支持した。

理事会は、AML/CFT評価が、「国際基準の遵守状況に関する報告書(ROSC)」プログラム¹⁰と「金融セクター評価プログラム(FSAP)」の

重要な一部だとの認識を改めて示し、各種査定機関で、評価報告書の十分な質を確保する重要性を強調した。また、近年におけるFATFとFSRBのネットワークの拡大に伴い、IMFは、国際金融機関とFATFやFSRBの間で負担を共有する取り決めに適用し、FATFとFSRBの評価をIMFの業務のために一層利用していると述べた。この点において、理事会は、今後の評価報告書に関して質と一貫性の管理を強化するためにFATFが採った措置を歓迎し、同様の措置が全ての査定機関で導入されることを期待しているとした。理事会はスタッフ対し、リソースが許す限り、レビューの過程に積極的に参加するよう奨励した。形式的なレビューの後、全ての評価をROSCへ変換する現在のシステムは維持される。

理事会はまた、全てのFSAP報告書への時宜を得た正確なAML/CFTのインプットの重要性を強調した。また、このインプットは、可能な限り包括的かつ質の高いAML/CFTの評価に基づくべきであり、また時期がきたら他の基準や規範のアプローチに沿った、的を絞ったアップデートやROSCにも基づくべきである点で意見が一致した。

これを促進するために、理事会は全ての査定機関が、FSAPと評価のスケジュールを調整して合わせるという努力を続けることを奨励した。また、理事は、総合的なポリシーに沿って、必要であれば、IMFスタッフがAML/CFTのインプットの正確性を確保するためにROSCからの情報を補足すると述べた。加えて、包括的な評価または広く行われている基準を基盤とした的を絞ったアップデートが入手不可能な場合もあるかもしれないとの認識を示した。理事会は、このような場合には、IMFスタッフは他のソースからの情報に基づいて、主な分析結果を導き出す必要があるかもしれないという点で概ね同意した。

理事会は、1)AML/CFT問題がサーベイランスやIMF支援プログラムにより多く含まれるケース、2)新たな手法による評価、3)IMFスタッフの質と一貫性管理の強化への参加、によるIMF資源への影響について述べた。全体の予算状況に照らし、大多数の理事は、IMFスタッフによるIMF主導の包括的な評価の頻度を年に2、3回に減らすことが適切であると考えた。理事は、次のAML/CFTプログラムの見直しは、今後4年以内に完了するとの見通しを示した。

金融部門のサーベイランス

金融部門サーベイランスに関する戦略

理事会は、2011年の「3年毎のサーベイランス・レビュー」の主な勧告に沿って、2012年9月にIMFの「金融部門サーベイランスに関する戦略」を導入した。この戦略は、国際通貨制度の効果的な運営の確保と、世界の金融の安定性を支えるというIMFのマンドートを支援するために、金融部門のサーベイランスを向上させるための今後3年から5年間の具体的かつ優先的な措置を提示している。これは、リスク特定と政



左：ルワンダ・ンゴマの医療センターで働く実験助手
右：メキシコ・シティの市場でトルティーヤを売る女性

策分析の改善、分析や各種制度における金融部門のリスクに対する一体化した見解の促進、関係者との一層効果的な関与、という3本柱を基盤としている。

2013年9月に、理事会はこの戦略の導入への進捗の報告を受けた¹¹。報告によると、実施の1年目に三つの柱それぞれで進展があり、特に、リスク特定と政策分析の改善で顕著だった。これにより、金融部門のサーベイランスの強化に必要な基盤が構築された。

しかし、資源面での制約により、システム上重要な25の国と地域以外の脆弱国に対するFSAPの回数の増加など、他の分野での進捗が妨げられた。むこう1年間は、更なる進捗が最も必要とされる分野に焦点を絞って進められる。

金融セクター評価プログラム下の義務化された金融安定性評価の見直し

2010年9月、理事会は、「金融セクター評価プログラム(FSAP)」の安定性評価を、システム上重要な金融部門をもつ25の国と地域について、4条協議の国別サーベイランスの一部として義務化した。2013年12月、理事会は第1回目の義務化された評価からの経験と金融危機から学んだ教訓をレビューした¹²。

理事会は、特定された国と地域のはほぼ全てで、義務化された金融安定性評価は既に終了または進行中であり、この決定が成功裏に実施され

ていると強調した。また、金融部門のサーベイランスで、よりリスクベースのアプローチを用いることで、IMFはFSAPの資源をより効果的に配分でき、これらの国と地域のFSAP評価と4条協議の統合を強化する助けになったと指摘した。

理事会は、義務化された金融安定性評価の法的根拠と2012年の「統合されたサーベイランス決定」が整合的である必要があると同意した。この決定により、4条協議が国別及びマルチラテラルのサーベイランスの手段となるとともに、加盟国の国内政策が国際通貨制度の効果的な運営に大きく影響する可能性がある場合、IMFが4条協議において、国内政策から生じる波及効果の検証をすることが可能になった。このアプローチに沿って、義務化された金融安定性評価には、加盟国の金融部門の政策が、加盟国自身の安定性を損なったり、または、世界の経済及び金融部門の安定性を損なうなどにより、国際通貨制度の効果的な運営に大きく影響する可能性がある場合、これらの政策の波及効果も含むことになろう。

理事会は、危機からの教訓、特に相互関連性の重要性を組み込むために、システム上重要な金融部門を特定する手法の変更案を承認した。また、専務理事が、システム上重要な金融部門を有すると判断した29の国や地域について留意した。国や地域のリストと手法は、定期的なレビューする必要があるとの認識が示された。(2013年11月の非公式協議で、理事会にシステム上重要な金融センターのリストに関する技術的な報告が行われた)

同時に、大多数の理事は、よりリスクベースのアプローチへとシフトしたことで、システム上重要ではない金融部門を持つ国や地域において、任意のFSAPの可用性が減少したことに懸念を示した。

低所得国

低所得国は、特有の課題に直面しているため、IMFではとりわけ比重が置かれる。このセクションの残りで議論される注目すべき特定分野に加え、IMFは、「貧困削減・成長トラスト (PRGT)」の適格国で、国際収支上の困難を抱える適格性のある加盟国へ譲許的条件で融資をすることにより、低所得国と関わりを持ってきた(本章後述の「譲許的融資」を参照)。

2013年の低所得国を対象とした脆弱性エクササイズ

2013年9月に、理事会は2013年の「低所得国における世界的リスクと脆弱性に関する報告書」について議論した¹³。特定の有害なショック・シナリオ(新興市場国・地域での一時的な成長ショックやユーロ圏での成長の鈍化の長期化)に関する検証は、時宜を得たものであり適切だったと同意した。考察されたショックは、2012年の低所得国の脆弱性に関するペーパーで検証されたものより小さい規模のものであった。これは、可能性の少ないテールリスクのシナリオよりも、今にも起こりそうなリスクを重視するという決定を反映したものである。

理事会は、報告書の政策提言に概ね合意した。世界的な金融危機以来、大半の低所得国で、耐性のある成長が続いていることを歓迎したが、財政と対外バッファの再構築の進捗状況が一様ではないことと、世界経済の大きな下振れリスクを考慮すると、満足する余地はあまりないと指摘した。理事会は、加盟国に対し、財政と対外バッファの再構築や十分にターゲットを絞った財政調整措置の策定、国内の金融市場の開発に対する一層の努力、制度面の能力の強化を通して、頑健性を高めるよう求めた。脆弱国において必要な改革に十分に足並みのそろった技術支援を含め、低所得国とIMFの積極的な関係構築が重要であろうと指摘した。

理事会は、非常に深刻な外生ショックが発生した場合、加盟国の外部資金の調達ニーズは、その国の状況に応じて、国内政策の調整と外部からの支援の組み合わせによって満たされる必要があると述べた。IMFや他の国際金融機関は、健全な政策を支援するための融資を提供するのに良好な立場にあるが、二者間ドナーからの援助の増額も必要であろう。理事会は、世界的なショックにより財政調整が必要とされる状況において、こうした調整では、インフラや貧困関連支出を含む優先すべき支出を保護し、普遍的なエネルギー補助金の段階的な廃止や歳入管理の強化、適切に策定された税制改革の実施といった措置を優先すべきだと強調した。

理事会は、IMFがより長期にわたり十分な金融支援を行う能力を確保するため、売却した金の想定外の利益の残りの分配を終了させること

ボックス 3.1

女性がどのように経済成長を助けるか

2013年9月に発表されたIMFの研究によると、より多くの女性が労働力に加わることで、経済的に大きな利益をもたらすことが分かった。この「女性と雇用、経済」^aと題されたペーパーは、政策当局に対し、労働力として参加する平等な機会を女性に提供するよう訴えるものだ。同研究によると、たとえば、女性の労働参加率が男性の水準まで上がれば、GDPがアラブ首長国連邦で12%、日本で9%、米国で5%上昇することが分かった。

ペーパーでは、女性の労働参加に関する様々な障害を指摘した。世界中で女性の労働力参加は依然として男性を大きく下回っており、女性の雇用は生産年齢人口のわずか半分程度にとどまっている。無報酬労働の大半を女性が占めている。有給の仕事に就いても、女性はインフ

ォーマルセクターや貧困層で大きな比率を占めており、同じ内容の仕事をしていても、女性の賃金は男性の賃金と比べ低いままである。

研究によると、政府の税制や歳出政策、労働市場の規制の改革は、女性の雇用の押し上げにつながる。例えば、世帯所得ではなく個人の所得に課税することにより(多くの国や地域では、世帯所得への課税を通し世帯主の配偶者により高い限界税率を課している)、女性の就労意欲を高めるであろう。また、質が高くかつ手ごろな保育所の整備や父親の育児休暇や産休の機会の拡大に加え、社会保障を労働力参加、研修、積極的な労働市場プログラムとリンクさせることも、女性の雇用増加に有益であろう。

^a このペーパーは、www.imf.org/external/pubs/ft/sdn/2013/sdn1310.pdfで閲覧可能。

が重要だと改めて表明した(第5章の「金の売却」を参照)。外部から可能な支援の限度を考慮し、脆弱国およびショックの影響を最も受けた国へ資源を振り向けることが重要だと強調した。また、脆弱性エクササイズの結果を、IMFのサーバイランスやプログラム関連の活動に組み込む重要性も強調した。

IMF支援プログラムの債務上限に関する政策

2014年1月、理事会はIMFの債務上限の政策の見直しに関するスタッフの提言について非公式に協議した。提言は、2013年3月の理事会の議論で出された意見¹⁴と、その後数カ月間、IMFスタッフが外部関係者と重ねた多くの協議が基盤となっている。2013年3月にIMFの債務上限の政策を見直した際、大多数の理事は、一般資金勘定(GRA)の資金を原資としたプログラムの債務上限の内容については変更の必要はないことから、議論の焦点は、対低所得国IMF取極における債務のコンディショナリティーの詳細であるという点で意見が一致した。理事会は、スタッフに、このような取極の新しい枠組みについて新たな提言を提出するよう求めた。

貿易に対する援助

IMFは、世界貿易機関の「強化された統合フレームワーク」の主要パートナーである6機関のひとつである。同フレームワークは、後発開発途上国、ドナー、国際組織が、世界貿易システムにおいて一層積極的なプレイヤーになるよう支援する、グローバルパートナーシップである。2013年7月の第4回「貿易のための援助グローバル・レビュー会合」¹⁵の開催中に、これらの機関の代表は、途上国や後発開発途上国の企業をバリューチェーンへ結びつけるために、開発援助をどのように活用するか検討するために会合を行った。各機関の代表は、国際社会がポスト2015年開発アジェンダへ前進するなか、世界の最貧国が、世界の貿易ネットワークからより多くを得られるよう支援することに再度コミットした。

低所得国における長期的成長とマクロ経済の安定性の維持

2014年3月の非公式協議で理事会は、低所得国の長期的成長とマクロ経済の安定性を維持するための構造転換と多角化の役割について議論した。新しく構築されたクロスカントリーのデータセットを使用した、1960年代中ごろ以降の多角化と変化のパターンを検証するためのIMFスタッフによる実証研究は、国のケーススタディーによって補完されており、議論の土台となった¹⁶。

歴史的にみると、ほとんどの低所得国は、大半の輸出収入と成長源を、少ない種類の伝統的な一次産品と数少ない輸出市場に大きく依存してきた。分析によると、これらのパターンは、過去20年間に、地域間および地域内で多角化の程度にかなりのばらつきが見られるものの、変化してきたことが明らかになった。また、製造業だけでなく、往々にして生

産性の最も低い部門である農業においても、国の既存の輸出バスケットの質を向上させる、または、新しいより付加価値の高い製品を導入する余地が依然十分ある。そのため開発政策は、農業を放棄するのではなく含むべきである。

分析の中で提示されたクロスカントリーの経験的証拠は、多角化や構造改革を促進する上で有効だと明らかになった様々な総合的な政策や改革措置を示している。これは、インフラや貿易ネットワークの改善、人的資源への投資、金融の深化の促進、そして新製品の参入の障害を減らすといったことが含まれる。しかし、加盟国のケーススタディーが示す様々な経験で明らかのように、全てに当てはまる唯一無二のアプローチは存在しない。IMFスタッフが開発し、現在公表されている新しい多角化ツールキット¹⁷がこの分析で導入された。これより、輸出の多角化と製品の品質に関する非常に細分化された製品レベルのデータに、容易にアクセスができる。このツールキットにより、各国当局やミッションチームが一層詳細な国別の分析を行うことが可能だろう。

新興市場国・地域

理事会は、新興市場国・地域に関する関心のある課題やトピックについて、定期的に説明を受けたり非公式に会合を開く。1年を通し、このようなブリーフィングや会議が複数回行われた。理事会は、2013年9月の非公式協議で、新興市場国・地域の情勢と成長見通しについて議論した。協議では、IMFスタッフによる「新興市場国・地域：現状と今後」と題されたプレゼンテーションも行われた。また、2014年2月の非公式協議では、新興市場諸国の最近の動向について、そして、2014年4月には、外生的なボラティリティへの対応をめぐる新興市場国・地域の政策経験について説明を受けた。

ウィーン・イニシアティブ2

世界的な金融危機のさなかに立ち上げられた「欧州銀行間協調イニシアティブ」(ウィーン・イニシアティブとして知られる)は、金融危機後の欧州新興諸国の金融の安定性を保護する枠組みである。2012年1月に、ユーロ圏で一連の新しい危機が起こると、「ウィーン2」として再導入された。「ウィーン・イニシアティブ2」は、中欧、東欧、南東欧地域(CESEE)の国の支社からみて西側の親銀行による無秩序なレバレッジ解消の回避を支えるとともに、国境を越える金融の安定性の潜在的な問題を確実に解決し、ホーム国とホスト国の最良の共通の利益のため、特に監督に関する政策措置を遂行するという目標のもと設計された。

IMFは、欧州復興開発銀行、欧州投資銀行、世界銀行グループ、欧州委員会、そして、ホーム国とホスト国であるアルバニア、イタリア、ルーマニアとともに、ウィーン・イニシアティブ2諮問委員会のメンバーである。同イニシアティブは「CESEEのレバレッジ解消と信用モニター」を四半

期毎に発表し、関連する欧州の機関に対し、監督面での調整と国境を越えた銀行破綻処理の改善に向けた提言を行うとともに、「ホスト国国境を越えた銀行業務についてのフォーラム」を開催し、国内のシステム上重要な銀行と、これらの銀行の主要な対話者である、通貨庁や規制機関、国際銀行グループの親銀行とその親銀行の規制機関の間での協議の場を提供する。このレポートの対象年に、このようなフォーラムが、アルバニアとクロアチア、セルビアで開催された¹⁸。

2014年の優先課題

2014年1月の協議で、諮問委員会は、2014年のイニシアティブの次の優先事項5点について合意した¹⁹。すなわち、南東欧州の欧州連合(EU)非加盟国に特に注意を払った包括的な銀行同盟を促進する。CESEE国におけるレパレッジ解消と信用のトレンドを注意深くモニタリングする。複数の利害関係者との協調的な努力により、CESEE国の重要な不良債権の問題に取り組む。この地域は依然高リスクであるという認識がある状況をふまえ、新規信用を支援するための信用強化とリスク緩和を行う。CESEE国にてより速い対応が可能な現地の資金供給源を開発する。

移行期にあるアラブ諸国

2014年4月末日の時点で、IMFは、移行期にあるアラブ諸国(ACT)の金融支援に、合計100億ドルを承認していた。ヨルダン、モロッコ、チュニジアにおけるIMF支援プログラムは順調に進んでいた。IMFは、イエメンと、「拡大クレジット・ファシリティ」の下での新たな取極の可能性について話し合っており、また、エジプト当局から支援の依頼があれ

ば、プログラムに関する話し合いをする用意があった。IMFは、ドナー国と協働し、政策助言を提供し、能力を強化するという形でも関与した。IMFは1年で、中東と北アフリカで約180の技術支援のミッションを行い、その様々な研修行事に、同地域から約1,100人が参加した。

理事会は、1年を通し、ACTについて非公式協議で複数回説明を受けた。2013年10月に開発と主要な政策課題について、2014年2月にドーヴィル・パートナーシップへの取り組みを含む最近の動向と見通しについて、2014年3月に経済改革の課題についてブリーフィングが行われた。2014年4月の地域経済の見通しと主要課題に関するIMFスタッフレポートによると、進展は一律ではないが、ACTのいくつかの国で、改善とマクロ経済の安定の初期兆候が見られた²⁰。しかしながら、地域の不安定性が高まるなかで、長期に及ぶ弱い成長と停滞した民間投資が引き続き失業率の改善の足かせとなっていた。

こうした状況に照らし、外部パートナーの支援を得た、より高くより包摂的で民間主導の成長を実現するための改革努力を加速化することが当局に求められていた。加えて、手頃な外部資金調達を活用は、適切に実施される公共投資を促進する助けになり、成長と雇用の短期的な原動力となる。これにより社会政治学的に困難な状況が地に安定し、より徹底した構造改革への余力が生まれる。

小国

IMF加盟国の5分の1以上は、人口が150万人以下の国(小国)である。小国のうち4分の3は島、または広く分散した複数の島で成る国である。他には、陸地に囲まれた国や、地理的に主要なマーケットから離

左: モロッコで輸出向けイチゴを収穫する農家
右: ジャマイカ・オーチョ・リオスのボーキサイト採掘場のトラック



れた国もある。これらの小国は、全ての所得カテゴリーに属する多様なグループだが、どの小国も、規模に関係した制約を抱えている。公共の財を供給する際の固定費用と変動費用が高く、規模の経済を生かす余地はほぼ無い。民間部門では、費用が高いため、競争の少ない集中した市場になっている。

多くの小国では輸出入の割合が極めて高く、これが弱い競争力という問題を乗り越え成長を活性化させるうえで役立つ。しかし、多角化への障害と相まって、この高い開放度により世界市場でのショックに一層脆弱となっている。小国の国内金融市場は、深みに欠ける傾向がある。投資家は多くの場合、小国を高リスクとみなすため、世界の資本のアクセスに関し不利である。さらに悪いことに、大半の小国は、自然災害に見舞われやすく、一部の国は、特に気候変動の影響を受けやすい。

IMFは近年、ワークアジェンダで常に重視してきた小国との関係の強化に努めてきた。小国が再び注目されていることは、2013年10月の国際通貨金融委員会コミュニケを含め、IMF加盟国から繰り返し歓迎されてきた。小国が一層重視されていることは、これらの国の特別なニーズや課題、そしてこれらの国によるこうした課題への取り組みを支援するのみならず、これらの国々から学ぶことができるというIMFの認識の広がりも反映している。

関係強化の一例として、2014年4月に創刊号が出版された「アジア太平洋小国モニター」がある²¹。同モニターは、四半期ごとに出版の予定で、アジア太平洋地域の小国の最近のマクロ経済の動向や時事問題に焦点を当てる。また、IMFと小国の関係強化のために、スタッフ向けの指針文書が出された。

自然災害や他の外生ショックを切り抜けるために、小国は、緊急支援である「ラビッド・クレジット・ファシリティ」を含むIMFの融資制度を一部利用してきた。特にIMF地域技術支援センターを通じた技術支援や研修は、小国の能力強化で重要な役割を担っている（「能力開発」については第4章を参照）。IMFはまた、他の国際機関や開発パートナーと密接に連携し、小国のニーズに応え彼らの経験から学ぶための努力を続けている。

融資と国際的なセーフティネット

IMFの中核的な役割は、実際または将来的或いは潜在的に国際収支上の困難を抱える加盟国へ、IMFのポリシーや手続きに沿って金融支援を実施することである。この金融支援により、加盟国は、根底にある国際収支問題を是正する政策を実施しながら、外貨準備の再構築

や、通貨の安定化、輸入代金の支払いの継続、力強い経済成長のための条件を回復することが可能になる。

IMFの融資は、国際収支上の問題の是正及び強固な経済成長に不可欠な条件の回復に向けた、加盟国の調整政策や改革を緩和するクッションとしての機能を果たす。

融資の財源

IMFは、加盟国へ融資する際、クォータとして払い込まれた金融ポジションが強固な国々の通貨を使用することができる²²。理事会が通常四半期ごとに、加盟国の国際収支と外貨準備の状況をもとに、これらの通貨を選定する。選定される通貨の多くは先進国・地域が発行する通貨だが、新興市場国・地域や時には低所得国の通貨が含まれる場合もある。IMFが保有するこれらの通貨と特別引出権(SDR)がIMFの貸出し可能原資を構成する。必要に応じ、IMFはこれらの資金に加え、一時的に借入資金を用いることができる。借入は常設の借入取極に加え、二者間の取極を通じて行なうことができる。2014年4月30日時点で、IMFは二者間融資やノート・パーチェス・アグリーメント(債券購入契約)、拡大後の新規借入取極(NAB)により473億SDR(733億ドル)に上る借入資金を保有している²³。(他の融資財源については本書の他所で論ずる。低所得国向け融資へのIMFの金売却の収益の活用については、第5章の「金の売却」を参照。「貧困削減・成長トラスト」を通した低所得国の債務救済の資金については、本章の後半を参照。また、IMFが財源の保護のために行う措置については、第5章の「IMFの引当準備金の適切性の検討」と「リスク管理」を参照)

借入取極

IMFの常設の借入枠には、「一般借入取極」(GAB、1962年制定)と「新規借入取極」(NAB、1998年制定、2010年大幅に拡大)がある。これらの取極の下、複数の加盟国やその機関が取極を発動し、追加資金をIMFに貸し出すことが可能となっている。2014年4月30日時点で、総額2,765億SDRの31の二者間借入取極が実施されていた。

NABはIMFと38の加盟国及びその機関の間の与信取極であり、新興市場国の一部も取極に加わっている。NABを「発動する」との専務理事の申し出は、投票権を有する参加国のうち信用取極総額の85%にあたる参加国の賛成と、その後理事会の承認が得られた場合のみ有効となる。NABは、最長6カ月にわたり発動が可能である。NABが発動されれば最大3,700億SDR(約5,734億ドル)の追加資金が利用可能となる。本書の対象期間中では、NABは2013年10月と2014年4月の2度発動され、いずれの場合も最長期間である6カ月間の発動がなされた。

GABの下では、IMFは11の先進国・地域(ないしその中央銀行)から決められた額の資金を借り入れることができる。しかし、GABの発動要請はNABの発動をNAB参加国が拒否した場合にのみ、行なうことができる」とされている。

GAB及びサウジアラビアとの関連する信用取極はいずれも2013年12月26日から5年間変更なしで延長された。GABの下でのIMFの借入可能額は170億SDR(263億ドル)であり、サウジアラビアとの関連する取極の下でさらに15億SDR(23億ドル)の借入が可能である。GABは過去10回発動されており、最後の発動は1998年だった。GABの下での引き出しは、加盟国のNABの下でのコミットメントとして計上され、逆も然りである。

二者間の借入取極

2012年の二者間取極の下でIMFが利用できる資金は、IMFのクォータとNAB資金の第二の防衛線としての役割を果たす²⁴。世界の経済・金融環境が極めて困難な状況にあるなか、2012年に、38の国が二者間取極を通じ4,610億ドルの追加的な資金供与を行うことを約束した。

地域レベルの融資取極への取り組み

地域レベルの融資取極では、地域レベルでプールまたはコミットされた財源から引き出し、困難な状況にある加盟国に金融支援を行う。世界的な金融危機以来、これらの取極は、国際金融のセーフティネットの重要な層として認識されている。

地域レベルの融資取極は、国際通貨制度の機能やIMFの業務に潜在的に重要な影響を及ぼす。これらの取極とIMFの間には、危機への世界レベルでの対応力の強化、経験と専門知識の共有による経済と政策への理解の深化、調整プログラムや関連する政策のオーナーシップの強化という点で相乗効果がある。一方、国際金融のセーフティネットが幾層も存在することで、地域レベルの融資取極及びIMFをはじめとする国際機関の多様な責務から調整面で課題が生じる可能性もあろう。

2013年5月の非公式協議で理事会は、IMFスタッフペーパー²⁵や、IMFとG20の国際金融アーキテクチャーにおける地域レベルの融資取極の役割とIMFとの協力に関するセミナーで提起された問題に基づき、IMFの地域レベルの融資取極との関係性について議論した。このペーパーは、地域レベルの融資取極の現状をまとめ、現在までのIMFとこれら取極との連携、そして協力を強化するための選択肢

について議論するとともに、地域レベルの融資取極とIMFの協調的融資への一段と構造化が進んだアプローチを要望する声が増えていると締めくくった。さらに、一層構造化された連携により、このような協調融資の予測可能性を高め、危機対応の有効性が増す可能性があると述べた。

プログラムデザイン

通常、IMF資金は、融資「取極」の下で加盟国に利用可能となる。IMF取極が支援する加盟国の経済プログラムは、IMFの支援を受けて加盟国によって策定され、理事会にレター・オブ・インテント(趣意書)の形で、通常、経済・金融部門政策に関する覚書と技術的な覚書が添付され提出される。取極がIMF理事会によって承認されると、IMFの資金は通常、取極の期間を通じて段階的に支払われる。(IMF取極の債務上限に関する理事会の見直しについては、本章前半を参照)

融資制度とファシリティ

IMFは長年にわたり、その多様な加盟国の各々の特有の環境に対応できるよう調整された様々な融資手段やファシリティを開発してきた。全ての加盟国は、一般資金勘定へアクセスできる。PRGT融資の適格国(低所得国)は、PRGTの下、いくつかのIMF融資制度を通し譲許的条件で借り入れを行うことができ、またPRGTの適格国であることを条件に、全てのIMF加盟国は、様々な制度を通して非譲許的条件で融資が利用できる。IMFは、加盟国のニーズに確実に積極的に対応できるよう、制度を定期的に見直している。

フレキシブル・クレジットライン、予防的流動性枠、ラピッド・ファイナンス・インストルメントの見直し

2014年2月、理事会は、「フレキシブル・クレジットライン(FCL)」や「予防的信用枠(PLL)」、「ラピッド・ファイナンス・インストルメント(RFI)」の見直しについて協議した²⁶。理事会はFCLとPLLはともに、加盟国に外生ショックに対する貴重な保険的機能を提供し、リスクが高まった際には市場の信認の押し上げに貢献したとの見解を示した。理事会は、国際金融のセーフティネットの強化で重要な役割を果たすIMFの融資制度として、FCLやPLL、RFIは今後も維持すべきだと総じて合意した。同時に、一層の改善を図る余地もあり、限りあるIMF財源の回転性を維持しながら、有効性や透明性、魅力の向上にむけた努力を歓迎した。見直しは、2015年度のはじめに終了、理事会は、統一化(整合化としても知られる)と透明性の向上に関する提言を承認した。

理事会は、FCLとPLLの支援は、外生のリスクが高まった際に外貨準備を一時的に補強する支援的機能を果たし、これらの資源を利用する加盟国は、時宜を得た形でこれを終了することが期待されていると繰り返し強調した。また、外的リスクの評価は、融資へのアクセスと終了について論じる上で引き続き重要な要素だと強調した。大多数の理事は、RFIに関して、既存の利用限度額を据え置くことを支持した。

理事会は、貸付可能資金に関する予防的取極の全点数化によるアプローチは依然適切であり、合意された資金は、あらゆる状況下において加盟国が活用できることを保証するものだという点で概ね同意した。

IMFスタッフは、FCLとPLLの適格性審査の基準の統一化、及び制度面の強度や外的ストレスの指標を含めた、適格性審査やアクセスと終了に関する協議の透明性及び予測可能性を向上させるための分析を更に行い提言を提出するよう理事会から依頼された。理事会は、3年後もしくは必要であればそれより早く、FCLとPLL、RFIの運用経験を評価し、コミットメント・フィーの見直しを含めて、その時点でこれら融資手段のそれぞれについて包括的にレビューする必要があるか検証すると述べた。

コンディショナリティー

IMFが加盟国に融資を行う場合には、国際社会からの金融支援が必要になるに至った国際収支上の問題を克服するために必要な経済政策について、当局との間で合意に達している。より具体的に言うならば、IMF協定と理事会による実行決定にしたがい、IMF資源の利用に関するプログラムの諸条件が策定される。これは、こうした資源が、IMF協定との整合性そしてIMF資源の一時的利用への適切な保護措置を確立しながら、加盟国の国際収支上の問題の解決支援として確実に提供されるようにすることを狙ったものである。2009年に承認されたGRA融資制度改革では、強固で有効な政策の国のオーナーシップ(主体性)を高めるために、プログラムのコンディショナリティーを合理化した。

IMF支援プログラムのコンディショナリティーは、IMF協定の特定の条項もしくは協定のもと採用された政策の実施に必要な、或いは加盟国のプログラムの目標の達成もしくはプログラム実施状況のモニタリングに不可欠な要素或いは措置から通常、成り立っている(プログラム目標の達成のための手段とはすなわち基本的なマクロ経済政策・構造



左: パキスタン・ペシャワールで絨毯を仕上げる男性
右: ルーマニア・ブカレストでビルを修繕する男性



政策を指す)。上述の通り、コンディショナリティーも、IMF資源の一時的使用のセーフガードとしての機能を果たす。IMFは政策を評価し環境の変化に適応するための取り組みの一環として、定期的にコンディショナリティーを見直している。

進化する金融政策レジームを持つ国の コンディショナリティーの見直し

ここ10年、特に途上国で金融政策レジームが大きく変化した。これは、IMF支援プログラムで金融政策のコンディショナリティーを策定する際に考慮しなければならない。マネタリー・ターゲットの枠組みと、インフレ・ターゲットの枠組みについて金融コンディショナリティーは明確なガイドラインと確立された慣行がある。しかし、進化する金融政策レジームを持つ国のための特定のコンディショナリティーの枠組みは存在しなかった。2014年3月の会議で、理事会は、進化する金融政策レジームを持つ国の金融政策コンディショナリティーの見直しを行った²⁷。

理事は、金融コンディショナリティーについてはレビューベースのアプローチの採用が有益だと判断するとともに、IMFスタッフによる既存の枠組みの改善案を承認した。同改善案は、金融政策協議条項(MPCC)を金融コンディショナリティーの追加的ツールとして導入するもので、金融政策の目標達成のために、政策を柔軟に調整する能力がある国に活用することができる。MPCCは、通常単一の許容範囲を持つターゲット変数(通貨集計量またはインフレ)の特定の中央域に基づく。ターゲットの変数が、この許容範囲から外れた場合理事会との正式な協議が行われる。理事会は、独立した金融政策の余地がある多くの途上国は、より柔軟で前向きな金融政策の枠組みへ移行しており、総じて、物価の安定を達成するという広範な目的を中心に据えたと指摘した。通貨集計量とインフレの関係の弱まりは、低インフレで金融情勢が変化し外生ショックに直面する国において、金融スタンスの信頼性の高い指標としての通貨集計量の関連性が低下していることを示していた。さらに、既にインフレ率が1ケタ水準に達していた国におけるインフレ乖離とIMF支援プログラムでのリザーブマネー・ターゲットの非遵守との相関性は概して、確認されなかった。

理事会は、政策の優れた実績を持ち比較的低位安定したインフレ率で十分な技術能力のある国では、MPCCにより、プログラムの金融政策のコンディショナリティーを高めることができると考えた。この点において、理事会は総じて、MPCC下での柔軟な金融政策の枠組みを成功裏に導入するためには、金融政策運営、マクロ経済と金融の安定性、インフレのプロセスに関する定量分析の能力について、事実上の中央銀行の自主性が重要であると指摘した。

理事会は、基準の公平な適用が重要であると強調し、一部の国は、現段階においてすべての制度面での指標を満たしていない、または他の事

情によりMPCCの活用が時期尚早である可能性もあるとしたうえで、スタッフに、ケースバイケースで、加盟国のMPCC使用の適切性を判断するよう促した。また、IMF資源の利用の保護における提案された協議条項の重要性を強調した。理事会は、金融政策のコンディショナリティーの伝統的な枠組みは、制度的枠組みが開発途上であつたり比較的高いインフレの実績を持つ国を含め、今後も多くの国にとり適切だろうとの認識を示した。それでもなお、IMFは、金融政策の実施の現代化に努める途上国を支援するべきだと確認した。理事は、これらの国における制度面の能力の強化とデータの提供及び分析の向上を図るスタッフの取り組みを歓迎した。

理事会は、MPCCの成功裏の導入のための条件が概ね整っている国での、MPCC導入のためのスタッフによる慎重なアプローチを支持した。理事は、十分な経験が得られた時点で、新しいコンディショナリティーの枠組みの導入の評価が行われることを期待すると述べた。また、理事会で協議されたレビューベースの金融コンディショナリティーの枠組みの改善点を取り入れた、「コンディショナリティーの運用ガイドライン」を更新するように要請した。

2014年度の融資

IMFの融資財源は、主にクォータ(出資割当額)として加盟国により振り込まれる。借入により一時的にクォータ資金を補うこともできる。世界経済危機の際はこれが重要な役割を果たし、金融支援を求める加盟国のニーズにIMFが応えることができた。しかし、第14次クォータ一般見直しの下でのクォータ増額の実施が遅れていること、そして継続的に借入による資金へ依存していることについて懸念が広がっている。

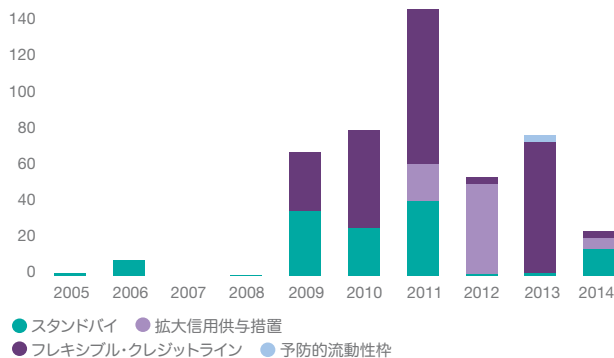
非譲許的融資

2014年度、理事会は、IMFの一般資金勘定(非譲許的融資制度)の下で総額240億SDR(372億ドル)に上る取極9件を承認した²⁸。これらのコミットメントの内、ほぼ60%をルーマニアとチュニジア、ウクライナ向けの「スタンドバイ取極(SBA)」3件(総額139億SDR、215億ドル)が占めた。ルーマニアのSBAは、追加的取極で予防的なものとして扱われた。これらのコミットメントの約4分の1(63億SDRまたは97億ドル)が、アルバニアとアルメニア、キプロス、ジャマイカ、パキスタン向けの「拡大信用供与措置(EFF)」の下で新たに拡大された新取極5件である。加えて、コロンビア向けの「フレキシブル・クレジットライン」の継続的取極が承認された(39億SDRまたは60億ドル)。

2014年4月末日までに、一般資金勘定からの買入れ²⁹は、総額117億SDR(181億ドル)に達したが、うちユーロ圏向けプログラムの下での3加盟国(ギリシャ、アイルランド、ポルトガル)による買入れが全体の76%を占めた。2014年度の買戻しは206億SDR(320億ドル)だった。

図3.1

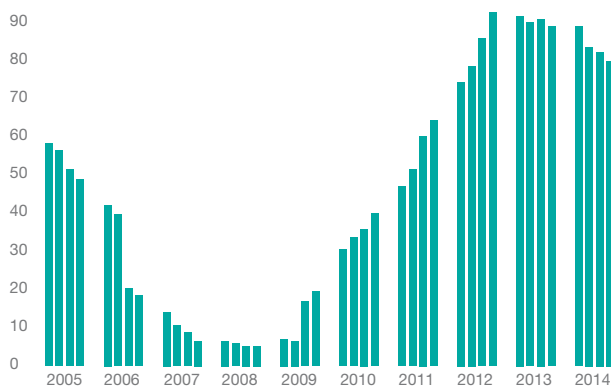
2005～2014年度(年度末4月30日)に承認された取極
(単位:10億SDR)



出所: IMF財務局

図3.2

2005～2014年度の非譲許的融資残高の推移
(単位:10億SDR)



出所: IMF財務局

これは、2013年8月にハンガリーが2008年のスタンバイ取極の残りの債務を早期に買戻し(返済)したものを含む³⁰。

IMFの融資制度とファシリティに関する情報は表3.1に示している。表3.2と図3.1は、2014年度に承認されたGRAの取極の詳細を、図3.2は過去10年間の融資残高の推移を示している。

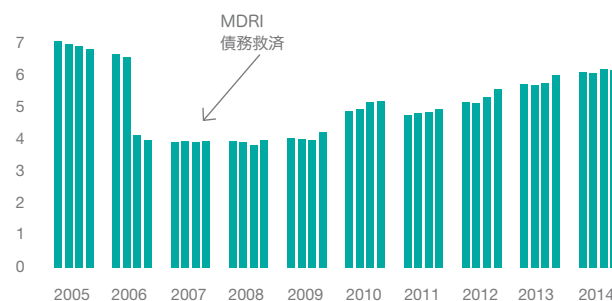
2014年度の非譲許的融資の手数料は、第5章で述べる(第5章「収入、手数料、報酬、負担の分担及び歳入」を参照)。

譲許的融資

IMFはこの1年間で、「貧困削減・成長トラスト」の下、低所得加盟国に対し総額1.4億SDR(2.2億ドル)の融資をコミットした。PRGTの下で

図3.3

2005～2014年度の譲許的融資残高の推移
(単位:10億SDR)



出所: IMF財務局

注: MDRI: マルチ債務救済イニシアティブ

の譲許的融資は、2014年4月30日時点で、対60加盟国・総額61億SDR(95億ドル)に達した。IMFの譲許的融資制度の下での、新規の取極及びアクセスの拡充の詳細は、表3.3に示している。また、図3.3は、譲許的融資残高の過去10年間の推移を示している。

IMFは引き続き、「重債務貧困国(HIPC)イニシアティブ」及び「マルチ債務救済イニシアティブ(MDRI)」の下で、適格国に対し債務救済を行っている。2014年4月30日の時点で、36カ国がHIPCイニシアティブの決定時点³¹に達していた。このうち、チャドのみが依然、完了時点に到達していない。拡大HIPCイニシアティブの下で完了時点に達したすべての諸国および、国民1人当たり所得が380ドル未満で2004年末時点でIMFに対する債務を有する国々が、MDRIの下で債務救済を受けることができる。アフガニスタン、ハイチ、トーゴは、MDRIの支援を受けられるIMF債務がないため、このイニシアティブ下でのIMFによる債務救済を受けていない。IMFは、HIPCイニシアティブ下で合計26億SDR、MDRI下で非HIPC2カ国も含め、23億SDRの債務救済を行った。

過去1年間「大災害後債務救済基金(PCDR)」を通じた支援は行われなかった。2010年6月に設置されたこの基金は、貧困国が激甚な自然災害に見舞われたときの国際的な債務救済の取り組みへのIMFの参画を促すものである。

政策支援インストルメント

譲許的融資制度(表3.1参照)に加えて、IMFは、概ね持続可能なマクロ経済ポジションを確立し、IMFの融資を一般に必要な加盟国に対し、「政策支援インストルメント(PSI)」を提供する。PSIでは、加盟国の経済・金融部門政策の分析を、サーベイランスよりも多く提供する。このIMFの支援は、ドナーや債権者、一般市民に、国の政策が強固であると明確なシグナルを発信することになる。

表3.1
IMFの融資制度

融資制度 (導入年) ¹	目的	条件	分割供与およびモニタリング
クレジット・トランシュおよび拡大信用供与措置³			
スタンバイ取極 (SBA) (1952年)	短期的性格の国際収支上の問題を抱える国への中期的支援	加盟国の国際収支上の問題が合理的な期間内に解決されるとの信頼に足る政策の採用	パフォーマンス基準と他の諸条件の遵守を条件とする、四半期ごとの買入れ(引出し)
拡大信用供与措置 (EFF) (1974年) (拡大取極)	長期的性格の国際収支上の問題に対処するための加盟国の構造改革を支援するより長期的な支援	構造面での課題を含んだ最長4年間のプログラムを採択し、今後1年間の政策の詳細を提示	パフォーマンス基準や他の条件が守られていることを条件に四半期または半年毎の買入れ(引出し)
フレキシブル・クレジットライン(FCL) (2009年)	潜在的あるいは実体化しているかを問わず全ての国際収支上の必要に対応する柔軟性の高いクレジット・トランシュの制度	事前のマクロ経済ファンダメンタルズ、経済政策枠組みが極めて強固で、優れた政策実績を有する	1年後の中間レビューを条件に、取極期間を通し迅速なアクセス承認
予防的流動性枠 (PLL) (2011年)	健全な経済ファンダメンタルズと政策を実行する国のための制度	強固な政策枠組み、対外ポジション、市場アクセスを持ち金融部門も健全であること	早い段階での大規模アクセス。1～2年のPLLについては半年毎のレビューを行う
特別措置			
ラビッド・ファイナンス ング・インストルメント (RFI) (2011年)	緊急を要する国際収支上のニーズを抱える全ての加盟国への迅速な金融支援	国際収支上の問題の解決努力(事前の措置を含む場合あり)	完全なプログラムやレビューを必要としない即時買入れ
貧困削減・成長トラストのもとでの低所得国向けファシリティ			
拡大クレジット・ファシリティ(ECF) (2010年) ⁵	長引く国際収支問題に対処するための中期的支援	3～4年間のECF取極を締結。ECF支援プログラムは、加盟国が参加型プロセスを経て作成する、マクロ経済、構造および貧困削減の各政策を一体化した貧困削減戦略ペーパー(PRSP)をベースとする	パフォーマンス基準の遵守とレビューを条件に半年毎(時に四半期毎)の供与
スタンバイ・クレジット・ファシリティ(SCF) (2010年)	短期的国際収支上の問題解決と予防的ニーズ	12カ月から24カ月間のSCFプログラムを採用	パフォーマンス基準の遵守とレビューを条件に(引き出された場合)、半年(または、四半期の場合も)ごとの供与
ラビッド・クレジット・ファシリティ(RCF) (2010年)	高次クレジット・トランシュタイプのプログラムが不要または不可能な緊急の国際収支上のニーズに迅速な支援を提供	レビューをベースにしたプログラムは不要または事後的なコンディショナリティーなし	通常は一度の供与

1 貧困削減・成長トラスト(PRGT)の場合を除き、IMF融資は加盟国から出資される資金によって主に賄われる。各加盟国は資金上のコミットメントを示す「クォータ」が割り当てられる。各加盟国はその一部をIMFが受け取り可能な外国通貨あるいは特別引出権(SDR)、残りを本国通貨で払い込む。IMF融資は、借入国が本国通貨で外国通貨あるいはSDRをIMFから買うことにより供与、つまり引き出される。融資の返済は、外国通貨あるいはSDRで本国通貨をIMFから買い戻す形となる。ECF、RCF、SCFの各譲許的融資は、貧困削減・成長トラストから別途ファイナンスされる。2013年4月8日に理事会は、PRGT融資に関して、第14次クォーター般見直しが発効した際、アクセス基準及び利用限度をクォータ比率で半減することに合意した。

2 一般資金勘定(GRA)から引き出された資金にかかる利率は、SDRへの週次金利に利鞘を上乗せしたものとなっている。この利率は、IMFの毎会計四半期の間に引き出された一般資金勘定全残高の日残に対して適用される。さらに、0.5%の1回限りのサービスに対する利率が、リザーブ・トランシュ以外の一般資金勘定内のIMF資金の引出しに対して課される。先行して支払コミットメント・フィー(クォータ比200%までのコミット額に対しては15ベースポイント、クォータの200%を超えるが1,000%までの金額に対しては30ベースポイント、さらにクォータ比1,000%を超える金額に対しては60ベースポイント)が、スタンバイ取極、フレキシブル・クレジットライン、予防的流動性枠、および拡大取極のもとでの、各期間(毎年)の引出し可能額に適用される。この手数料は、取極のもとで後に行われる実際の引出し額に応じて払戻しが行われる。PRGT下の低所得国加盟国向けファシリティについては、2009年に譲許的金利とSDR金利をリンクさせた金利メカニズムを確立、定期的にレビューを行う。このレビューで適用される金利は次のように設定される；直近の12カ月間のSDR金利の平均が2%未満ならばECFとRCF融資の金利は年率は0%、SCF融資は年率0.25%；SDR金利の平均が2%以上5%以下の場合はECF、RCF各融資は年率0.25%、SCF

利用限度 ¹	手数料 ²	スケジュール(年数)	分割払い間隔
年間:クォータの200% 累積:クォータの600%	基本金利+上乗せ金利(クォータ比300%を超える額については200ベースポイント、借入残高がクォータ比300%を超える状態が3年以上続いている場合には、さらに100ベースポイントを上乗せ) ⁴	3¼-5	四半期
年間:クォータの200% 累積:クォータの600%	同上	4½-10	半年
事前制限なし	同上	3¼-5	四半期
6カ月間:クォータの250%;1~2年間の取極は、承認と同時にクォータの500%が利用可能;十分な改善が12カ月続いた後は、クォータの計1,000%	同上	3¼-5	四半期
年間:クォータの50% 累積:クォータの100%	同上	3¼-5	四半期
年間:クォータの100% 累積:クォータの300%	2014年末まで0%	5½-10	半年
年間:クォータの100% 累積:クォータの300% 予防的年間:クォータの75% 年間平均:クォータの50%	同上	4-8	半年
年間:クォータの25%(ショック枠は最大50%) 累積(定期返済分を差し引き後):クォータの100%(ショック枠は最大125%)	同上	5½-10	半年

融資は年率0.5%;もしSDR金利の平均が5%超の場合はECF、RCF各融資は年率0.5%、SCF融資は年率0.75%となる。SCFのもとでの予防的取極については、半年間で利用可能な資金の内引き出されていない資金には年間15ベースポイントのアベイラビリティフィーが適用される。2012年12月に、理事会は、世界的な経済危機に鑑み、2014年12月末まで譲許的融資の例外的な暫定的金利免除措置を延長することに合意した。

③ クレジット・トランシュとは、加盟国のIMFクォータに応じた買入れ(引出し)規模を示す。たとえば、加盟国のクォータの25%までの引出しは、第1クレジット・トランシュのもとでの引出しとなり、国際収支上の問題を克服する相応の努力を示すことが求められる。25%を越える支払い要請は、高次クレジット・トランシュの引出しとされる。これは、借入国が所定のパフォーマンス目標に達することに、分割して行われる。このような支払いは通常、スタンバイ取極(または拡大取極)に関連している。取極外のIMF資金の利用は稀であり、今後変わらないと考えられる。

④ 上乗せ金利(サーチャージ)は、2000年11月に導入された。新たな上乗せ金利の制度が2009年8月1日に施行となり、これまでのスケジュールに取って代わった。新たな制度では、クォータ比200%を超える金額に対しては基本金利に100ベースポイント、クォータ比300%を超える金額に対しては200ベースポイントの上乗せとなっている。2009年8月1日の時点で、クレジット・トランシュまたはEFFの下で取極の借入残高がある加盟国には、上乗せ金利について新旧制度どちらかを選択するオプションが与えられた。

⑤ ECFは以前、貧困削減・成長ファシリティとの名称だった。

理事会は、既存のPSIの下での最終のレビューを終了し、2014年度中にモザンビークとルワンダ、ウガンダに対し新たに3年間のPSIを承認した³²。

紛争後緊急支援と自然災害緊急支援の管理補助勘定の廃止

2001年、IMFは、PRGT適格国へGRAから行われる「紛争後緊急支援(EPCA)」を補助するための管理勘定を設立した。2005年、この勘定の目的が拡大され「自然災害緊急援助(ENDA)」への補助を含めるようになった。この「EPCA・ENDAの補助勘定」は、19加盟国の二者間拠出によって資金が提供され、当初は、4,090万SDRに達した。

2010年1月に実施となったPRGT適格国向けのIMFファシリティの改革により、「ラピッド・クレジット・ファシリティ(RCF)」が設置された。RCFは、緊急を要する国際収支上の問題に直面している低所得国に譲許的支援を行う。このため、これがそれまでGRAを資金源とし補助を受けていた緊急支援に取って代わった。「EPCA・ENDA補助勘定の融資インストルメント」にしたがい、2013年の初めの低所得国のEPCA・ENDAの借入れの最後の返済を待って、2013年末に勘定の終結プロセスが始まった。

2014年2月1日にこの勘定は閉じられた。この勘定により2001年以降、EPCA・ENDAの下での買入れに対し4億600万SDRの補助を行ってきた。

表3.2

2014年度に承認された一般資金勘定の取極

(単位: 100万SDR)

加盟国	取極種別	発効日	承認額
新規取極			
アルバニア	36カ月拡大信用供与措置	2014年2月28日	295.4
アルメニア	38カ月拡大信用供与措置	2014年3月7日	82.2
コロンビア	24カ月フレキシブル・クレジットライン	2013年6月24日	3,870.0
キプロス	36カ月拡大信用供与措置	2013年5月15日	891.0
ジャマイカ	48カ月拡大信用供与措置	2013年5月1日	615.4
パキスタン	36カ月拡大信用供与措置	2013年9月4日	4,393.0
ルーマニア	24カ月スタンバイ	2013年9月27日	1,751.3
チュニジア	24カ月スタンバイ	2013年6月7日	1,146.0
ウクライナ	24カ月スタンバイ	2014年4月30日	10,976.0
小計			24,020.4
拡充された取極¹			
ボスニア・ヘルツェゴビナ	33カ月スタンバイ取極	2014年1月31日	135.3
小計			135.3
総計			24,155.6

出所: IMF財務局

¹ 拡充については、増額のみを記載

この勘定の補助金財源の、終了時における残高である1,060万SDRは、財源を当初提供した19加盟国の希望にしたがい処理された。11拠出者は、残りの拠出金・合計710万SDRを四つあるPRGT(主にRCF或いは一般)の補助金勘定の一つに移行するよう要請した。残りの8拠出者については、自らのシェアをIMFの技術支援を支援する勘定へ移行したか、返還をさせたか、または、処分についての最終決定が決まるまで、暫定的な管理勘定に置いた。

表3.3

2014年度の貧困削減・成長トラスト(PRGT)で承認または拡充された取極

(単位: 100万SDR)

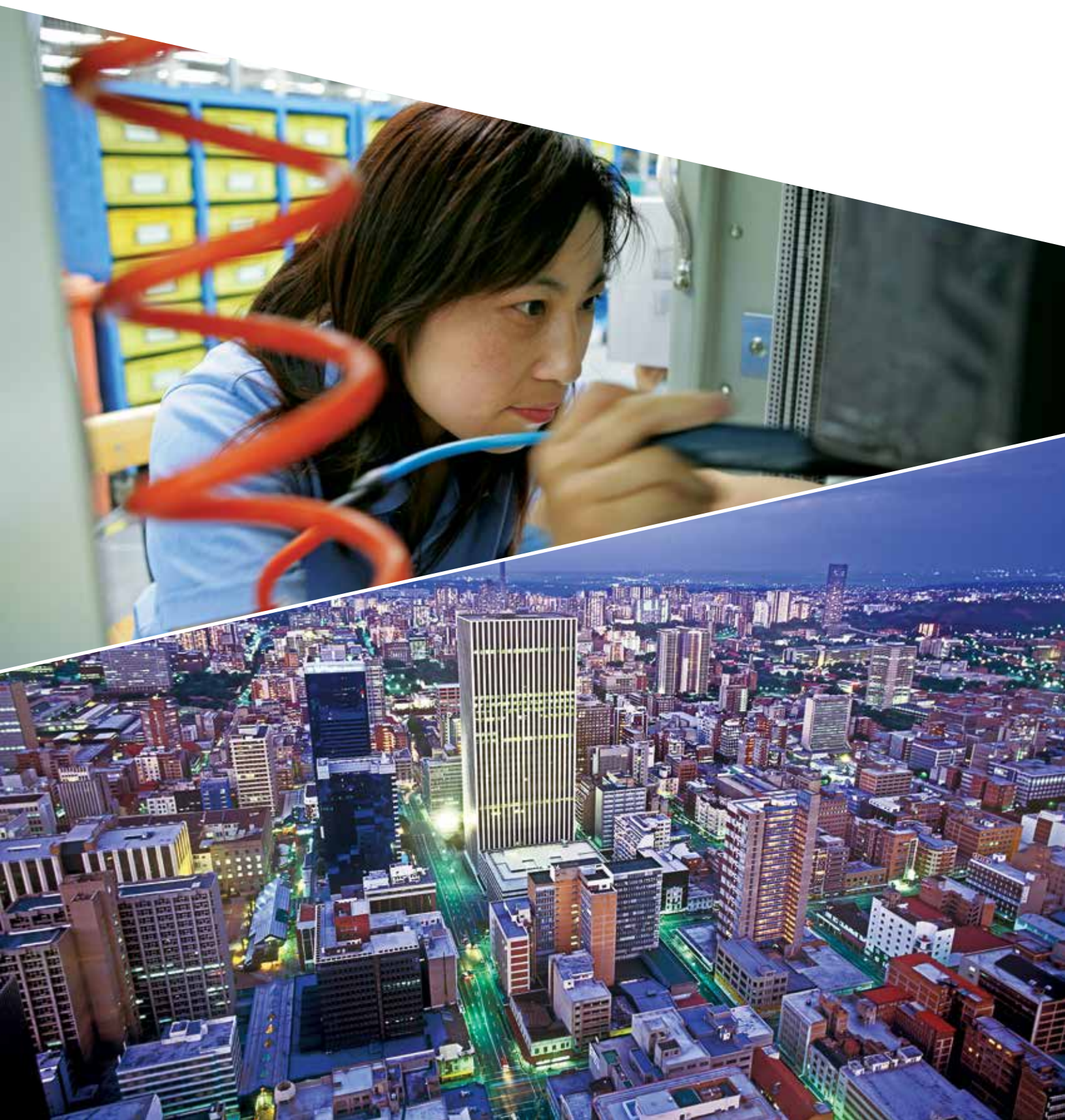
加盟国	発効日	承認額
新規3カ年拡大クレジット・ファシリティ¹取極		
ブルキナファソ	2013年12月27日	27.1
マリ	2013年12月18日	30.0
シエラレオネ	2013年12月21日	62.2
小計		119.3
拡大クレジット・ファシリティの取極の拡充²		
小計		
新規スタンバイ・クレジット・ファシリティ取極		
小計		
ラピッド・クレジット・ファシリティでの供与		
マリ	2013年6月18日	10.0
サモア	2013年5月24日	5.8
小計		15.8
総計		135.1

出所: IMF財務局

¹ 以前の貧困削減ファシリティ

² 拡充の場合は増加額のみ表示

4 持続可能な回復の支援と耐性の回復



持続可能な回復の支援と 耐性の回復



政策助言

国際通貨制度の監視や加盟国の諸プログラムの実行支援、各国の制度の強化や能力向上支援、加盟国経済のモニタリング（監視）などの過程で、IMFは経済の安定性に関連するさまざまな課題について加盟国に政策助言を行っている。

財政政策

先進国・地域における財政政策の役割と 実行手順の再評価

世界金融危機の後に、先進国・地域は従来起こりうると思われていた以上の大規模なショックを経験し、政府と銀行のフィードバックループが政府債務危機を悪化させた。これが先進国経済にとって「安全な」政府債水準の再評価につながり、債務の持続可能性の分析に対するリスク基準に則したアプローチの導入を促した。また、中央銀行による政府債務の購入の急増により、金融政策と財政政策の相互作用に関する危機以前の見方が問い直された。この購入額の急増は金融市場の機能回復に役立ったが、財政がいろいろな面で優位となるリスクを最小化するためには、中央銀行の支援が財政調整の代替となるのではなく、補完するものであることが大変重要だ。

2013年7月の非公式会合で理事会は、世界金融危機の最中とその後の一連の出来事が、財政リスクと財政持続可能性や、財政政策の景気循環に打ち勝つ対策としての有効性、財政調整プログラムの適切な設計、財政制度の役割について、エコノミストと政策担当者の見方をどのように変えたかについての説明を受けた。このブリーフ用に準備されたIMFスタッフのペーパー³³によると、世界金融危機は、金融政策がゼロ金利の限界に縛られたり、金融部門が弱体化している時、または需給ギャップが極めて大きい時に、財政政策が景気循環に対抗する適切な政策手段であることを証明した。とはいえ、裁量的財政政策の使用についての一部留保は正当なもので、各国が「通常の」循環変動期にある場合は特にそうである。

財政調整プログラムの設計において、諸策を過度に前倒し実行したり後ずれさせたりすることのコストが非線形的であることを考慮して、このペーパーでは市場圧力がかかっていない国については、信頼性をさらに高めるため中期的な調整計画の下で穏当なペースで財政調整を進めることが可能であることを確認した。一方、市場圧力がかかっている国では、前倒しすることがより正当化されるが、望ましいペースの調整を考慮した（諸策実行の）「速度制限」があることも分かった。支出削減と歳入増の適切な配分は、最初の時点でのGDPに対する政府支出比によってさまざまとなる可能性は高く、それに加え公平性を考慮しなければならない。

また、世界金融危機により、景気循環変動に対応する柔軟さを十分に備えた信頼性ある中期の予算枠組みと財政規則を確立するという課題が存在することが明らかになった、とこのペーパーは指摘する。財政報告の弱点はまた、財政制度の透明性の再評価の必要性を示している。

財政政策と所得格差

先進及び途上国・地域での所得格差の増大は、多くの国で財政緊縮が重要な時期に、所得再分配の民衆支持の高まりと期を一にしている。2014年2月の非公式な会合で理事会は、所得分配に影響を及ぼす主要な手段としての財政政策についてのスタッフペーパー³⁴について議論した。このペーパーは、財政の持続可能性と整合する形で所得再分配を効率的に達成する一助となる支出及び税制の改革の選択肢と、財政健全化の格差への影響を和らげるためどのように財政政策が設計できるかについての最近の事例などを示している。

ペーパーは、財政健全化を進めている時も含め、分配と効率性維持をバランスさせるには、租税、支出両政策ともに注意深く設計する必要があるとしている。こうした政策の適切な分配度合いは、行政能力とともに、再分配に対する社会の嗜好、国家に求められる役割、そして政治経済的な考慮によるだろう。先進国・地域では、その選択肢には以下のものが含まれる。雇用に悪影響を与えないように収入が上がるに連れ

て段階的に給付を減らす形でのミーンズテストの活用、平均寿命がより短い可能性がある貧困層に十分な補償を用意した年金システムでの退職年齢の引き上げ、低所得層の高等教育を受ける機会の改善と健康関連サービスへのアクセスの維持、累進構造を持つ個人所得税の実施と税の逆進性控除の削減などだ。

ペーパーはまた、途上国・地域の選択肢は以下のようなものとしている。社会支援プログラムの合理化と支援対象者の選定の改善、行政能力の向上に見合った条件付き現金移転プログラムの導入と拡大、掛け金支払いのないミーンズテストに基づいた社会年金の拡大、低所得家計の教育、健康サービスへのアクセスの向上、個人所得税の捕捉率の拡大だ。また、ペーパーは、先進国・地域、途上国・地域ともに炭素税などエネルギーに対する課税や固定資産税を拡大するなど、創意工夫をしたアプローチも考えられる、としている。

国際的租税とIMFの役割

2013年6月の理事会での作業プログラム議論の中で、IMFが国際的な税問題の議論の中で存在感を高めることが促された。同年7月の非公式会合では、理事会はこの分野での鍵となる問題や取り組みについて検討し、IMFのマネート（責務及び権限）とマクロ経済の専門性に基づいた作業計画を考えた。それは、特に経済開発協力機構（OECD）³⁵など、他機関の関連する仕事を補完するものだ。

前頁上：中国・上海のスイッチ生産に携わる技術者

前頁下：南アフリカ・ヨハネスブルグの夕暮れ

左：チリ・サンティアゴの建設現場の労働者

右：インドのバラティヤ・マヒラ銀行のスタッフは全て女性

左：エジプト・ギザで陶磁器を修復するエジプト人考古学技術者

右：エチオピアの靴工場の作業員



IMFスタッフはこの作業計画を実行したが、その際には一国の税制設計と慣行によるマクロ関連の国境を超える影響（たとえば多国籍企業による税回避）に焦点を当てた。この作業では波及的影響の研究が十分でない部分、たとえばその数量化などについて探求する。技術支援やほぼ世界の全ての国が加盟国になっていることも含め、IMFが持つ経済学と国際税制の実用性に関する幅広い分析と技術上の専門知識を利用し、スタッフは現在の国際租税制度と取極下において途上国にとりとりわけ重要な問題についても分析した。スタッフはOECD、国連、欧州委員会（EC）と密接に協力する一方、一般市民組織や民間セクターにも活動対象を広げた。

標準分析ツール

どの所得水準の国にせよ、政府支出の増額と税金の引き下げという矛盾する要求にしばしば苦闘している。こうした状況においては、税徴収が公平で効率的、そして透明性がある一方で、公共サービスを改善

し、貧困を減らし、社会的成果を向上させるのに必要な財政の余地を見出そうとすれば、税行政の効率性を強化するための措置が極めて重要となる。税行政の改革や現代化については多くが達成されたものの、税行政の相対的な長所と弱点を評価する有効な方法は、まだひとつも見出されていない。

IMFはアジア金融危機後の1998年に「財政の透明性に関する優良慣行規定」を制定した。この規範の目的は、その財政構造と資金調達についての明確な情報の提供で各国政府を支援することだった。³⁶ 財政報告の包括性と質が着実に改善しているにもかかわらず、最近の経済危機は政府の財政状況を理解する上でその多くの欠点を明らかにした。2012年のIMFの分析は、財政報告を強化しより包括的な財政危機評価を導入する必要性を指摘している。「財政の透明性に関する優良慣行規定」の更新版案が、財政透明性に関するサーベイランス（監視）活動を強化するために作成された。（ボックス4.1を参照）これは

ボックス4.1

財政の透明性に関する優良慣行規定の改訂のためのイニシアティブ

財政の透明性は財政政策の設計と結果についての政策担当者と一般市民の議論に深みを与え、その施行に対する説明責任を確立する一助となる。マクロ経済政策と選択肢についての理解を深化させることにより、財政の透明性は、国内及び国際資本市場へのアクセスを向上し得る。また、財政展望のリスクを浮かび上がらせる助けとなり、変化する経済状況により早く円滑に対応することを可能にし、よって危機の発生頻度や深刻度を軽減する。

新たな「財政の透明性に関する規定^a」は、財政報告、予算編成と財政予測、財政リスク分析と管理といった主要3分野での良好な財政運営と意思決定に必要な情報提供を行う。財政リスクへより大きな焦点を当てたことが、このリスクをあまり検討しなかった従来版の大きな改善点である。この欠点は、偶発債務の現実化が財政状況悪化の主要な要因となった先の世界金融危機の際に明らかになった。この規範は公表された情報のそこに至るまでの手続きや法律よりも、その情報の質自体に重きを置いている。また、規範は各加盟国によって異なる制度的能力の水準を考慮しており、全ての加盟国で達成しうる「基本的慣行」、中

級の目標でより強力な制度的能力を必要とする「優良慣行」、国際標準であり現在で最高水準に合致する「先端慣行」に分けている。

「財政透明性評価（FTE）」は、公表された財政データや財政危機リスクの震源の評価についてより分析的で定量的なアプローチをとり、各国の慣行の弱点だけでなく、報告上のギャップの規模も突き止める。これらの定量的尺度は財政透明性上、マクロ的に重要な欠点がより多いか少ないかを分類する助けとなり、よりターゲットを絞った助言が可能となる。FTEは各国慣行の強みや弱点をまとめたアクセス可能な概要と、IMFや他の機関による技術支援をより良く支えるための具体的な措置を示す財政透明性行動計画という選択肢を提供する。

「財政の透明性に関する規定」の草案は2013年7月に外部からの意見聴取のために公表され、8件のFTEが所得水準や地域的に多様な国々で実施された。このFTEで発見された事実、そして重要な関係者や一般との議論からのフィードバックを基に、2015年中の承認と発表を念頭に最終版草案が理事会に提出される。

^a 「規定」はwww.imf.org/external/np/fad/trans/code.htmで閲覧可能。

「基準と規範に関する遵守の報告書」の財政版(財政RSOC)にとつて代わる「財政透明性評価」を含んでいる。

新たな評価では、各国の財政報告慣行と報告書の評価についてより分析的で、分野別の段階的なアプローチを採っている。IMFはまた、この章の「能力開発」部分のボックス4.2で説明している、評価と監視のための他の新たなツールも開発した。世界金融危機がいかに先進経済の財政政策についての見方を変えたかの議論については、本章前半の「先進国・地域における財政政策の役割と実行手順の再評価」を参照。

財政の持続可能性

低所得国の対外債務分析に適用する割引率の統一化

先進国・地域における歴史的な低金利が長期間継続したため、世界銀行とIMFの「債務持続可能性分析(DSA)」で使用する割引率が、長期間にわたるキャッシュフローの現在割引価値を計算する上で適切さに欠けることになった。債務返済負担の推定額が膨れ上がり、「低所得国向け債務持続性フレームワーク(DSF)」で各国に与えられる借入金余地の不当な縮小を招いた。

2013年10月、理事会は低所得国向けの対外債務持続可能性分析で使用される割引率の統一化案を承認した³⁷。同案は世界銀行の理事会でも承認された。この統一化は、以前使用されていた複数の異なる方法を単一の割引率で置き換えることにより、両機関の低所得国の対外債務分析システムを簡素化するものだ。これらの変更により影響を受けた分析ツールには、DSAや譲許的融資の利率などがある。新たに統一された割引率は5%に設定された。長期米ドル建て融資のグラント部分を計算するために使われている割引率に概ねそろえた水準で、2015年の世界銀行・IMFの理事会による次回のDSF見直し完了までこの水準に据え置かれる。

ソブリン債務再編-最近の動向とIMFの

法的・政策的枠組みに持つ意味

2005年の理事会によるソブリン債務再編の見直し以降、この分野において重要な展開があった。2012年にはギリシャが歴史上最大のソブリン債務再編を開始した。他に債務再編に踏み切った国には、ベリーズ、ジャマイカやセントクリストファー・ネイビスなどがある。これとは別に、現在アルゼンチンに対して進行中の訴訟は将来の債務再編に広範な影響を持つ可能性がある。2013年5月、理事会は最近のソブリン債務再編の動向とそれがIMFの法的及び政策的枠組みに持つ意味に関するスタッフペーパーについて議論した³⁸。

ペーパーで示された四つの分野でのフォローアップ作業を進めるとしたスタッフによる案は、理事からは幅広い支持を得た。第一に債務再

編がそれまでしばしば小さすぎ遅すぎたため、債務の持続可能性を取り戻し、持続的な市場アクセスを再確立することに失敗してきた点だ。この問題を克服するには再編の時宜性と規模について複数の側面に対応することが必要となろう。理事の意見は、これらの問題の克服は、債務の持続可能性と市場アクセス分析を一段と厳格化・透明化し、再編に伴うコストを軽減する措置を取ることで達成され得るというものだった。これに加え、高債務の場合はより計算されたアプローチを可能にし、再編前にIMFの資金を民間債権者への支払いに充てることを防ぎ、加盟国に確実に良い結果をもたらす、IMFの融資枠組みの改革の可能性を探ることが有益であろうとの意見だった。

第二点としては、最近の債務再編交渉で債権者の参加は十分であるものの、議論の時点で広く使われていた、債務再編に対する契約的で市場をベースとしたアプローチは、特にデフォルト前の段階にある状況において集団訴訟問題を克服する力が弱くなっていた。この問題に対し、契約枠組みの実効性を向上させる方策を検討することが考えられよう。その方策には、債権者間の公平性の問題が生ずることなども念頭に置きながら、より強い債務集約条項をソブリン債券に組み込むことなども含まれよう。また、集団訴訟の解決にIMFの融資を使う条件をより厳しくする方法も考慮できようとの意見も付された。

第三点としては、公的融資の拡大する役割と構成の変化により、公的部門の関与についてのより明確な枠組みが必要となっている。特にパリクラブ³⁹に属さない債権者について、プログラムファイナンスのコミットメントを確保するための手続きを厳しくすることも出来よう。第四点として、債務延滞国向け融資政策に組み込まれた対外民間債務延滞問題の解消に向けた協動的で誠実なアプローチは、デフォルト後の市場アクセスを回復する上で引き続き最も有望な方策であるが、最近の経験と債権者構成の複雑化にかんがみ、債務延滞国向け融資政策の実効性を見直しが必要となっていた。債務延滞国向け融資政策を公的債務の支払い遅延にも適用させることも考慮に値するであろう。

公的債務管理フォーラムと米国債及び債務管理に関する米財務省ラウンドテーブル

世界金融危機は、市場の流動性と深みを維持するには必要ながら、これまで理解が不足していた複数の金融と政府における相互連関と脆弱性を浮き彫りにした。2013年6月にワシントンで共同開催された「第13回IMF公的債務管理フォーラム」と「第3回米国債及び債務管理に関する米財務省ラウンドテーブル」には40の先進、新興市場国・地域の債務管理責任者、各国財務省・中央銀行担当者と共に、民間市場参加者や学者も参加した。⁴⁰ IMFがホストとなった両会議には米州開発銀行、欧州復興開発銀行、世界銀行からも高官クラスの代表者が出席した。

出席者は政府債券市場での流動性の定義とその測定尺度、そして流動性を備えた債券市場のメリットについて議論した。流動性ある政府債市場を醸成することは債務管理の主要な政策目的であるが、それには代価もついて回る。政府の資金調達を確保するために市場アクセスが優先課題の国々では、非伝統的な投資家が要求する多様な債券発行を優先させて流動性が犠牲にされる可能性がある。出席者は世界がこれまで経験したことのない非伝統的金融政策の出口に差し掛かるなか、債務ポートフォリオの耐性強化と深みと流動性を備えた債券市場の育成が引き続き優先課題となるだろうとの認識で合意した。(この章の金融政策の部分についても参照のこと)

IMF-世界銀行の公的債務管理のためのガイドラインの改訂

特に直近の世界金融危機を受けた金融セクター及びマクロ経済政策上の展開の結果、多くの国の債務ポートフォリオが、過去10年間に規模とその構成の両面で構造的変化を経験した。モスクワで2013年2月に開いた会合で、G20財務相・中央銀行総裁は2001年に作成し2003年に修正した「公的債務管理のためのガイドライン」の再修正を要望した。これを受け、IMFと世界銀行のスタッフはOECDからの意見も取り入れて2014年4月に「公的債務管理に関するガイドライン修正版」を発行した。⁴¹ 修正版ガイドラインは国際金融構造を強化し、金融安定性と透明性を促進し、加盟国の外的脆弱性を軽減するよう設計されている。修正版は両機関の技術支援のフレームワークとして用いられるとともに、IMFはサーベイランスの議論での土台としても使用する。また、公的債務問題を扱う第三者のコンサルタントや専門家の参考資料としても使用されよう。

市場アクセス保有国の公的債務の持続可能性分析のためのスタッフガイダンスノート

多くの先進国・地域で財政政策と公的債務の持続可能性への懸念が高まるなか、財政の脆弱性の特定と債務持続可能性のリスク分析における弱点に対応するため、市場アクセス保有国の財政政策と公的債務の持続可能性分析のためのフレームワークを、理事会が2011年8月に見直した。⁴² この見直しにより、ベースライン仮定の現実性、債務プロフィール(資金調達構造)に関連するリスク、マクロ財政リスク分析、公的債務の水準に関連する脆弱性、そして政府部門・公的部門の債務の捕捉範囲など、改善のためのいくつかの分野が特定された。見直しではリスクベースのアプローチを採用、偶発債務のリスク源としての重要性に加え、補完的ツールとしてファン・チャートを使う必要性を議論した。

上述の問題を反映した「市場アクセス保有国の公的債務の持続可能性分析のためのスタッフガイダンスノート」は2013年5月に公表された。これはより大きな潜在的脆弱性に直面している国にはより深い分

析、より小さなリスクにさらされている国にはそれに見合った浅めの分析を提唱している。このアプローチはリスクとマクロ金融連関性のより詳細な分析に焦点を当てるよう提言した2011年の「3年毎のサーベイランス・レビュー」とも整合している。(第3章のIMF支援プログラムの債務上限の項の、債務上限政策の改革案も参照のこと)

金融政策

非伝統的金融政策の世界的影響と試練

世界的危機以前では、先進国・地域の中央銀行は概ね安定した銀行システムの上に確立された枠組みの中で金融政策を設定していた。しかし、实体经济の落ち込みとデフレーション・リスクにより、適切な短期金利はマイナス領域に入った。この結果、中央銀行は、金融状況を緩和して需要に対する必要な底上げを与える上で伝統的手段である短期政策金利に頼ることが出来なくなった。中央銀行は市場機能と仲介機能の回復と、短期金利がゼロ近辺に縛られたなか経済活動に支援を提供するために、「非伝統的金融政策(UMP)」を採用した。

2013年9月の非公式会合で、理事会はUMPの世界的影響と試練に関するIMFスタッフペーパーについて議論した。⁴³ このペーパーは、短期金利がゼロ近辺に縛られた状況で経済活動を支援するためのUMPは、その採用国で長期金利を低下させ経済活動とインフレにポジティブな効果を発揮したことを確認した。ただし、このタイプのUMPの継続はリスクもある。改革課題の遂行での自己満足、金融安定性、中央銀行に対する信認の危険だ。また、世界金融危機に続く大規模かつ変動の大きい資本の移動の管理に苦闘している多くの新興市場国・地域への政策的試練ともなる。ただ、ペーパーは全体として、UMPがその採用国にも世界的にも恩典をもたらしたことを確認している。強力で持続性ある中期的な成長への基盤を整備し、UMPの負担を軽減するためにはUMP採用・非採用の両国群でより強力な構造、金融及び財政の改革が必要とされた。UMPはその際も現在も不可欠であるが、経済構造に関わる政策や改革の代替とすることはできないだろう。

同ペーパーは、市場機能と仲介機能を支援するためのUMPの終了は、市場が正常化するにつれ、円滑に継ぎ目のない形で概ね実行されるべきとしている。経済活動を支援するこのUMPの終了は(それはやがて金利引き上げにつながるものだが)、このペーパーが作成された時点の経済状況ではそれはまだ正当性を持っていなかった。UMPの終了はその採用・非採用両国群である程度の金利正常化につながるようになるが、それに加え中央銀行の制御の及ばない市場反応による金利変動が起こる可能性がある。同ペーパーは、この変動がマクロ経済や金融の安定性に対するリスクを内包しながら、世界の他の地域

に大規模に波及する可能性を指摘している。UMP非採用国は、この終了に備えて安定性を確保する措置を取り、中期的に持続する成長の基盤を備えるべきとペーパーは勧告している。もし安定性が実際損なわれれば、各国はリスク抑制のためにバッファーと適切な政策を活用すべきだ。

また、国際的な政策協調はUMPが国境を越えてもたらすネガティブな外部性を和らげることにより、世界的な成果を原則として向上させ得る、とペーパーは指摘している。IMFは、サーベイランス、政策の潜在的副作用を回避する政策バッファー、そして国際的政策協調による潜在的利点に関する客観的な分析を通じ、このUMP政策の世界的な視点を提供することにより、UMPの実行と終了を支援することが出来よう。

また、2013年5月の非公式な会合で理事会は、UMPに関する最近の経験と展望についての説明を受けた。このブリーフィングの土台となったIMFスタッフペーパー⁴⁴によると、ユーロ圏、日本、イギリス、及びアメリカで一連の非伝統的金融政策が実施され金融市場と仲介の機能の回復に概ね成功した。

しかし、これらの政策は世界の他の地域へ様々な影響をもたらした。初期のUMP実施発表は世界的に資産価格を上昇させ、市場取引にも恩典をもたらしたとみられる反面、後期の実施発表の影響は小さく、

ラテンアメリカやアジアの新興市場国・地域への資本フローの増大をもたらした。財政、構造、金融部門の改革は、マクロ経済の安定性確保、回復の保護を確実にし、やがてUMPを終了させることを可能にする上で不可欠であることが確認された。

2013年7月の非公式会合では、理事会は世界流動性の与信と資金調達の指標に関する説明を受けた。このブリーフ用のノート⁴⁵は、世界流動性の概念を再考し、世界決済銀行(BIS)や学者、IMFスタッフを含むさまざまな関係者によって使用されているその測定アプローチについて検討した。政策担当者により定期的に監査されている一部の尺度も示された。

マクロプルーデンス政策

マクロプルーデンス政策の主要側面

世界的危機により、国家及び世界レベルでのシステム不安定性のコストが確認されるとともに、金融安定性を獲得するにはマクロプルーデンス政策が必要であることが明確になった。2013年7月、理事会はIMFのマクロプルーデンス政策の重要側面に関するスタッフペーパーの議論を終えた。⁴⁶ 理事らはこの分析と比較的新しいこの政策分野へのアプローチを歓迎するとともに、マクロプルーデンス政策の有効性を確



左：陶磁器を作るウルクアイの共同組合の女性
右：ポルトガル・シントラでセールの案内を掲げる店





左：ウガンダで茶葉を摘む男性 右：香港特別行政区の建設現場

保する上で経験が未だ限られておりまたさまざまな課題が存在するとの認識を示した。また、スタッフペーパーが、政策議論のための有益な見識と、IMFの定期サーベイランス、金融部門評価、技術支援という枠組みのなかでのマクロブレンデンス政策助言のための、良好な基盤を提供していることに理事らは留意した。

とはいえ、理事はマクロブレンデンス政策の作成はまだ途上の段階と考えており、スタッフに分析能力を向上させ、経験を蓄積し、有効なマクロブレンデンス政策のためのマクロ金融連関と条件についての理解を深めるよう促した。理事は、マクロブレンデンス政策は、与信の伸びと資産価格の景気循環に沿ったフィードバック、或いはシステム内の相互連関性に起因するシステム全体にわたる脆弱性を含めた、システムミックナリスクを抑えるために使用されるべきとしたが、他の目的を課して負担を過重にすべきでないとした。

理事はまた、マクロブレンデンス政策は健全なマクロ経済政策を代替することは出来ず、その有効性を保つには適切な金融、財政及び他の金融部門政策で補完される必要があり、強力な監視と実行力で支援されねばならないとした。それを機能させるためには、システムミックリスクを分析するとともに、目的に合致したマクロブレンデンス政策を策定・実行し、さらに規制ギャップを監視しこれを解消するという一連の能力が必要だった。理事は、強力な制度的枠組みそしてガバナンス枠組みが効果的なマクロブレンデンス政策の実行には不可欠と強調したが、その適切な配置は明らかに法的枠組みなど個々の国の状況に依存しているといえよう。理事は概ね中央銀行がマクロブレンデンス政

策の実行に際しては重要な役割を負うと考えているが、その一方で中銀の独立性が侵されないよう注意する必要があるとも考えている。

マクロブレンデンス政策の実行、あるいは不履行が他に影響を及ぼす可能性があることに留意し、理事は国際的協調の必要性を強調した。大多数の理事が、IMFが基準設定者や各国当局者と協力しかつ他の国際金融機関の使命を尊重しながら、マクロブレンデンス枠組みの開発に貢献するという重要な役割を果たすべきということで合意した。IMFは、サーベイランスや金融セクター評価プログラム、技術支援といった既存の制度を用い、マクロブレンデンス政策について各国当局との対話を実現させるべきである。目的はマクロブレンデンス政策の制度的基盤を強化し、醸成しつつあるリスク、政策連関、波及効果の分析を助け、各国に適切な政策対応に関して助言を行うことである。

規制改革

ラガルドIMF専務理事は2014年4月の「グローバル政策アジェンダ」の中で、国レベル及び世界レベルの金融規制改革を完了するよう強く訴えた。IMFの仕事には、世界の金融規制改革がマクロ経済と金融の安定性に持つ意味と政策協調の役割とに関連する政策課題が含まれよう。理事会は2013年の6月と12月の非公式会合で規制改革の進展について報告を受けた。

優先課題は、金融システム上重要な企業の国境をまたいだ効率的な清算を含む「大きすぎて潰せない」の問題を解決する、リスクのウエー

ト付けの一貫性と会計の統一化について作業を進めるなど規制改革課題の実行完了、シャドーバンキングのリスク対応方法の発見、そしてデリバティブ市場を安全にすることだ。国際的に一貫性に欠けるアプローチ、とりわけ各国の構造規制についてのイニシアティブに関するものは、世界金融の分断化の進行を回避するために積極的に対処する必要がある。(第3章の「2013年対外部門の安定性に関するパイロット報告書」と「波及効果報告書」での議論も参照のこと)

雇用と成長

IMF協定は、IMFが「高水準の雇用と実質所得の促進と維持」にコミットすることをうたっている。⁴⁷雇用創出と包摂的成長は、全てのIMF加盟国に共通する必須課題である。一部の先進国・地域がグレート・リセッション(大規模景気後退局面)後の制約された財政余地で総需要を底上げする試練に直面する一方、多くの国が技術変化やグローバルイゼーションのメガトレンドと人口動態の激しい変化のなかでも成長を達成し、雇用を創造する方策への対応を迫られている。人口動態の変化には、世界の一部地域での急速な高齢化、他の地域での大規模な新規労働者の労働力への参入などがある。女性の労働参加の低さは多くの国で強力な経済発展と成長の大きな機会を逃していることを意味する。

2013年3月のIMFペーパー⁴⁸で示されたように、IMFは事実に基づいたアドバイスを提供できるよう関連する政策調査の理論的、経験的最先端部分を点検することにより、こうした試練に対応する戦略の策定を支援できる。2013年9月、IMFは理事会ペーパーで改善の余地があると特定された四つの鍵となる分野で、分析と政策助言を改善するために「サーベイランスとプログラムにおける雇用と成長の問題についてのガイダンスノート」を発表した。その4分野とは、1)マクロ的に重要な国内政策が、財政・金融政策上の余地に見合った形で経済を概ね稼働力水準で展開させることを重視するよう同政策の点検を強化する、2)各国の事情により合致し関連性も高い政策助言を行うため、成長と雇用にかかる課題のさらにシステマティックな分析を行い、包摂的な成長と雇用を最も制約している要因を特定する、3)租税改革と支出政策についての政策助言を、より体系的に統合する、4)現在入手可能な経験的事実に基づく労働市場政策に関するアドバイスを強化するとともに、これら政策の成長、生産性、雇用創出、包摂性への影響について、世界銀行やOECD、国際労働機関(ILO)などの国際機関と協力を強化することだ。

1年を通し、IMFはこの問題に関するさまざまなセミナーを開催した。そのひとつが2013年10月のワシントンでの年次総会中に開催された、欧州での成長と雇用に関するセミナーだった。

適正な外貨準備高

2013年12月、理事会は適正外貨準備高⁴⁹の分析に関する議論を深めたペーパーについて話し合った。これについては2011年3月にも検討した経緯がある。⁵⁰理事は外貨準備のバッファは、各国の外的安定性を支えるにあたり健全な政策と制度を補完し、危機の防止や軽減に重要な役割を果たし得ることについて合意した。また、適正外貨準備高の分析は各国特有の事情を把握せねばならないと考え、同ペーパーが独立評価機関の勧告に概ね整合する方向で作成されていることに留意した。

理事は、同ペーパーが2011年の適正外貨準備高分析に関する論文で提示されたIMFの分析フレームワークにさらなる省察を加えるものである、という点で概ね合意した。とはいえ、適正外貨準備高の分析では状況ごとの判断が重要であることを強調し、いかなる測定基準も機械的に当てはめることがないよう戒めた。また、IMFのスタッフが、適正外貨準備高を標準的な所得をベースとしたグループ分けによって分析するアプローチをやめたことを理事らは歓迎した。そして市場の成熟度合いや経済の柔軟性を考慮したグループ分けの手法を概ね承認した。

理事は、従来の指標とくらべ、同ペーパーの新たな測定基準が、市場の成熟度合いが低い加盟国と低所得国向けの外貨準備分析を向上させたという点で合意した。また、大多数の理事が商品貿易に大きく依存している国々の適正外貨準備高の計算式を変更すべきとしたスタッフの提言を承認した。また、適正外貨準備高の分析に資本フローのボラティリティをより反映させるためのスタッフの提言を理事らは概ね支持した。

理事は市場アクセスを持つ国と低所得国の外貨準備高保有コストをより良く測るために提案された方法を歓迎した。また、資本の流出を止めるための政策対応の一環として外貨準備を使う余地があるとしたものの、適切なマクロ経済政策を維持すること、生じつつある脆弱性に予防的に対応する重要性を改めて表明した。この点に関連し、理事はIMFの外国為替市場介入に関する政策助言を強化するため一段の努力を要請するとともに、国際通貨制度の改革という幅広い枠組みのなかも含めた、中央銀行のスワップ協定やIMF、地域機関による各種融資など外貨準備の代替策についての十全な議論も要請した。

クォータとガバナンス

クォータ見直し

ある国がIMFに加盟する際、その国の世界経済での相対的地位の評価に使われる計算式に基づき最初のクォータが割り当てられる。IMFの総務会は、5年を超えない定期的な間隔でクォータの一般見直しを

実施している。クォータの変更は、総議決権の85%の多数で承認されねばならず、当該国の了承なしにはクォータの変更は許されない。

2010年12月、総務会は包括的なクォータ・ガバナンス改革を承認した。これには第14次クォータ一般見直しの完了と理事会の全理事を選任理事とするためのIMF協定の修正提案(「理事会改革修正」)の採択が含まれた。改革には、さらに二つの前向きな要素が含まれていた。すなわち、総務会が理事会に対し、1)第15次クォータ一般見直しの完了を2014年1月に前倒し⁵¹、2)2013年1月までにクォータ計算式の包括的見直しを完了させることを要請した。⁵²

2010年クォータ・ガバナンス改革が発効となると⁵³、これまでに例のない総クォータの倍増が実施され、世界経済の中でのIMF加盟国の相対的重みをより良く反映したクォータの再調整が行われる。

2014年1月、理事会は2010年クォータ・ガバナンス改革と第15次クォータ一般見直しについての総務会向け報告書を採択、⁵⁴第14次クォータ一般見直しの下でのクォータ増額と理事会改革修正が遅れていることに大きく失望しているとした。⁵⁵ 2014年1月中旬現在で、141の加盟国(必要数は113カ国)が理事会改革修正に同意しているが、必要とされるクォータの85%未満の76.1%にとどまっている。⁵⁶ 第15次見直しの作業は、第14次見直しでのクォータ増額が効力を持つまで差し止めとなっている。増額発効には理事会改革修正の発効が条件となっている。

理事会は第15次見直しの完了期限を2014年1月から2015年1月に延期するよう提案するとともに、第14次見直しにおけるクォータ増額にまだ同意せず、理事会改革修正を受け入れていない加盟国に対し、すぐに同意を受け入れるよう促した。理事会はまた、総務会が国際通貨金融委員会(IMFC)の議長に対し、加盟国と協議するとともに、第14次見直し及び理事会改革修正の発効に向けた進展、並びに第15次見直しを2015年1月までに完了することを念頭に今後のクォータ改革プロセスを完了させるための選択肢について、2014年の春季会合でIMFCに助言するよう提案した。これらの提案は総務会が承認、2014年2月12日に発効した。

春季会合ではIMFCが2010年に合意されたIMFクォータとガバナンスの改革、新たなクォータ計算式を含む第15次クォータ見直しの進展が依然遅れていることに深い失望を表明した。もし2010年改革案が年末までに批准されなければ、IMFCはIMFに対し、これまでの作業成果を土台に次のステップのための選択肢を作成し、これを議論するスケジュールを組むよう要請することになる。

クォータ計算式

現在のクォータ計算式はGDP、開放度、経済変数、外貨準備の四つの加重平均で、それぞれの比重は順に50%、30%、15%、5%となっ

ている。このために、GDPは合成変数として計算され、市場為替レートに基づく分が60%、購買力平価に基づく分が40%となっている。計算式はまた計算されたクォータの加盟国間のばらつきを軽減する「圧縮係数」を採用している。

第14次クォータ一般見直しの完了と理事会改革修正の承認に際し、総務会は、理事会に対しクォータ計算式の包括的見直しを実施するよう要請した。理事会のこの議論は、加盟国の世界経済の中での相対的地位をより良く反映させることを意図した、新たなクォータ計算式の合意のための土台を提供することになる。

2013年6月の非公式会合で、理事会はクォータ計算式のデータ更新とさらなる検討に関するスタッフペーパーについて議論した。⁵⁷ このペーパーでは、前回のデータ更新での大きなトレンドを引き継ぎ、クォータデータベースを2011年の1年分更新した。特に新興市場、途上国のクォータ割合は、全ての変数での増加を反映して、1.3パーセントポイント上昇した。それに加え、このペーパーでは「開放度変数」について以前表明された懸念に対応する代替的なアプローチについても探った。この文脈で、可能取得データについての最近の進展について検討し、開放度変数の比重の上限及び低下の導入を含め、計算式の変化の影響について探っている。

ペーパーはまた、ばらつきと国際収支問題を測るより広範な指標が関連している可能性について調査した。これは、IMFの諸資源の利用も含んだ国際収支問題に焦点を当てていたそれまでのペーパーの調査内容を基盤としていた。しかし今回のペーパーでは、ばらつきとより幅広い測定尺度との間に、特に大きな連関性は特定されなかった。以上に加え、同ペーパーは、更新後のクォータのデータベースを使った新たな計算式も含めた一連の実例的シミュレーションを提示した。この段階で提案はなされなかった。

非公式の会合中と会合後に理事らは、2013年7月にスタッフが提示したクォータ計算式による例証的計算を要請した。

能力開発

技術支援と研修を通じて行われる能力開発は、堅固な制度の構築と健全なマクロ経済及び金融部門政策を策定・実行する加盟国の技術の向上に資する。これはIMFのサーベイランスと融資活動とも密接に関連しており、加盟国から高く評価されている。

2013年6月の理事会によるIMFの能力開発戦略の見直しで⁵⁸、理事は次のような改革案を承認した。その改革案とは、(1)能力開発サービスに関する政策声明の更新、(2)能力開発をサーベイランスと融資活動と同等にする定期的で適切に統合された見直しを義務

化、(3)各国の需要とIMFの総合的な目的の両方を反映した2段階優先付けシステムの実施、(4)目的が合致した際にはドナー資金を活用し、その支援が得られない時はIMF独自の資金手段に依存、(5)評価結果の反応を能力開発の優先付けと実施に組み込むなど、モニタリング及び評価フレームワークを強化、そして(6)オンライン上のコース提供を含むIMF能力開発活動の実効性と提供の拡大に向け、情報・通信技術の進歩を利用、の6提案である。

これらの改革実行に向け前進した。2014年4月の非公式会合で、理事会は新たな政策・慣行声明を議論した。これは、理事のコメントを取り込んでさらに磨かれたものとなる。2段階優先付けシステムはまず2015年度の活動計画で使用された。2012年5月に設立された能力開発局(ICD)は、技術支援と研修の相乗効果を高める努力の先頭に立ち、研修のための新たなテクノロジーを導入した。モニタリングと評価については、IMFの結果準拠管理フレームワークが、全ての能力開発活動をカバーするよう拡大されつつあり、IMFの能力開発の評価枠組みに情報を提供する予定である。なお、IMFの能力開発の評価枠組みは、新たな政策・慣行声明の一環として見直し過程にある。

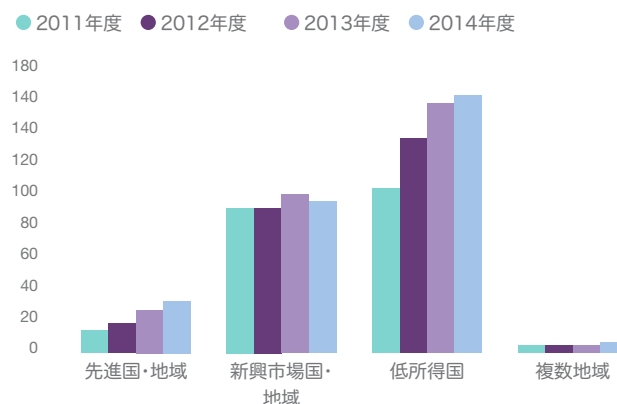
IMFが財政問題で試験運用した四つの標準化された評価ツールは、IMFの技術支援活動に情報をもたらすと期待されている。(ボックス4.2を参照)

技術支援イニシアティブ

加盟国からの技術支援への強い要請は2014年度も継続した。IMFの技術支援はマクロ経済と金融の安定性に関する全てのトピックスをカバーしており、主にIMFの4部局、すなわち財政、法律、金融資本市場、統計の各局により提供された。IMF技術支援の最も大きな割合は低所得国と低中所得国に割かれたが、これは過去と同様の流れだ。とはいえ、IMF加盟国の大半がこの恩恵に与っている(図4.1～4.4を参照)。

図4.1
2011～2014年度、所得グループ別
技術支援実施状況

(現地実施の年人)



出所: IMF能力開発局

ボックス4.2

新たな標準化された評価ツール

関係者と協議を重ねながら、IMFは四つの標準化された評価とサーベイランスのツールを開発した。これらのツールは財政問題に関するIMF技術支援に、より強力な概念的・分析的方向性を与え、その結果追跡を向上させることになる。

- 歳入管理財政情報ツール(RA-FIT)はIMF加盟国の歳入パフォーマンスを評価するためのベースライン指標の確立の助けとなる、税と関税情報の収集と分析を行う。85カ国の提出書類を基に最初の報告書が2014年4月に作成された。
- 歳入管理ギャップ分析プログラム(RA-GAP)は、歳入の潜在的な額と実勢額のギャップを推計する。4カ国の詳細なギャップ推計が2014年度は実施され、2015年度は8カ国で実施されている。

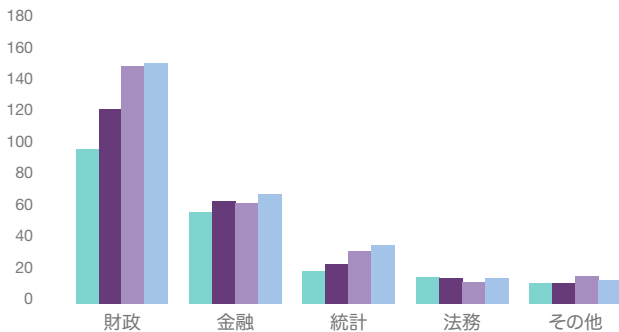
- 税制診断ツール(TADAT)は、税行政実績の標準化された評価枠組みを提供するもので、改革の優先付けと順序立てを向上させる。これは国際公共財であり、国際的なパートナーと緊密な協力のもとに設計・統括される。ザンビアとノルウェーで最初の試験運用が実施され、2015年度に追加的試験運用が予定されている。IMF本部内に設置され、ドナー資金で賄われた信託ファンドで支援されるTADAT事務局は2014年の早い段階で業務を開始した。
- 財政透明性評価「基準と規範の遵守に関する報告書(ROSCs)」の財政モジュールに代わるものだ。財政リスクの特定と管理により焦点を置き、天然資源の透明性の問題とのより適切な一体化を可能にする。

図4.2

2011~2014年度、
項目別技術支援実施状況

(現地実施の年人)

● 2011年度 ● 2012年度 ● 2013年度 ● 2014年度



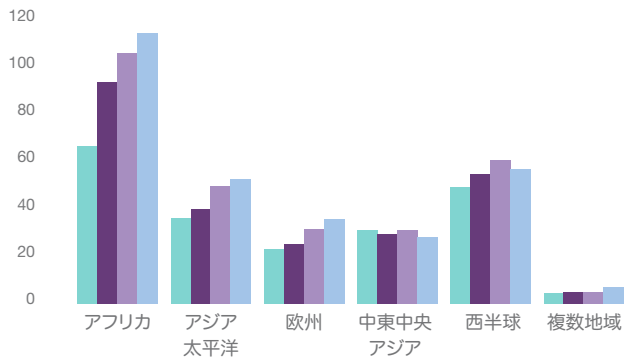
出所: IMF能力開発局

図4.4

2011~2014年度、
地域別技術支援実施状況

(現地実施の年人)

● 2011年度 ● 2012年度 ● 2013年度 ● 2014年度



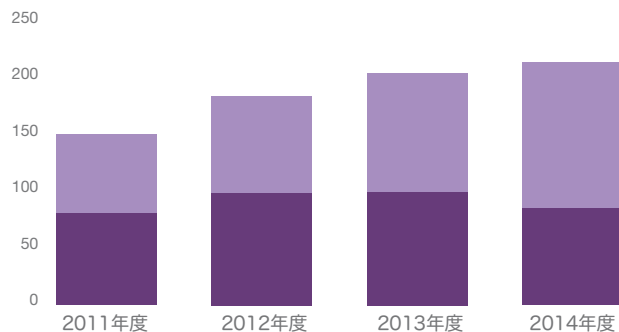
出所: IMF能力開発局

図4.3

2011~2014年度、
プログラム状況別技術支援

(現地実施の年人)

● 非プログラム ● プログラム



出所: IMF能力開発局

題、企業及び家計の破産、法制改革、存続可能企業の早期かつ迅速な回復のための債権申し立て、債権回収の改善などについて、助言を与えた。

加盟国の能力開発支援

技術支援は健全な制度・機関の設立やショックに対する耐性の向上に取り組む国々にも実施された。直近の危機により、先進国を含む全ての加盟国が現存する制度的弱点に対応し、急速な世界経済・金融事象の展開に順応するための支援から恩恵を受けることができることが明らかになった。財政問題に関する技術支援は政策改革の遂行と効率的な財政管理の醸成に貢献した。これらの活動は確立された最良慣行とさまざまな新診断ツールの適用に基づき行われる。(ボックス4.2を参照) 財政分野での例は、歳入と支出分析能力の開発、中期的支出フレームワークの導入、公的財政管理、歳入行政、天然資源が豊富な国での歳入変動と支出圧力の管理、そして官民パートナーシップの財政リスクの管理などがある。

緊急要請への対応

IMFは幅広い様々な国での技術支援の緊急のニーズに引き続き迅速に応えた。たとえば、ウクライナの経済危機では、支出の合理化と社会セーフティネットの強化について助言を行った。キプロスでは税政策と税行政の改善、公的財政管理の改革、公的支出の優先付けで当局を支援した。アルバニアでは、政府支出遅延の管理、コミットメント管理の改善、税行政の強化で当局を支援した。ギニアビサウ、リビア、マリ、ニジェール、ソマリアなどの経済困窮国では、IMFは予算作成の改善(リビアとソマリア)と公的財政の管理強化(ギニアビサウ、マリ、ニジェール)で支援した。欧州危機に見舞われた諸国では財政政策と管理問

一部の加盟国で、IMFは幅広い技術支援を提供している。たとえば中国では、中期支出フレームワーク、財務管理、地方政府借入管理と政府会計の近代化で当局を支援している。リベリアでは、まもなく業務を開始するリベリア歳入庁の設計と遂行、納税者サービスセンターの設立、さらに情報技術システムの革新や監査能力の開発を援助した。ミャンマーでは予算、財務、会計の各システム改革と税政策と税行政の近代化で助言を行った。ラテンアメリカでは16カ国の財務省がそれぞれの経験を共有したり、資金管理や金融管理情報システム、法務及び制

度的枠組み、財政の単一会計の遂行で相互協力を拡大するフォーラム開催を支援した。

金融政策及び金融部門分野では、多くの低、中所得国で中央銀行の現代化と金融部門改革を支える包括的な技術支援プログラムを立ち上げた。金融部門の規制と監督、そして金融政策運営はこれらの国で引き続き重視されている。この支援は、銀行及びノンバンクの規制・監督の弱さから生じる金融システムの潜在的リスクを軽減する能力を各国が発達させ、中央銀行業務を強化するうえで効果を発揮した。たとえばミャンマーでは、制度的能力の形成支援に傾注した。東カリブ諸国ではIMFの包括プログラムが地域の金融システムを強化した。南スーダンでは中央銀行業務の現代化で支援を受けた。また、IMFの継続的支援はナイジェリアの銀行セクター改革の助けとなった。フィリピンとインドネシアではIMFの中期技術支援が銀行の規制・監督を強化した。

技術支援は先進国・地域の危機管理でも実施された。支援は銀行の破たん処理と再編、システムリスクの特定、新たな世界的規制・監督基準の導入などの分野にわたった。これに加え、IMFは世界銀行と共同で、低所得国の公的債務管理の強化の必要性に対応するため、複数ドナー共同信託基金である「債務管理ファシリティ」の第2段階をスタートさせた。

IMFはまた、財政及び金融の各法的枠組みの強化でも各国を支援した。ここでは、危機管理と銀行破たん処理、銀行規制、中央銀行業務、

税法、公的財政管理(財政規則、予算法)、IMFのプログラムとサーベイランス課題と急速に一体化されつつある資金洗浄及びテロ資金対策に焦点を当てた。2014年3月に理事会は、AML/CFT に対するIMFの戦略を見直すための会合を開いた。理事は、FATFの修正された基準と、IMFのオペレーション新評価方式を承認し、世界銀行、「マネーロンダリングに関する金融活動作業部会」、FATFスタイルの各地域機関と協力を継続するよう促した。

低所得国では、外部からの資金支援で統計能力の育成を支援した。こうした国にはバングラデシュ、ラオス、ミャンマーなどが含まれる。また、日本の資金支援により、集中的な支援を行うマクロ経済統計の長期アドバイザーの現地への派遣が可能になった。

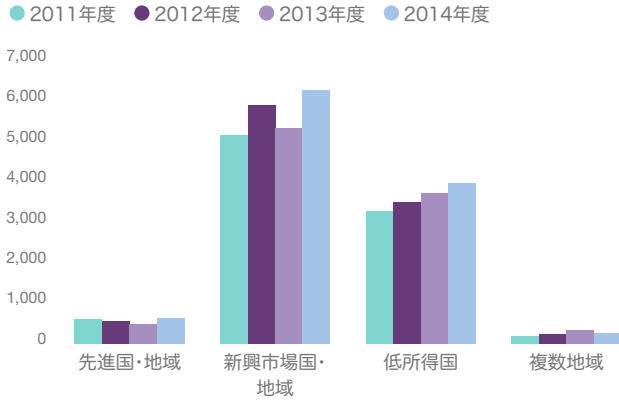
2013年6月、IMFはパラグアイ当局が同国初の国家レベルのAML/CFTプログラムを立ち上げたことを歓迎した。⁵⁹IMFの評価により同国のAML/CFTの重要な欠点が明らかになったことを受け、パラグアイ当局はIMFに対し国家AML/CFT戦略の策定に対する技術支援を要請、2012年2月にはフェルナンド・ルゴ前大統領がこの策定を国家優先課題と宣言する布告に署名した。2012年9月にIMFが主に世話役となってこのプログラムは開始され、IMFがその国際的経験を共有したり、国際的なAML/CFT基準との整合性を確保できるよう当局に助言を行った。IMFと米州開発銀行の技術支援を受けたこの計画は、パラグアイ経済システムの健全性確保や、組織犯罪とテロによる危険からの公的秩序や国家安全保障の保護に資するであろう。



左: データを集めるミャンマーの国勢調査員
右: ギリシャ・ピレウスの輸送拠点

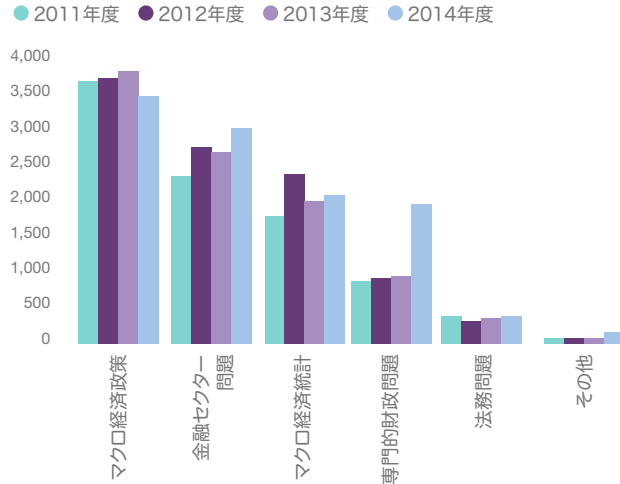


図4.5
2011~2014年度、
所得グループ別研修実施状況
(研修の参加人数)



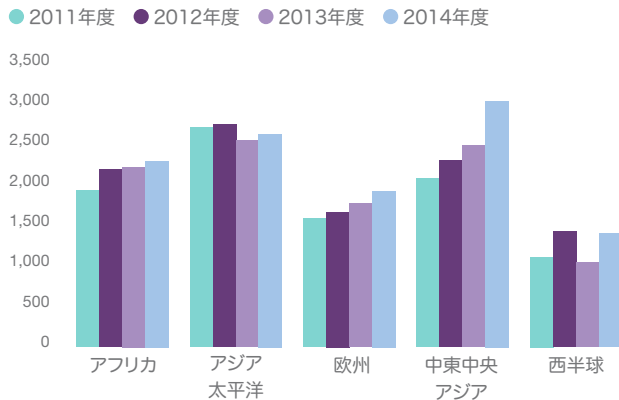
出所: IMF能力開発局

図4.6
2011~2014年度、
コース別研修実施状況
(研修の参加人数)



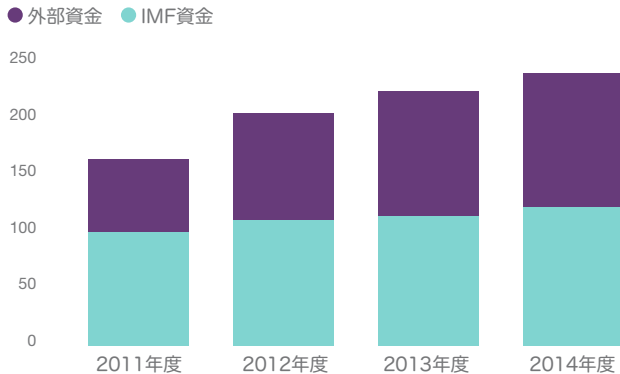
出所: IMF能力開発局

図4.7
2011~2014年度、
地域別研修実施状況
(研修の参加人数)



出所: IMF能力開発局

図4.8
2011~2014年度、
能力開発支出状況
(研修の参加人数)



出所: IMF能力開発局

研修

IMFの研修プログラムは能力構築の欠かせない一部であり、世界のマクロ経済の展開と政策課題、加盟国の需要、技術革新への対応を目指している。能力開発局(ICD)は昨年、金融危機防止、金融セクターの健全性回復、包摂的成長の醸成などIMF加盟国にとって戦略的重要性を持つ新たなトピックのコースを開始した。これらのコースでは理論的授業、分析ツール、実地体験するワークショップを提供する(図4.6~4.8とボックス 4.3を参照)。また、非営利組織のedXと提携して、ネット上で

「フィナンシャル・プログラミングと政策」と「債務持続可能性分析」の2コースを提供するプログラムを開発した。技術支援とドナーと組んだ研修との相乗効果を求め、IMFは新たにアフリカ研修所を2013年6月に開設した。この研修所はモーリシャスのAFRITAC Southと同じ敷地に建設されており、両者の所長は兼務となっている。

技術支援と研修の相乗効果を高めるため、ICDのスタッフはIMFの各地域技術支援センター(RTACs)と協力し、地域統合における経済問題などの新たなコースを開発した。また中米ではRTACの専門家と

IMFのスタッフが、銀行監督・規制に関するコースを提供するとともに技術支援を行った。さらにシンガポール研修所は、ラオス・ミャンマーを対象とした技術支援事務所と協力してミャンマーの政府職員のための特別コースを提供した。

今年度には、外部ドナーと研修パートナーの支援のもと、ICDのプログラムを通じて178の研修行事が実施され、約6,300人の各国政策担当者が参加した。IMF研修の大半、今年度の約60パーセントが新興市場国・地域向けだった(図4.5)地域別でみると、中東と中央アジア、アジア太平洋地域の国々が最も多く研修を受けた。(図4.7)

外部からの支援

ドナー支援により、加盟国への技術支援と研修を提供するIMFの能力は引き続き強化されている。2014年度の新たな資金提供は1億8,100万ドルに達し、ドナー資金での活動は1億4,700万ドル規模に達した。IMFでは、能力開発のための外部からの支援を、地域技術支援センター(RTACs)、地域研修センター、テーマ別信託基金、二者間パートナーシップなどを通じて活用している(図4.8を参照)

9カ所設置されているRTACs は、実践的な技術支援の提供に有効な組織である。中米、パナマ、ドミニカ共和国向け地域技術支援センタ

ー、東アフリカ技術支援センター、西アフリカ技術支援センターの中期的評価では、支援の質が極めて高く、関連性も深く、加盟国のオーナーシップ(主体性)も高いことが示された。2014年度の前半には、西アフリカ技術支援センターがその活動を大きく増大させた。このセンターの支援により、加盟国は経済及び金融の制度改革に向けさらなる前進を遂げた。初のRTACでIMFの能力開発における地域アプローチの先駆けとなった太平洋金融技術支援センターは、2013年に創設20年を迎えた。

RTACsのネットワークは2014年度に拡大した。第2西アフリカ技術支援センターが、2014年3月にガーナのアクラに正式に開設となり、アフリカの5地域技術支援センターのネットワークが完成した。これでIMFのサブサハラアフリカの全ての国をカバーするネットワークを構築するという2002年の約束が果たされたことになる。それに加え、五つのRTACs—つまり東、西、南アフリカ技術支援センター、カリブ地域技術支援センター、及び中東地域技術支援センター—は活動レベルをさらに上げることを可能にする追加的ドナー資金を受け取った。

地域研修所と地域研修プログラムは、オフサイトの研修を提供することによりIMF本部での研修を補完している。大半の地域研修所はホスト国から全てあるいは部分的に資金提供されており、オーストラリアや日本など他のドナー国からも一定額が資金援助されている。アフリカ研

ボックス4.3 新ICDコース

今年度にIMF本部や地域の研修所ではじめて行われた対面式コースは以下のとおり。

- 「マクロ金融サーベイランス」は、現在の金融セクターの問題を評価する方法を提供するとともに、マクロ経済変数に関する期待を分析し金融安定性を脅かす可能性のある脆弱性の蓄積を感知するための市場情報をいかに取得するかなど、これら手法とマクロ経済との関連を探るコースだ。このコースでは銀行危機、リスクの管理とモデル、システミックリスクなどのトピックをカバーしている。
- 「金融包摂」は、今日の世界の政策担当者にとり重要性が高まっている金融へのアクセスに焦点を当て、金融包摂とより馴染みのある金融深化の複雑な相互関連を探り、信用アクセスをいかに拡大するか、またそれに付随するマクロ経済への影響と政策への含意を議論するコースだ。
- 「包摂的成長」は、低成長見通し、高失業率、所得と機会の不平等に対する世界的な懸念に応えるコースだ。経済成長の恩恵の共有の促進、雇用創造、所得の公平な分配、そして成長をいかに貧困削減と生活水準の幅広い改善に結びつけるかについて焦点を当てている。
- 「早期警戒演習」は財政、対外、金融の各部門でのリスクと脆弱性の特定のためのアプローチを提供する。危機の分類、先進国及び新興市場国向けのIMFの「脆弱性演習」入門、及び波及と伝播の分析が含まれる。

修所とアフリカ合同パートナーシップはアフリカ開発銀行と提携してアフリカ諸国のニーズに応え、シンガポール地域研修所と中国-IMF合同研修プログラムはアジア太平洋地域の諸国のニーズ、合同ウィーン研修所は欧州と中央アジア諸国のニーズ、クウェートにあるIMF-中東経済・金融研修所は中東地域各国のニーズ、ブラジリアにあるラテンアメリカ合同地域研修所はラテンアメリカ地域の各国ニーズにそれぞれ応えている。前述のとおり、ホスト国であるモーリシャス政府の寛大な資金支援とロジスティック援助、またオーストラリアと中国の支援もあってアフリカ地域研修所は2013年6月に開設された。

テーマ別信託基金は、低所得及び低中所得国向けに特定のテーマについてシステマティックな技術支援を実施する。「天然資源管理」と「税制策・税行政」の両信託基金はそれぞれ2,530万ドル（期間5年）、2,700万ドル（同）の予算を与えられたが、2014年度に3年間の支援実施を完了した。IMFの「資金洗浄及びテロ資金対策信託基金」は2014年4月に第1期資金提供を完了し、35カ国で73の二者間プロジェクトを実施した。2013年12月にIMF本部で国際的ドナーがこの分野でのIMF技術支援の資金支援を更新するためのセッションが開催された。⁶⁰ドナーは「資金洗浄及びテロ資金対策信託基金」の第2期5年計画分の広範囲な能力開発活動に2,210万ドルの資金提供を約束し、同基金は2014年5月から活動を開始した。拠出額の多い順に、スイス、カタール、ルクセンブルグ、イギリス、ノルウェー、日本、フランス、オランダの各国が、同基金の次期5年分の必要資金のうち約80%を提供すると見られる。

840万ドルの予算で期間5年の「税制診断ツール信託基金」は、ドイツ、日本、オランダ、ノルウェー、スイス、英国（DFID＝英国国際開発省）が資金を提供し、2014年度から正式に開始された（ボックス4.1参照）。

IMFはまた三つの技術支援イニシアティブで世界銀行と協力した。2014年4月には、複数ドナーのイニシアティブとして世界銀行が設立した「債務管理ファシリティ」の第2期に参加した。両機関の専門知識を統合したこのファシリティは、債務管理の課題を包括的にカバーし、より多くの享受国の債務持続可能性の能力開発を支援する。IMFはまた、やはり複数ドナー・イニシアティブである「金融セクター改革・強化イニシアティブ」の第3期にも参加した。カナダが資金提供する「カリブ諸国経済管理支援プログラム」は2014年8月いっぱいまで延長された。

IMFはドナーとの関係強化に引き続き努めた。最大の技術支援ドナー国である日本は2010～2014年度で1億5,300万ドルの資金を提供した。欧州連合（EU）もIMF技術支援の上位ドナーの一角にあり、同期間に9,700万ドルを提供した。IMFはEUとの現行の枠組み合意を見直しているが、これが完了すると2015～2017年度の新たな資金提供の枠組みができる。カナダは大幅に資金提供を拡大したが、その中に

は技術支援で計3,500万カナダドルに上るウクライナ、カリブ諸国、その他諸国向けの二つの支援合意が含まれている。スイスはIMF技術支援に400万ドルの追加資金提供を行った。比較的最近になってドナー国となった韓国は、5年間で1,500万米ドルの資金提供に署名した。

データとデータ基準イニシアティブ

IMF協定に基づき加盟国から提供されるデータの質は、IMFのサーベイランスの成功に不可欠な要素だ。データ公表基準は、健全なマクロ経済政策の追求で不可欠な時宜を得た包括的な統計のアクセスを拡大する助けとなる。

一般データ公表システム、特別データ公表基準、特別データ公表基準プラス

「特別データ公表基準（SDDS）」は、加盟国が経済、金融統計を一般に公表する指針として1996年に制定された。「一般データ公表システム（GDDS）」はその翌年に制定され、加盟国のニーズ分析を助け、統計システムを向上させるための優先課題を設定する。「特別データ公表基準プラス（SDDSプラス）」は2012年に、世界金融危機で特定されたデータのギャップに対応するために作られた。SDDSプラスは金融システム上重要な国々を対象としているが、通常のSDDSを採用する全ての国もこのプラスを取り入れることが奨励されている。SDDSプラスはSDDSに9の追加的データ群を取り入れており、採用国は2019年末までに完全実施することにコミットする。現時点でSDDSプラスを採用している国はない。この要求の高い基準の採用を実現するため、理事会は3月、その追加9データ群の3群の時宜性を延長するスタッフの提案を支持した。

2014年度にSDDSを新たに採用した国はなく、同年度末時点での採用国数は71にとどまっている。パラオ⁶¹、ミャンマー⁶²、そしてマーシャル諸島⁶³がGDDSへ参加し、同年度末でGDDS参加国数は111となった（GDDSからSDDSへ移行した国を除く）。今日、IMF加盟国の95%以上が、GDDSもしくはSDDSに参加している。

IMFは2013年5月、ボツワナ、ガーナ、ケニア、ナミビア、ナイジェリア、セーシェル、ウガンダというアフリカ7カ国のそれぞれの中央銀行と政府統計局及び財務省の担当者のためのSDDSワークショップを、ボツワナのガボロンで開催した。⁶⁴このワークショップでは2012年からSDDSに参加しているモーリシャスが、参加国からの視点での意見を語った。ボツワナ当局が共同ホストとなり、DFIDが資金援助したこのワークショップの目的は、より厳格なSDDSの要求基準を満たすことができるよう重点的に各国の統計システムの改善させることを念頭に、現在GDDSに参加しているサブサハラアフリカ諸国の統計システムの向上を図ることだった。



左: イエメンの郊外の養蜂家

右: 中国東部の仲介業者の株式インデックス表示

アルゼンチンの消費者物価指数とGDPデータ

理事会は2013年12月、「大ブエノスアイレス都市圏の消費者物価指数(CPI-GBA)」と国内総生産(GDP)のIMFへ提出された公式データの質の問題に対応する是正措置の進展に関する専務理事報告を議論するための会合を持った。⁶⁵アルゼンチンが、IMFが求めたCPI-GBAとGDPの不正確なデータ提供への対処措置を取っていないことに留意する一方で、理事会は2014年の早期に新たな国レベルのCPIを導入するアルゼンチンの意向と現在進行中の作業を確認した。また、同国がGDPデータの欠点への対処を行っている段階にあることを留意した。

これら状況に鑑み、理事会は特定のスケジュールにのっとり、CPIとGDPの公式データの質の問題に対処するための特定措置を実行するようアルゼンチンに求める決議を採択した。この決議は、2014年3月末までにアルゼンチンが特定措置の第一段階の作業を行うことを求めたものだ。その後の措置は、2014年9月末及び2015年2月末までに実施される必要がある。専務理事は、アルゼンチンのこの特定措置の実行状況についてそれぞれの期限後45日以内に理事会に報告するよう要請を受けた。その際に理事会はIMFの手続きに沿って同問題を点検する。⁶⁶ IMFは、アルゼンチン当局との公式CPI、GDPデータの質向上に関して現在行われている対話の重要性に留意するとともに、この対話を継続する、より広くいえばアルゼンチンとIMFの関係強化を継続する用意がある。

他のデータ及び統計での動き

G20データギャップ・イニシアティブ

IMFと金融安定理事会は「経済・金融統計に関する合同グループ(IAG)」と協調して、2013年6月にワシントンのIMF本部でG20の担当高官を対象に「G20データギャップ・イニシアティブ(DGI)」会議を開催した。⁶⁷このイニシアティブは、2009年11月にG20の財務大臣・中央銀行総裁会議で承認された「金融危機と情報ギャップ」報告で示された20の勧告策の遂行に焦点を当てている。この会議の主目的はこれまでの進展を点検し、IMFスタッフとG20各国との二者間協議で浮かび上がった主なメッセージを議論し、さらなる措置が必要となる課題と優先課題を特定することだった。

G20の幹部代表者に加え、オランダ、スペイン、スイスの代表者が出席したこの会議では、G20の勧告について作業を進めているFSB事務局と、IAGを構成する国際決済銀行、欧州中央銀行、EU統計局、IMF(議長)、OECD、国連、世界銀行という8国際金融機関が報告や論文寄稿を行った。会議の結論は、2013年9月のG20財務相・中央銀行総裁会議で報告された進捗レポートに反映された。

出席者はDGIからのデータが、確実に高い質を保ち、タイムリーで、一貫性があり、各国間で比較可能であり、さらに政策担当者が入手可能である必要性を強調した。また、幅広いデータの共有を制限する機密



左：ハンガリー・サーズハロムバツタの製油所
右：ボツワナ・ハボローネでダイヤモンドを仕分けるスタッフ

性の懸念や原データの欠如、統計収集の十分な資金や人材などの複数の課題を特定した。

G20財務相・中央銀行総裁会議は2013年7月のモスクワの会合で、政策分析進展に不可欠なDGI下での情報ギャップの克服でのG20各国・地域の前進を歓迎した。2013年10月の第4回年次DGI進展レポートは、DGIの20の勧告の全ての分野で大きな前進があったことを指摘した。データ的大幅な改善が進められており、全体として、DGIに参加するG20メンバー間に強い支持と、当事者意識の拡大がある。

勧告の完全実施と比較可能な経済・金融データの時宜を得た提供を確保するため、このイニシアティブの機運が維持され、統計作業のための十分な資源が付与されなければならない。成功には国家機関間での協力強化と国際協力と国際対話の継続が不可欠だ。戦略は、勧告の実行のための現行の作業を完遂し、政策担当者やアナリストらに、DGIによる改善された新データの入手容易性、利点、機密原則、政策関連性を伝えることに傾注すべきである。一部の国で遂行の問題が出ることもあろうが、勧告の大半は2015年末までに完遂されることが予想された。

天然資源からの政府歳入データ

IMF加盟国の約3分の1で天然資源からの歳入がマクロ経済上重要な位置を占めるが、入手可能なデータは限られており各国間での比較ができない状況だった。IMFは2014年2月、「GFSM政府財政統計マニュアル2001 (GFSM2001)」の歳入分類に基づき、各国の天然資源

の政府歳入データの収集のための標準テンプレート案を作成した。⁶⁸ このテンプレートは、分析上の関連性と各国間で比較可能となるような方式で当該データが収集できるよう配慮されているが、IMFが直接これらのデータを収集する計画はない。テンプレートは加盟国が試験運用し意見を寄せることができるようIMFのウェブサイトに掲載された。

外貨準備の通貨構成

IMFは2013年6月、新たに構成通貨としてオーストラリアドルとカナダドルを別途認識し対象を拡大した、公的外貨準備の通貨別構成 (COFER) の四半期データを発表した。⁶⁹ COFERは各国や地域が報告する四半期末データを含んだIMFデータベースだ。COFERは外貨準備の構成通貨の変遷についての重要な省察を提供し、国際金融市場での動向分析を可能にする。加盟国の外貨準備の通貨構成についての時宜を得た包括的統計はIMFの業務に関連性があり、中央銀行や他の公的機関、民間部門の利用者から分析的視点で大きな関心と呼んでいる。

オーストラリアドルとカナダドルが新たに別に分類されたことで、COFERデータで区別されている通貨は、米ドル、ユーロ、スターリング・ポンド、円、スイスフラン、オーストラリアドル、それとカナダドルの7通貨となった。他の全ての通貨は区別不能な「他通貨」の範疇に組み入れられている。COFER用データは各国が任意で部外秘としてIMFに報告する。2014年4月末現在、IMF加盟及び非加盟国・地域や他

の外貨準備を保有する組織、計144カ国・組織から報告を受けている。COFERデータは四半期ごとに、個別国の情報が示されないように一括した形で公表されている。

サーベイの更新版の公表

複数のIMFサーベイの更新されたデータが本年度に公表された。2013年12月には世界の2国間の直接投資を示す「2012年直接投資共同サーベイ (CDIS)」の暫定結果を公表した。CDISは、パイの直接投資の状況に関する世界レベルの調査である。⁷⁰ 直接投資は、ある一国の居住者が他国の企業の経営を支配または大きな影響力を獲得する国境を越えた投資として分類される。この2012年サーベイは2011年の暫定版より2カ国多い88カ国・地域のデータをカバーしている。その新参加国はブルキナファソとタンザニアだ。IMFは2014年6月に修正されたより包括的なデータを公表した。

IMFは2013年6月にCDISの2009～2011年版の修正データを公表した。⁷¹ 2011年CDISの参加国は100に拡大、新参加国はアルバニア、ギニアビサウ、セネガルとトーゴだった。このデータベース-http://

cdis.imf.orgやIMFのeLibraryで閲覧可能-は、投資家でクロス分類された詳細な対内直接投資(つまり非居住の外国投資家による直接投資ポジション)と、投資でクロス分類された「対外」直接投資(つまり、居住する外国人投資家による対外直接投資ポジション)を提供する。CDIS全参加者が対内直接投資のデータを提供し、約3分の2の参加者が対外直接投資のデータを提供した。

IMFは2013年11月、2012年の「証券投資残高共同調査 (CPIS)」の暫定結果を発表した。このCPISは世界のポートフォリオ投資持ち高の唯一の調査である。⁷² CPISは発行者の国別で分類された、株式、長期及び短期債券の国境を越えた保持に関する情報を収集する。2012年末時点の株式と債券の保有額を示したこの調査結果には、2011年末のCPIS調査に参加した78カ国が再び参加した。CPISの調査結果の全容は、IMFのウェブサイト(<http://cpis.imf.org/>)で閲覧可能である。金融危機で浮き彫りになったデータギャップへの対応として、次回のCPISデータ収集では複数の改善措置が取られる。

2013年9月、IMFは第4次年次「金融アクセスサーベイ (FAS)」の結果を発表した。⁷³ 2013年調査には186の国・組織が回答、回答率は96%

ボックス4.4

第1回統計フォーラム：世界経済・金融の安定で統計の果たす役割を強調

IMF統計局が2013年11月にワシントンDCで開催したフォーラムでは、各国当局が実施する効果的な政策措置への支援やIMFの政策助言で果たす統計の重要な役割を議論した。^a このようなフォーラムは過去に例がなく、学者や民間アナリスト、統計政策担当者、政策決定者など幅広い関係者による最先端の統計についてのユニークな議論の場を提供した。参加者は、世界金融危機で明らかになった、国際及び分野別のバランスシートのリスクエクスポージャー、国境をまたいだ連関と波及、シャドバンクと世界伝播、公共部門の断層、そして資本フローによる潜在的問題などのデータギャップの解消に向けた最近の進展について議論した。

出席したIMFのデビッド・リプトン筆頭副専務理事は歓迎の挨拶で、直近の世界金融危機により伝統的な居住者ベースの経済・金融データの有効性が確認されたが、その一方で「危機は伝統的データを超越するより多くのより良いデータの必要性を明らかにした」と強調した。さらに、新たなデータが必要なのは「とりわけ政策の焦点が、世界及び国内金融システムの安定性から、世界の相互連関性、世界的リスク、脆弱性に移ったためだ」と述べた。

議論では、信頼性がありタイムリー、かつ詳細で国際的に比較可能なデータの決定的重要性が強調された。また、出席者はリスクの正確な評価の必要性と、高い質の統計に基づいた健全なマクロ経済政策の策定に取り組む各国当局への支援で果たすIMFの役割を強調した。フォーラム全般のテーマは、特に分析枠組みの開発と適用などにおいてより多くのデータを求めるにしても、現存のデータのより良い活用とセットと認識すべき点だった。出席者は、使用者のデータに対するニーズは、コストと利益を念頭に優先度を決めながら、より多くの資源が統計に投入されることによってはじめて満たされるとの認識に達した。

出席者はまた、各国間での比較可能性と測定の正確性という利点を最大限に高めるためには、情報収集の基準と一貫性あるアプローチが有用であると強調した。また、取得可能なデータを広め、データ使用者と作成者の対話を促進し、標準化されたデータ作成に必要な官民部門の協調の拡大のために、より一層の努力が必要との合意がなされた。

^a PR No. 13/447「IMF Statistical Forum Discusses the Role of Statistics for Global Economic and Financial Stability」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr13447.htm)を参照。

を越えた。うち2カ国は初めての報告だった。この調査はオランダ外務省からの寛大な資金援助を受けた。FASは、金融包摂に関する世界的な供給サイドのデータの最も包括的なソースで、企業及び家庭の金融へのアクセスと実際の使用に関する国際的に比較可能な基本的指標を対象としている。このデータベースは、FASのウェブサイトとIMFのeLibraryで閲覧可能(無料)だ。

他機関との協働作業

IMFは世界経済の問題に関与する複数の他機関と、それぞれが独自の責任と専門性を持ちながら協働している。

20カ国・地域(G20)

世界金融危機においては、G20による一体となった行動がさらに大きな経済的困難を回避する上で不可欠であった。そしてG20の指導者は、その後も経済成長の再活性化に全力を挙げる約束を新たにした。その結果、IMFのG20との協調は世界危機の開始以来高まった。G20指導者からの要請に基づき、IMFはG20の多国間の「相互評価プロセス」を支援するため技術的分析を提供した(第3章を参照)。G20との協働作業はMAPを越えて他の分野にも及んだ。そのひとつがG20の「データギャップ・イニシアティブ」で、世界危機によって明らかになったデータ上のギャップに対応する作業を行っている。

IMF首脳陣がG20会合へ参加した場合、理事会は常に説明を受ける。またMAPとIMFのMAPへの参加についても定期的に説明を受けている。

金融安定理事会

金融安定理事会は、主要国際金融センターの金融安定性に責任を持つ政府担当者、各種の国際基準設定組織、中央銀行専門家による各種委員会、そして各種の国際金融機関が集まって構成している。国際レベルで各国の金融当局と国際基準設定委員会の作業を調和させ、実効性ある規制、監督、その他の金融セクター政策の遂行を促進することを狙っている。

IMFは2010年9月にFSBのメンバーになることを受け入れた。FSBがスイス法に基づく組織として認定された後、IMF理事会は2013年3月、スイス法に基づく組織として認定されたFSBへのIMFの参加を承認した。両組織の協働は、各々の組織の使命と2008年にIMFとFSBの前身である「金融安定化フォーラム」の間で署名された共同文書に沿って実行される。IMFは世界金融システムのサーベイランス、各国の国際金融セクター規制・監督政策、基準の遂行の評価を先導する。FSBはこれらの政策を発展させ、国際協調と金融システムの脆弱性の評価を促進する。IMFはまた、FSBの運営委員会に代表を送る。

左: アルメニア・アラベルディのケーブルカー
右: 収穫したとうもろこしを干すブータンの農家





左: 歴史あるコロンビア・カルタヘナを歩く行商
右: 南アフリカの果物加工工場

IMFは年2回実施される「早期警戒演習」でFSBと協力する(第3章を参照)。また、G20データギャップ・イニシアティブとの関連で、さまざまなワーキンググループに定期的に参加し、FSBと共同で作業する。さらに、規制改革の新興市場国と途上国への影響についてG20に対しFSB、IMF、世界銀行の共同報告を作成している。

世界銀行グループ

IMFと世界銀行のスタッフは、両組織に関連する各国への支援と政策課題で緊密に協力している。IMFのある国の一般的経済状況と政策の評価は世界銀行のその国に対する潜在的な開発プロジェクトや改革の評価へのインプット材料となる。同様に、世界銀行の構造的、分野別の改革に関する助言は、IMFの政策助言に取り入れられている。IMFと世界銀行スタッフは、両組織が開発した「債務持続可能性フレームワーク」で、各国の債務持続可能性の分析を共同で行う(本章前半を参照)。「世銀-IMFの連携に関するマネジメント共同合同計画」の下、両組織のそれぞれの国別チームは担当する国レベルの作業プログラムについて議論し、マクロ上重要な部門課題、分業、そして今後1年間でそれぞれの組織によって達成されるべき作業を特定する。

重債務貧困国(HIPC)イニシアティブとマルチ債務救済イニシアティブ(MDRI)(第3章を参照)を通じ、IMFと世界銀行グループは最重債務国の対外債務の軽減のために協働している。両組織はまた、当該国が主導する低所得国の貧困削減に必要な国家政策とドナー支援、開発成果を連携させる「貧困削減戦略ペーパー」のアプローチに基づい

て、貧困を緩和するために協力している。共同の「グローバル・モニタリング・レポート」は、ミレニアム開発目標(MDG)に向けた進展を評価している。2013年版は中心テーマに地方-都市間動態を据えた。両組織はまた、「金融セクター評価プログラム」を通じて、加盟国の金融部門が耐性を獲得しより良く規制されるよう協働している。

他の協働分野には、対外債務の標準化とコードの開発、その質、取得容易性、範囲の向上などがある。

他の組織

国際連合

IMFはニューヨークの国連本部に特別代表を送っている。両者の協調は、税関連の協力、両機関の統計サービス、それに加え両組織の定期会合、特別な会議や行事にそれぞれが出席者を送るなど、両組織の共通の関心事の分野にわたっている。近年ではIMFは、2015年末に期限切れとなる「ミレニアム開発目標(MDG)」の後継となる国連が主導した「ポスト2015年開発アジェンダ」と新たな「持続可能な開発目標(SDGs)」の策定に、国連機関横断ワーキンググループに参加するなどして貢献した。IMFは世界銀行、国際開発銀行並びに国連と協力して、関連するデータの問題に対応している。IMFは、他に国際労働機関(ILO)とは、雇用に関する諸課題と社会的保護の床、国連児童基金(UNICEF)とは財政及び社会政策、国連環境計画(UNEP)とはグリーン・エコノミー、国連世界食糧計画(WFP)とは社会セーフティネットと脆弱性の早期評価についてそれぞれ協力している。

欧州委員会と欧州中央銀行

世界金融危機の早い段階でIMFがEUの国際収支問題を抱えた加盟国の資金支援に参加したことは、危機の後半になりユーロ圏諸国がIMFに支援を求めた段階で、特に欧州委員会(EC)と欧州中央銀行(ECB)などのEU機関とのIMFの協働作業の拡大につながった。このプログラム支援国でのIMF、EC、ECBの拡大した協力は「トロイカ」として知られるようになった。IMFはトロイカの他の2機関と緊密に対応を調整するが、IMFの資金支援と政策助言の決定は最終的にはIMF理事会によって行われる。IMFはまた、能力開発の資金手当てなど低所得国に影響する問題でECと緊密に協力している。

ドーヴィル・パートナーシップ

IMFはアラブの体制移行中の諸国を支援するために、2011年5月に地域パートナー諸国や国際金融機関と共にG8によって立ち上げられた「ドーヴィル・パートナーシップ」にも積極的に参加している。このパートナーシップの協調のための専用のプラットフォームにより、パートナー国への有効かつ協調的な支援を確実にするため、これに参加する

地域及び国際金融機関がともに活動することができる。これにより情報が共有され、相互理解を深め、パートナー国との作業対話を行い、パートナーシップ支援のための共同行動のモニタリングと報告を調整し、金融支援や技術支援、政策面や分析面の協働作業の機会を特定している。

国際労働機関と国際労働組合総連合

IMFの使命には、国際貿易の拡大とバランスある成長を通じて高水準の雇用と実質所得の促進・維持に貢献することが含まれている。持続可能で包摂的な成長のためには雇用が重要であることから、IMFの支援プログラムはしばしば労働市場に関する提言を含んでいる。労働市場政策はIMFの専門の中核分野ではないため、この分野の国際、地域及び各国の組織と協力している。IMFは積極的に国際労働機関(ILO)とパートナーを組み、マクロ経済政策の雇用創出に及ぼす影響についてより良く理解するための専門知識をお互いに出しあっている。IMFはまた、国際労働組合総連合とその関連組織とも定期的に意見交換している。

5 財務、組織および 説明責任



財務、組織および説明責任



予算と収入

収入、手数料、報酬および負担の分担

歳入モデル

2008年に理事会で採択され、総務会で承認された現行のIMF歳入モデルでは、IMF投資勘定の中に、金保有（この章で後述する「金売却」参照）の限定された部分の売却益繰り入れによる基金を設定している。この勘定がめざすところは、基金の実質価値を長期的に維持しつつ、これらの資金を投資して収益をあげ、IMFの予算を強化することにある。投資からの収益を高めるためにIMFの投資機能を拡大することは、このモデルの重要な要素となっている。理事会は2013年1月に投資勘定に関して、拡張された投資機能を執行するための法的枠組みになる新規定と規制を採択した。それは、2011年2月に発効したIMF協定第5次改正により認定されるものである。⁷⁴

手数料

基金に保持されている資金の投資は、3年間にわたって漸次実行されるので（基金の戦略的資産への資金投入は2014年3月に始まった）、IMF収入の主な源泉はこれまで通り融資活動による。IMFからの融資に対する基本手数料率（利子率）は、SDR利率にベースで表されたマー

ジンを上積みしたものである。2015年度と2016年度について、理事会は手数料率のマージンを100ベースに維持することに合意した。このマージンは、2011年12月に理事会で採択された基本手数料率設定ルールの下で採用された。このルールの下では、IMFによる貸付け関連の仲介コストを賄い、準備金を積み立てることができるようにマージンが決められる。さらにこのルールは、手数料率が信用市場の長期的状況に適合するようクロスチェックすることを含んでいる⁷⁵。

クレジット・トランシュ⁷⁶や拡大取極のもとでの大規模な融資（加盟国クォータの300%超）に200ベースのサーチャージが課される。これらはレベル別サーチャージと呼ばれる。また、36カ月以上経っている大規模融資残高（判定基準は上記と同じ）に100ベースの期間別サーチャージを課している。

継続的に徴取される手数料とサーチャージに加え、IMFはサービス料、コミットメント・フィーおよび特別手数料を課している。一般資金勘定（GRA）からの引き出しの都度、融資額の0.5%のサービス料が課される。また、GRAを原資としたスタンド・バイ取極、拡大取極、フレキシブル・クレジットラインおよび予防的流動性枠にかかる未実行融資残高に対しては還付可能なコミットメント・フィーが12カ月毎に徴取される。コミットメント・フィーの額は、未実行残高に対し、クォータの200%未満については年率15ベース、クォータの200%超1,000%未満の部分に対しては30ベース、クォータの1,000%超の部分に対しては

60ベーススとなっている。融資の引き出しが行なわれる場合には既に納められたフィーの内、引出額に対応した額が還付される。また、IMFは元本の返済遅延および手数料の6カ月未満の延滞に対して特別手数料を徴収している。

報酬と利子

歳出側では、IMFは各加盟国のGRAにおける債権ポジション(リザーブ・トランシュ・ポジションと通称される)に対して金利(報酬)を支払っている。IMF協定ではこの報酬率はSDR金利を超えてはならず、またSDR金利の80%を下回ってはならないとされている。現在、報酬率はSDR金利に設定されており、この金利はIMFの借入にも適用されている。

2014年4月30日現在、IMFは二者間の借入と債券購入契約(ノート・パーチェス・アグリーメント)、および拡大された新規借入取極により、473億SDR(733億ドル)を加盟国から借り入れている。

負担の分担

IMFの手数料率と報酬率は、債務者の延滞からくるコストを債権ポジションにある加盟国と債務ポジションにある加盟国で等しく分担するために1980年代半ばに導入された仕組みに従って調整される。6カ月以上延滞(未払い)となっている四半期手数料による歳入減を手数料率の引き上げと報酬率の引下げにより補填することとされている(負担分

担メカニズム)。延滞が清算された際にはこれらの金額は加盟国に還付される。

2014年度中の延滞四半期手数料のための調整幅は平均すると1ベーススに満たなかった。これは世界危機の加盟国への影響でIMFの融資額が増え、これに対応して加盟国のリザーブ・トランシュ・ポジションが増加したことを反映している。同年度の調整後の平均手数料率と平均報酬料率はそれぞれ1.10%、0.09%だった。

純収益

IMFの2014年度の純収益は活発な融資活動と投資勘定における投資の果実を反映して、26億SDR(40億ドル)となった。2014年度収益は、「国際財務報告基準(修正IAS19、被用者給付)」にしたがって、退職後給付制度とその関連資産に関わるIMFの確定給付債務における変化を全て発生期間に対応して計上したことから生じる11億SDR(17億ドル)の収益を含んでいる。過去においては、保険数理上の収益あるいは損失は従前の会計基準に従って償却されていた。

金の売却

IMFは、保有する金の一部を売却した利益を基金に繰り入れることを含む歳入モデルを採用した。理事会は、金売却収益を基金に回すだけでなく、その一部を低所得国への譲許的融資の資金拡大にも使うことを2009年7月に承認した。

前頁上: 2014年4月の開発委員会で演説をするクリスティーヌ・ラガルド専務理事

前頁下: 春季会合の看板

左: 2013年10月のソブリン債務再編に関するセミナーに出席した、デビッド・リプトン筆頭副専務理事

右: 2013年年次総会のG20代表の写真を撮る報道陣

左: 2014年4月の国際金融安定性報告書を発表する、ホセ・ビニャルス金融顧問兼金融資本市場局長

右: 2014年4月世界経済見通しについての記者会見に臨む、オリビエ・ブランシャール経済顧問

Global Financial



理事会は2009年9月、IMFが保有する金の8分の1にあたる403.3メートルトンの金の売却を承認した。売却は2009年10月に開始され、2010年12月に完了し、売却収入は95.4億SDRとなった。このうち、26.9億SDRは簿価に対応し、純益は68.5億SDRであった。売却はすべて市場価格で執行されたが、価格は2008年に改定歳入モデルを承認した際に想定された1オンス850ドルの水準を上回った。実際の平均売却価格は1オンス1,144ドルに達し、金売却から「超過」利益を得ることとなった。68.5億SDRの純益のうち理事会は44億SDRをIMFの特別準備に繰り入れ、超過利益に相当する24.5億SDRは最終的な処分を決定するまでの暫定措置として、IMFの一般準備に繰り入れられた。

2009～2014年の間の低所得国向け融資計画の策定の一環として、2012年2月の理事会で24.5億SDRのうち7億SDR(約11億ドル)を加盟国に配分する案が承認された。ただし、分配の実施条件として、少なくとも配分額の90%(6.3億SDR、約9.78億米ドル)に相当する額が加盟国からPRGTに対する移転等により提供されることが確約されていることが必要とされた⁷⁷。2012年10月にはこの条件が満たされ、10月中に配分が実施された

理事会は残余の超過利益に相当する17.5億SDR(27億ドル)の用途について2011年中、数回にわたり審議した。理事会では主として三つの選択肢が検討の対象となった。すなわち、低所得国向け譲許的融資の実行能力を強化するための活用、IMFの引当準備金を積み増すこと、および金基金繰入金を増額する3案である。PRGTのより長期の持続性を確保する戦略の一部として、理事会は2012年9月に、金売却超過利益を、加盟国のクォータ比率に比例して配分することを承認した。この決定において、配分が実施される条件として、加盟国が配分額の90%以上に相当する額をPRGTに寄託する十分な保証を提示することを課している。

2013年10月に、IMFはこの条件が満たされたと発表した⁷⁸。2014年4月30日現在、155カ国がPRGTへの配分シェアを提供することにコミットした。低所得国の譲許的融資の総計16億5,200万SDR(25.6億ドル)の上乗せとなる。クリスティーヌ・ラガルド専務理事は、加盟国に感謝の意を表し、それらの国の行動によって「将来に向けて最貧国に十分な資金援助を提供するための重要な財源を確保できた」と述べ、「世界の最貧国を支援する加盟国の力強く広範な行動」を賞賛した。IMFは、譲許的融資枠をできる限り大きくするために、上記以外の国々からも拠出を得られるよう引き続き努力している。

表5.1
主要分野別予算(2013年度～2017年度)
(100万米ドル)

	2013年度		2014年度		2015年度	2016年度	2017年度
	予算	実績	予算	予想実績	予算	予算	予算
運営予算							
人件費	835	802	861	820	893	912	931
旅費 ¹	125	119	123	114	128	134	128
施設他	181	180	190	195	196	199	202
予備費	18	—	12	—	7	7	7
総支出	1,159	1,102	1,186	1,129	1,224	1,252	1,268
収入 ²	-161	-154	-179	-160	-197	-197	-198
純予算額	997	948	1,007	969	1,027	1,054	1,070
繰越金 ³	41	—	42	—	42		
繰越金を含む純予算額	1,038	948	1,049	969	1,069	1,054	1,070
資本予算							
資本設備・情報技術	162	89	41	158	52	41	4

出所: IMF予算企画室。

注: 四捨五入のため、個別項目合計が総額と一致しないことがある。

¹ 13年度と16年度は海外での総会出席を含む。

² ドナー拠出の活動、世界銀行とのコストシェアリング取極、刊行物売上、駐車料金、その他雑収入を含む。

³ 規定に従い前年度から繰り越した額。

表5.2

2014年度財務諸表に計上された運営費用

(特に表記がない限り、100万米ドル)

2014年度運営予算の実績(純額)	988
計上時期の相違	
年金および退職給付費用	327
資本的支出—当年度および過年度支出の償却	49
運営予算に含まれない金額	
資本的支出—国際財務報告基準に従い、直ちに計上された勘定科目	18
一般勘定への戻入れ(貧困削減・成長トラスト、大災害後債務救済基金およびSDR会計より)	(75)
監査済み財務諸表に計上された運営費用の総額	1,307
メモ	
監査済み財務諸表に計上された運営費用の総額 (100万SDR)	861

出所: IMF財務局および予算企画室。

注: 四捨五入のため、個別項目合計が総額と一致しないことがある。

為替換算は米ドルとSDRの2014年度における支出に関わる実効為替レートの加重平均約1.52に基づく。

運営および資本予算

2013年4月に理事会は、2014～2016年度中期予算の枠組みで、2014年度の運営費純支出を10億700万ドル、総支出の上限を12億2,700万ドルとし、また2013年度に支出されずに繰り越した額のうち4,200万米ドルを限度に2014年度に支出することを承認した(表5.1参照)⁷⁹。また、建物設備と情報技術プロジェクトのために、4,100万ドルの資本的支出も承認した。

2014年度におけるIMFは、グローバルな回復と世界金融の安定を損なう潜在的リスクを加盟国に警告し続けなければならない状況に置かれた。前年度と比べて、総支出は実質で不変となった。危機関連需要に対応するために5,300万ドル相当の追加的資金が必要との認識の下で、予算の許容限度が比較的高い水準に維持された。

2014年度における運営支出総額の実績は9億8,800万ドルで、純予算より1,900万ドル少ない。この「支出過少」は、予算のより効果的な利用によって前年よりもかなり減っている。設備と情報技術への資本予算支出の総計は、前年度計上分を含めて1億4,400万ドルになった。その最大の項目は、9,200万ドルのHQ1改築プログラムである(ボックス5.1参照)。情報技術(IT)関連支出の総額は3,700万ドルであり、これらはコアになるインフラの更新とアップグレード、データ管理プロジェクトおよびITセキュリティに充てられた。二つの主要中核ビル建設プロジェクトが引き続き進められた。コンコーディア改築はほぼ終わり、建物は2013年4月に供用開始された。HQ1改築計画は使用中の建物の改築であり、設計から建設の段階に入った。竣工は2017年の予定である。

財務会計報告にあたって、IMFの運営経費は「国際財務報告基準(IFRS)」に則して発生ベースに基づいて処理される。この基準では、収入と支出の発生ベースでの計上と、年金数理評価に基づいた職員福利厚生費の算定と償却が要求される。表5.2では、2014年度の純運営予算実績9億8,800万ドルと、同年度にかかるIMFの会計監査の財務諸表で報告されたIFRSベースの運営費用13億700万ドル(8億6,100万SDR)との間の調整の詳細を示している。

理事会は2014年4月に2015年度予算を承認した。予算では純運営予算は10億2,700万ドル、総支出上限は12億6,500万ドル、そして2014年度の未使用歳出の繰越は4,200万ドルが認められた。3年連続して純運営予算は実質ベースで前年比増減なしとされた。資本予算は、建物設備2,200万ドルおよびIT投資3,000万ドルで、総計5,200万ドルとされた。また、2016年度と2017年度の指針となる予算が理事会に提示された。

2015～2017年度中期予算は、IMFの戦略計画の枠組みに従って組み立てられ、IMFにとっての優先事項の達成を可能にする予算上限の大枠と資源配分を含んでいる。予算が不変に留まっている状況で、効率化措置や現有資源のより効果的な活用と再配分を通じて、IMF加盟国におけるニーズ変化に対応した。とりわけ、ITとセキュリティのための追加コストをまかなう目的も含め、脆弱な国家と中東において増加する活動、マルチラテラル・サーベイランスの推進、および強化されたリスク管理などに対処するために、再配分を通じて資源が捻出された。

IMFへの延滞債務

IMFに対する延滞債務は2013年4月末の12億9,800万SDRから2014年4月末の12億9,600万SDRに減少した(表5.3)。内訳はスーダンが約76%、ソマリアとジンバブエがそれぞれ18%と6%を占めている。2014年4月末時点の延滞は全額、長期の延滞(6か月以上の遅延)であり、3分の1は元本にかかる延滞で残り3分の2は手数料と利子にかかるものである。5分の4超が一般資金勘定(GRA)に対するもので、残りは信託基金とPRGTに対する延滞である。PRGTに対する長期の延滞を抱えているのはジンバブエのみとなっている。2009年8月に行なわれたSDR一般配分により、SDR会計における全ての延滞案件の問題が軽減された。

延滞債務に関するIMFの協力強化政策の下、長期延滞国に対しては一連の是正措置が採られてきた。2013年度末時点で、ソマリアとスーダンはGRA利用不適格国となっている。ジンバブエもPRGTの延滞債務を完済するまではGRA資金の利用が停止されている。また、ジンバブエのPRGTへの延滞に対する是正措置として、非協力宣告、技術支援の一部凍結およびPRGT適格国からの除外の措置がとられている。

監査メカニズム

IMFの監査メカニズムは外部監査法人、内部監査機能、および年次監査の全般的な監督のためにIMFの内規に基づき設置された独立した外部監査委員会(EAC)で構成される。

外部監査委員会

EACは3人の委員で構成され、理事会の推挙に従い専務理事が任命する。委員の任期は3年であるが、任期をずらして選任され、IMFから独立して職責を行使する。委員は異なる加盟国から選ばれ、年次監査の監督を行なうために必要な専門知識と資格を有していなければならない。通常EAC委員は、国際的な会計法人、公的部門、学界での豊富な経験を有するものが就く。

委員長は委員の互選によって選ばれ、運営方法も自ら決定し、IMFマネジメントから独立して年次監査の監督に当たる。委員会はワシントンDCで開かれ、毎年1月か2月に年次監査計画を監督し、6月の監査報告完成後と7月の理事会への結果報告のために委員会を開催

ボックス5.1

施設改築の進捗

数年にわたる計画立案を経て、ワシントンDC中心部にあるIMFの二つの本部ビルのうち古い方(HQ1)が耐久期間が近づき、改築と改装が必要となった古くて十分に機能しないビルシステムを更新するための広範な改築が始まった。更新がなければ、この先3~5年でシステム不全が予想された。

HQ1の改築工事は2013年5月1日に始まったが、初年度は低層階の工事が主となった。2階とそれより下の階で機械・電気の中核設備を更新するにあたって、建物解体、4,000トン以上の瓦礫の撤去とリサイクル、そして68万ポンドの板金ダクト、11万フィートのパイプおよび65万9,000フィートの電線を設置するために、40万マンアワーを超える建設労働が投入された。

2014年4月現在、最新の、フレキシブルかつエネルギー効率の高い中核プラントを設置し、建物のこの部分の使用が再開されたときに自然

光をより多く使う構造にするための作業が進められてきた。中央広間、ギャラリーおよびカフェテリアなどの公共スペースは、解体のため閉鎖された。

使用中のビルを大規模に改築する工事は、従来には見られない。日常業務についているIMF職員を周囲で行われている工事から守るための方策がプロジェクト開始当初より実施された。

改築工事はなお続けられ、プロジェクトが進むにつれて工事はビルの上層に向けて1階ずつ移動して行く。オフィス階で改築工事が始まると、その利用者はIMFの他のビル(HQ2)に一時的に移る。工事が終われば、改築されたビルは、エネルギー費用を大幅に引下げ、IMFが極めて高い持続性基準を達成すると期待されている。

表5.3

6カ月以上の対IMF延滞債務の国別・勘定分類別金額

(単位: 100万SDR; 2014年4月30日現在)

	合計	勘定分類		
		一般勘定 (SAFを含む)	信託基金	貧困削減成長 トラスト
ソマリア	234.6	226.3	8.3	—
スーダン	979.9	898.0	81.8	—
ジンバブエ	81.1	—	—	81.1
合計	1,295.5	1,124.4	90.1	81.1

出所: IMF財務局

する。IMFスタッフと外部監査法人は年間を通じEAC委員の助言を求める。2014年の委員は、公認会計士でBeijing Dalio Public Welfare Foundation会長のJian-Xi Wang氏(委員長)、Public Interest Oversight Board事務局長のGonzalo Ramos氏、および公認会計士でBank of Botswana会計主任のDaniel Loeto氏であった。

外部監査法人

外部監査法人はEACとの協議に基づき理事会が推挙し、専務理事が任命する。外部監査法人はIMFの年次外部監査を担当し、IMFの財務諸表に関し監査意見を表明する。対象範囲はIMF協定第5条2項(b)に基づき運営される諸勘定と職員の退職年金を含むものとされている。年次監査の終結に際しEACは監査結果を理事会に説明し、外部監査法人の作成した監査報告書を専務理事と理事会を経由して総務会に提出し、承認を求める。

外部監査法人の任期は5年であり、5年に限って延長できる。現在のIMF外部監査法人 Deloitte & Touche LLP は2004年に任命された。Deloitte & Touche LLPは、2014年4月30日に終了した会計年度のIMF財務諸表について、無限定適正意見を表明した。理事会の事前承認があれば、外部監査法人は監査に関連するコンサルティングサービスを提供できる。その種のサービスへの報酬は、5年間の監査契約価額の33%を超えてはならない。外部監査法人は監査に関連しないサービスを禁止されている。

内部監査室

IMFの内部監査機能は内部監査室(OIA)が担当し、独立した立場でIMFのリスク管理、内部統制、およびガバナンスの各機能の実効性を検証する。OIAの監査はIMFスタッフ、理事会、理事室および独立評価機関とそのスタッフを対象として行なわれる。ベストプラクティスに則して、OIAはIMFマネジメントに報告し、その活動はEACに監督され、それによって客観性と独立性が確保されている。

本年度において、OIAは次の3分野での監査とアドバイザー・レビューを終えた。それらは、IMFの金融資産と各勘定の保全と運用のための統制機能や手続きの監査、IT管理とセキュリティ対策の実効性を評価する情報技術監査、ならびに業務手順と関連する統制機能の運用と実効性の点検およびIMFの全体目標を達成する上での業務運営の有効性監査である。

この内部監査機能とは別に、OIAはリスク管理諮問委員会の事務局としての機能も果たす。これに関してOIAは、理事会に提出する年次リスク管理報告書の作成をとりまとめ、リスク管理に関する理事会の非公式発表に関与する(次節の「リスク管理」の項参照)。

OIAは年2回、OIAの業務に関する報告書を理事会に提出し、その中で監査および調査計画、監査に基づく勧告とその実施状況を報告しており、また、すべての監査報告も理事会と共有される。これらにかかる理事会に対する直近の非公式説明は、2014年2月に行われた。IMFの内部統制の仕組みや財務報告書に関し留意すべき重要な点や大きな弱点は監査では確認されなかったと報告された。また、監査勧告の実施進捗状況は2014年度前半では前年度に比べて改善した。

リスク管理

当年度を通じて、リスク管理諮問委員会はIMFのリスク管理の枠組みの実施を補佐し続けた。前節でも述べたように、同委員会はIMFの直面するリスクに関する年次報告書を作成する。また、リスク管理に関する非公式な形で理事会への説明も随時行っており、2014年度では2013年5月にそうした説明を行っている。

2013年7月に、理事会は同委員会が作成したリスク管理報告書について討議した。この報告書は、IMFが直面する戦略上・業務上のリスクについて各局が表明した見解のサーベイから作られたものである。理事は概ね評価全般に同意した。多くの理事が、過去の実績の再検討を含むリスク低減戦略についてさらに分析を進めることが将来の報告書に役立つと指摘した。理事はIMFのリスク管理の枠組を強化する提案が専務理事からなされることへの期待も表明した。



左: タウンホール・ミーティングでスタッフ調査の結果を発表する、クリスティーヌ・ラガルド専務理事
右: タウンホール・ミーティングでHQ1の改築プロジェクトに関するスタッフの懸念事項を発表する、職員組合委員会のアイサツ・シディベ委員長

IMFの引当準備金の適切性の検討

引当準備金は、IMFの貸付政策の強固さおよび債権の優先順位と並んで、金融リスクに対応するための重層的な枠組みの一要素になっている。この財源は、IMFの準備金に留保された収益と特別偶発勘定から成り、万一の金融損失の埋め合わせに最終的に用いられ、それによって加盟国がIMFに託している準備資産の価値を維持し、資金を必要とする国をIMFが支援するのに使う国際準備資産を補強する。

2014年2月に理事会はIMFの引当準備金が適正か検討したが⁸⁰、これは2010年の理事会で承認された枠組みの下で、通常2年に1度行われるものである。この枠組みはIMFの与信総額の動向を反映した幅指標であり、時間を通して引当準備金の目標水準の調整に当たって指針とされる。

理事メンバーは、引当準備金の適切性を評価するために2010年に採用された規定に基づく枠組みを総じて妥当なものと概ね認めた。同時にメンバーは、IMFが直面している金融リスクの広範な評価に基づく判断と理事会の裁量が引き続き重要であることを繰り返し表明した。

理事会メンバーは、前回のレビュー以降、IMFが直面する全般的なリスクは概ね不変に留まったが、融資残高の微減、将来を見据えた与信

方針、そして市場で感じられる関連するリスクの低下を反映して、いくつかのリスクは緩和されたと判断した。しかしメンバーの見るところによると、主としてユーロ地域の国においてIMFがなおりリスクの大きな集積に面しており、IMF貸付の満期が平均して長くなっているため、この地域のリスク集積はしばらく高水準のまま続くと予想される。

このような状況の下で、メンバーは、引当準備金の現行の目標指標200億SDRを維持することを概ね支持した。メンバーは、この目標は枠組みから算出された最新の幅指標の中央値であると指摘している。

信用収縮の期間を経た後での予期せぬ信用リスクの増大に備え、持続可能な収入を確保するために、引当準備金に下限を設けて維持することの重要性をメンバーは繰り返し指摘した。メンバーはこの下限が当分の間100億SDRに設定されることに同意した。また、枠組みの下で準備金が初めて下限を超え、信用に関するより長期の見通しが明らかになり、IMFの歳入モデルの実施が進展したので、将来この問題を再び取り上げるべきだとした。

理事会メンバーは、準備金積立が安定的に増加していることに注目した。また、準備金積立のペースに影響を与える指針について議論することを希望した。

人事政策と組織

人的資源

グローバル経済においてその機能を発揮するために、IMFは重要分野で最先端を維持し、有能な専門家にとって魅力的な雇用者であり続けなければならない。新たなあるいは予期しない問題に機敏に対応し、同時に全ての職員の公平な扱いを保障することがIMFの持続的な成果達成にとって不可欠である。

2014年度においてIMFは強力な採用活動を引き続き重視し、2013年度職員アンケート調査の結果に迅速に対応し、人事管理のスキルを強化するための新しいリーダーシップ育成枠組みを開発した。

職員の現況

外部からの採用は2013年には9%増加し、3年連続の上昇となった。外部からの採用総数は176人となったが、これは主としてミッド・キャリアのエコノミストと補助職員であり、Bレベルつまり管理レベルの採用は比較的少ない。

新規採用中93人はエコノミストで、2012年におけるそれより約10%多い。これらの採用においては、エコノミストプログラム(EP)が前年と同じ規模(29人)に留まったので、ミッド・キャリアレベルに重点がおかれた。他の職種では、主としてBレベルの採用が少なくなったことにより、A9-B5の採用が4%減った。

IMFは地域局と機能局の職員を補充するのに、分析・政策立案経験が十分に長いエコノミストを主として採用している。2013年には、ミッド・キャリアエコノミストは前年比14%増の合計58人を採用した。ミッド・キャリア採用の大半(48)はマクロエコノミストだが、10人は財政政策と金融部門の専門家であった。

本年度の特筆事項は、外部資金派遣人員プログラム(EFA)の発足であった。この中央採用プログラムは、各局によるミッド・キャリア採用を補完することになるだろう。このプログラムは、加盟国が費用を負担したうえで、自国の公務員にIMFでの経験を積ませたいとの要望に応じたものである。これまでのところ、3加盟国(日本、韓国およびスウェーデン)が参加を表明し、2014暦年に6人の派遣人員が任命される予定である。

2013年には478人の契約職員が採用されたが、これは2012年比2%の微増である。ほとんどの契約採用(69%)は専門職レベルの短期雇用である。エコノミストへのサポートを強化する方針に従い、補助人員契約全体の41%に当たる62人のリサーチアシスタントが採用された。

2013年4月30日現在、IMFは専門職と管理職の職員2,119人と補助職員459人を擁している。IMFの幹部職員と組織図は73ページ、74ページに掲載されている。

多様性と一体性

IMFは、職員が地理的および性別で多様になるよう多大の努力を払っている。また学歴を含む多くの多様性の側面もチェックし、全世界から

ボックス5.2

セーフガード評価:政策と活動

IMFが加盟国に融資するときには、その国の中央銀行がIMFから受け取る資金を適切に運用し、信頼できる情報を提供できる保証を得るためにセーフガード評価が行われる。セーフガード評価は中央銀行のガバナンスと統制の枠組みを診断するもので、アクセス制限、条件制限、プログラム設計、不正確な報告への対処、そしてプログラムの事後監視などを含むIMFの他のリスク管理施策と相補うものである。この評価は、サーベイランス、プログラム審議および技術支援などのIMFの他の活動とは独立して行われる。2014年4月現在、259の評価がすでに完了しており、本報告がカバーする年度内に15が完結した。そのうちには、当局の要望によって行われた中東地域における自発的评价が1つ含まれている。

評価に加えて、セーフガード活動には、IMFの貸付残高がある限り、勧告への対応の進捗度と中央銀行のセーフガード枠組みにおけるその他の動きを監視することが含まれる。約70の中央銀行が現在セーフガード監視の下にある。年度内の活動には、「IMF—中東経済金融センター」と「アフリカ合同パートナーシップ」において中央銀行職員を対象に行われた2件のセミナーも含まれる。セミナーでは、セーフガード政策とその適用が主題となり、効果的なガバナンスと監督管理に重点が置かれた。

セーフガード政策は、理事会によって定期的に見直され、直近の2010年の見直しはこの政策の20周年記念に当たり、次回の見直しは2015年に予定されている。

積極的に採用している⁸¹。2014年4月末における加盟国188のうち143カ国から職員が輩出されている。ウェブ表5.1～5.3にIMF職員の地域、性別、国タイプに関わる分布が示されている。

IMFは多様性の目標に向けて進み続けているが、課題も残されている。職員の輩出が少ない地域からの採用は、2013年度におけるA9～B5レベルの外部採用の49%にのぼり、2009年以来の最高となった。2013年のEPによる採用の3分の1は輩出の少ない地域からの採用であった。国籍についての多様化は進んでいるが、女性エコノミストの招致では課題に面している。グレードA9～B5の職員採用に占める女性比率は不変だったが、EPにおける女性比率は52%から36%に低下した。

本年度において、職場環境の文化上・人口統計上の一体化を進めるためのいくつかの施策も導入された。職員アンケート調査の結果から新しい一体化指標が作られ、局レベルの説明責任枠組に施策が追加された。また、異文化対応能力に関わる評価と訓練が多様化カリキュラムに追加された。これらの施策の目的は、職員の多様化を進め、異なる視点が表明され公正に取り上げられるのを促進することである。

マネジメントの給与体系

理事会はIMFマネジメントの報酬を定期的に見直すこととされており、専務理事の報酬は総務会の承認が必要である。報酬はワシントンDCの消費者物価指数にスライドして毎年調整される。各ポストの給与は各々の職責を反映して決められており、2013年7月1日時点でのマネジメントの給与は以下のようになっていた。

専務理事	48万2,080ドル
筆頭副専務理事	41万9,190ドル
副専務理事	39万9,240ドル

理事の報酬は24万7,280ドル、理事代理の報酬は21万3,910ドルだった。

人的資源改革

職員アンケート調査

2013年度の職員アンケート調査は2014年度当初に完了したが、引き続きより働きやすい環境創出と人事管理強化に向けた取組みが行われている。具体的には、オフィスアシスタントに関する新しい流動性プログラムを含む、業務系統間およびその内部での流動性を増す施策が作成・導入された。キャリア開発を支援するために、職員研修の提供とそれへのアクセスが拡大され、1250コマの新しい研修の場が提供された。また、より透明で整合的な人事管理決定を支えるための指針も強化された(昇任選抜と業績評価)。

リーダーシップ

IMF内部での人事管理の重点的な部分を支え、より革新的で活気ある勤務環境に向けての動きを進めるために、全ての管理レベルについて最新の任務と責任・適格性プロファイルが開発された。この枠組みの実施は2015年度にもわたり、全てのマネージャーの啓発と評価の基礎となるだろう。

クライアントサービス

サービス提供の質と即時性を高めることをめざして、2014年5月にオンラインの人的資源クライアントサービスが導入された。基本的な対応処理におけるサービスレベルについての取極が実施され、成果は常時監視された。その結果、2014年度におけるクライアント満足度は91%になった。

IMFC議長の任期延長

IMFの政策勧告委員会である「国際通貨金融委員会」は、IMFと国際通貨及び国際金融システムが面している主な政策問題について審議する。委員会はIMF理事会の構成を反映した24人のメンバーから成る。1人の理事を任命する各国と、1人の理事を選任する各グループ国がそれぞれ1人の委員を任命する。IMFCは年2回IMF—世界銀行春季会合および年次総会において開かれる。

2013年12月に、IMFC委員はターマン・シャンムガラトナム議長の任期満了に当たって、1年間の任期延長を要望した。ターマン大臣は3年間の任期で議長に選ばれたが、この延長を受け入れて、2015年3月まで議長に留まることになる。延長を要望するにあたって、委員はターマン大臣の強力なリーダーシップが委員会審議にとって貴重であり、現在重要な改革が進行中ということもあって、同氏のリーダーシップがこの先継続されれば、全委員の意見への配慮を保障するのにとりわけ役立つと言明した。

説明責任

独立評価機関

2001年に発足したIMFの独立評価機関は、IMFの政策と活動の評価を通じ、IMFの透明性と説明責任を高め、学びの気風を強化し、理事会による組織統治と監督責任の履行を支援することを目的としている。設置規則に従い、IEOはIMFマネジメントから完全に独立しており、理事会に対して報告を行なうが、一定の距離をとって活動することとされている。



左：2014年4月の新興市場国・地域に関するセミナーに出席した、篠原尚之副専務理事

右：2013年10月のラテンアメリカに関するセミナーで発言する、朱民副専務理事

IEO報告書と勧告の理事会によるレビュー

IMF予測

2014年3月にIEOは評価「IMF予測—手続き、質および国の視点から」を発表した。その評価によると、4条協議と「世界経済見通し」に向けた短期予測を立てるために使われた手続きと手法は適切に構築されており、各国固有の特性によく適合されている。各国の当局者は概ねIMF予測の精度に信頼をおいている。予測の質については、IMF予測の精度が民間予測と同等であると評価している。いくつかの場合を除いて、大きなバイアスは見られなかった。その例外は、個別国における危機ならびに地域的ないしグローバルな景気後退の期間であり、ここではWEOにおいてGDP成長予測が過大になっていることが評価で明らかになった。また、IMFに支援されたプログラムに関連して立てら

れた短期GDP成長とインフレ予測が、IMF資金に例外的なアクセスを得ている注目度の高いプログラムにおいて、楽観的に過ぎる傾向があったことが判明した。また、第1回目のプログラム見直しにおいて、予測バイアスが一般的に引下げあるいは逆転したことも分かった。

これらの所見に基づいて、評価は以下のように勧告した。即ち、IMFは過去の子予測実績から学ぶ気風を高め、中短期予測においてエコノミストがベストプラクティスを行えるよう適切な指針を提供し、そして予測手続きを一般市民に説明したり過去の予測へのアクセスをより容易にすることによって透明性を向上させるべきである。

この評価に関する2014年2月の討議において、理事はこれらの勧告に幅広い支持を与えた。

ボックス5.3

追悼: ワベル・アブダーラ氏

IMFのアフガニスタン駐在代表 ワベル・アブダーラ氏の逝去はIMF関係者にとって大きな衝撃と悲しみであった。アブダーラ氏はカブールのレストラン襲撃で亡くなった20人以上の犠牲者の1人であった。IMFがこのような形で職員を失うのはこれが初めてである。

同氏はレバノン国籍で、2008年6月に駐在代表に任命された。1993年にレバノン中央銀行からIMFに移り、中東中央アジア局、統計局および人事局など多くの部署を歴任した。同氏のIMF就任以前の経歴は、コロンビア大学上席講師、レバノン国連派遣員経済顧問、ならびにレバノ

ン中央銀行総裁経済顧問など数多く多彩である。

アブダーラ氏を偲ぶ職員集会が1月に開かれ、またIMFのイントラネットの追悼ページで、愛すべき同僚の思い出を職員が共有することもできた。



IEOの業務計画

IEOの2回目の外部評価における勧告(本節後述の説明参照)に従い、IEOが過去10年間に実施された評価に立ち戻る作業を行なった——これは2014年半ばに理事会で討議された。

グローバル金融危機へのIMFの対応、その統計、そして自己評価システムの評価作業が進められている。

IEOは、発表されてから5年乃至10年を経た過去の評価を再検討するという新構想を打ち出した。2014年度においては、IMFの技術支援に関する2005年評価を再検討した報告書が完成した。完成した評価(進行中の評価に関する情報、討議文書、IEO年次報告書、および他の資料を含む)は全てIEOのウェブサイトで閲覧できる⁸²。

理事会承認を得たIEO勧告の実施

理事会が評価を討議した直後に、IMFマネジメントは理事会が承認したIEO勧告の将来を見据えた実施プランを理事会に提出する。これらのマネジメント実施プランは、理事会で承認されたIEO勧告の実施の体系立ったフォローアップとモニタリングを保証しようとするものである。

2013年6月に、理事会は信頼されるアドバイザーとしてのIMFの役割についてのIEO評価に基づくマネジメント実施計画を討議した⁸³。2013

年2月に理事会で討議された報告の中で、IEOはどのような状況においてIMFが加盟国から信頼できるアドバイザーと見られるかを評価し、その評価において重要とされた課題に対処することに向けた勧告を行った。理事会は実施プランに含まれている提案が枠組みの要求を満たしていることを承認した。

IEO第2回外部評価へのフォローアップ

IEOは2012年8月に第2回の外部評価に着手した⁸⁴。理事会が2013年3月に評価レポートを討議したときには、理事メンバーはIEOの有効性を高めるための外部パネルからの勧告の多くを是認した。

2014年2月に理事会はそれらの勧告を実施する提案を承認した。そこには、IEOレポートに関する理事会討議結果のより正確な記録を準備するための方策、春季会合と年次総会におけるIEOと国際通貨金融委員会との間の交流拡大、そして理事会で承認されたIEO勧告のフォローアップについてのモニタリングの強化などが含まれている。

透明性

IMFの透明性に関する方針は1999年に初めて制定され、直近では2010年6月に改訂されている。その中で、IMFは「開示を差し控えるに足る強力な具体的な理由がない限り、文書、情報の適時開示に努める」とものとされている。この原則は同方針に従い、「個別の加盟国に関する

左: 2014年1月、ケニア・ナイロビで同国議会に出席した、クリスティーヌ・ラガルド専務理事

右: 2014年3月、国際女性デーを記念したスタッフ・イベントで司会を務めたネマト・シャフィク副専務理事



文書は自主的に公表される性質のものである点を尊重し、またこれが確保されるように運用される」⁸⁵。透明性に関する方針の運用状況について理事会は毎年報告を受けており、この報告書は透明性向上のためのIMFの努力の一環として、公表される。2013年10月に公表された2013年最新版はIMFのウェブサイトで見ることができる⁸⁶。

透明性に関する方針の見直し

IMFは透明性に関する方針の見直しを行うための準備として、2013年2月から3月にかけて透明性方針についてのパブリックコメントを求めた。透明性のすべての側面を対象として意見を募集したが、特に現在の方針の優れている点と劣っている点、方針で改善すべき点、過去5年間でIMFの透明性が向上したか悪化したか、他の機関と比べ文書の入手の容易さ、公表の頻度、有用性においてどう評価されるか、等の点についての意見を求めた。

2013年6月における二つの会合で、理事会はIMF職員ペーパーに基づいて、透明性方針の見直しを行った⁸⁷。理事会は、20年にわたる改革の結果、IMFの透明性に改革がもたらされ、IMFが世界金融危機の間、リスクと政策オプションについての開かれた議論を通して公開討論に寄与できるようになり、またIMFの拡大した金融活動についての社会一般からの高度な吟味に対応できるようになったことを指摘した。加えて、透明性方針によって、取扱いに極めて慎重を要する情報が秘守される保証が得られるので、加盟国は国別レポートを発表する際に安心感を覚えた。今やIMFは、公表する情報の量とタイプにおいて、同じような権限機能を持つ機関とほぼ同等であると見られている。このような進展にもかかわらず、理事はIMFのサーベイランスと政策アドバイスをより有効にし、加盟国との信頼を深めるために、透明性を高める余地があることを認めた。以下のようないくつかの分野が特定された。

公表率をあげ遅れを減らす。 IMFの出資者への説明責任を強化するひとつの方途として、資金の利用と政策支援インストルメントに関する全ての職員レポートに、より強い公表体制を行き渡らせるという職員の提案を理事会は概ね支持した。さらに、より迅速な情報提供を促進する提案に大多数の理事が賛成した。その提案には以下のようなものが含まれていた：速やかな公表の基準を、理事会が取り上げてから14日以内とすること；公表が遅れたときには事実説明を行うこと；そして理事会が取り上げてから90日以上経って公表されるレポートについての簡易版出版物の導入などである。迅速な公表の基準を定め、削除要求のための標準期間を短縮することは拘束力のある期限を課すものではないという職員の説明に理事は注目した。

外部とのコミュニケーションの明確化。 メッセージの整合性を欠くリスクを減らすために、理事は外部とのコミュニケーションの場を簡素化することに合意した。理事は、単一の用語である「プレスリリース」を全て

の外部とのコミュニケーションの場に適用し、「パブリック・インフォメーション・ノートイス」という用語の使用を止めた。

機密に関するIMFルールによりよい説明。 理事は、個別加盟国の信頼されるアドバイザーとグローバルな監視人というIMFの役割をうまく両立させる方法を議論した。これに関して理事会は、職員により明確な指針を与えることを通じて、職員と加盟国の間でIMFの機密に関するルールの共通理解を深めるとする職員提案を支持した。その指針としては、各ミッションの開始時に理事会へ機密情報を開示する時期など機密ルールを明確にすること、そして機密情報の漏洩を防ぐために局レベルでの検査を強化することなどがある。

公平性のモニタリング。 理事は、この分野でのモニタリングを強化する提案を支持し、職員に誠実さと公平性を強化する方法の追求を続けるよう促した。

新しいサーベイランス枠組みに透明性方針を適合させる。 理事は、透明性方針を最近のサーベイランス枠組みに適合させる必要があることを概ね了承した。理事は、複数国に関わる文書の新しいカテゴリーの公表体制の導入が、機密性に関する加盟国の要求を尊重しながら、率直なマルチラテラル・サーベイランスの公表を確保する優れた方法であることに同意した。また理事は、「統合されたサーベイランス決定」の内容に配慮できるよう、4条協議に関する職員レポートの修正ルールを調整する必要があるとの見解を概ね認めた。

IMF保管文書への一般からのアクセスを容易にする。 理事は、保管文書指針に関する2009年改革の実施が進んでいるのを歓迎し、他の文書資料もデジタル化して、それらの資料の機密扱い解除の手続きを簡素化する努力を進めることが必要だとした。また、多くの理事が、理事会議事録への一般からのアクセスを認めない期間を5年から3年に短縮する余地があるとした。半数に僅かに満たない理事が、理事会で出された様々な意見を公表すること、理事会での率直な討論との間のバランスを取るために、現行の期間を維持するのを支持した。（この期間はその後3年に短縮された。次節参照。）

透明性指針の次の見直しは、遅くとも2018年に行われる予定である。

理事会議事録への一般のアクセス

議論を重ねた末に、2014年3月に理事会は、ほとんどの理事会議事録への一般アクセスを認めない期間を5年から3年に短縮することを承認した⁸⁸。ただし、IMF資金あるいは政策支援インストルメントの使用を含んでいる議論の議事録についてのみ5年に据え置かれた。これは1996年以降4度目の短縮である。理事会議事録への一般アクセスを認めない期間の短縮は、透明性指針見直しについての協議の間に、市民社会組織からも含めて度々言及されていた。この決定は理事会の諸々の意見を一般に知らせること、理事会での率直な討論を維持すること、そ

して理事会議事録へのアクセスがIMFの事業遂行の妨げにならないと保証することの間の適切なバランスを取るものと理事会は見なした。IMFと加盟国に新ルールを実施するための時間を与えるために、理事会は6カ月の移行期間を承認した。新ルールは2014年8月27日を含めそれ以降の全ての理事会の議事録に適用される。

コミュニケーション戦略の見直し

透明性指針の見直しとは別に、理事会は1998年以来コミュニケーション戦略の定期的見直しを行ってきた。直近では理事会は2014年2月に、2007年以降のIMFによるコミュニケーションの動向とコミュニケーションに関する将来の重要課題を含め、戦略実施に関する最新の報告を受けた。コミュニケーション戦略はその後2014年7月に見直された。

外部関係者へのアウトリーチと交流

IMFのアウトリーチ活動は二つの目的を持って行なわれている。ひとつは、外部の声に耳を傾け、その関心と視点をよりよく理解することで、IMFの政策アドバイスの質を高め、より実情に合致したものとする。二つ目はIMFの目的と活動に関する外部の理解を深めることである。IMFがアウトリーチ活動の中で接触する相手方には市民団体や指導的立場の若者、労働組合、議員、学者、シンクタンク、メディアなどが含まれる。近年ではアウトリーチ活動の手段としてソーシャル・メディア、ビデオ、ポッドキャストが使われることが多くなっている。

IMFではコミュニケーション局がアウトリーチ活動と外部の利害関係者との交流を担当している。低所得国における貧困削減にあたって参加型のアプローチが重視され、透明性とグッドガバナンスが強調されるなどIMFの方針が変化したため、アウトリーチと広報活動はIMFの対個別国業務においても欠くことの出来ない要素となってきた。

IMFマネジメントと幹部によるアウトリーチ

金融危機とその後の展開の中でのIMFのアウトリーチ活動の重要性の増加を反映して、マネジメント・チームもアウトリーチ活動でより重要な役割を演じるようになってきている。IMFのマネジメントや上級スタッフが行なうアウトリーチ活動を通じ様々な効果が期待できる。具体的には、IMFの戦略的ビジョンと優先政策課題について広く加盟国に対し発信すること、困難ではあるが当該国と世界全体にとって便益をもたらす国内改革への支持を訴えること、IMFの分析と政策アドバイスを強化するために、従来あまり接触がなかった層を含めた関係者の関心事をより良く理解すること、危機の影響を極めて大きく受けた国をはじめとした加盟国に対し必要な支援を行なうとのIMFの決意を一層明確に伝えること、などである。

専務理事、副専務理事およびIMF幹部職員は、五つの地域全てを広く訪問して、加盟国の主要関係者や当局と会合し、IMFのアウトリーチの目的達成をさらに進める機会を多く持った。

若者、労働組合ならびに議員へのアウトリーチ

IMFは市民社会組織、若者、労働組合および議員へのアウトリーチを重視してきた。IMFは世界銀行・国際通貨基金議員ネットワーク、英連邦議員団体、反腐敗議員世界連合、および北大西洋条約機構議員会議など既存の「傘(包括的)」議員団体を通して、経済に関する意思決定において各国で重要な役割を果たす集団である議員と積極的に交流している。国レベルでは、IMFは経済問題を担当する委員会に属する議員とも接触している。

IMFと世界銀行は「議員ネットワーク」を支援しているが、このネットワークの任務は世界中の議員が国際金融機関や国際開発金融における説明責任と透明性を高めるのを提唱する場を提供することである。このネットワークを通して、IMFは民間部門の発展に関して2012年にルワンダで開かれたような専門家会議を開催した。IMFはまた議員のために、春季会合および年次総会の際に、主な経済の課題とIMFが行っている種々のトピックをめぐる最新の調査研究について概観するワークショップも開いている。加えて、IMFは議員達が自国の議会で制定する法律に関連する経済問題を議論できるよう、国別・問題別のアウトリーチを組織している。

市民社会組織に向けたIMFフェロウシップ・プログラムは、すでに7年目になるが、43カ国から54人の市民社会組織メンバーや若者がIMF—世界銀行春季会合および年次総会に参加できるようスポンサーとなった。市民社会組織はまた、財政の透明性コード、国際課税における経済的スピルオーバーに関する改訂草稿、および「2014年版3年毎のサーベイランス・レビュー」などの刊行物についての必要な情報を一意見聴取を通じて一提供するために招かれた。

また、近年において全世界の若者が直面している問題、特に失業の解決策についてのアイデアを交換するために、IMFは全世界の若者との交流を強化した。IMFは、「社会的保護の床」プラン、共同研究と能力形成、および社会的対話の3重点分野において、国際労働機関(ILO)との連携を続けた。IMFスタッフによる国レベルでの交流に加えて、専務理事が国際労働組合総連合の幹部と数度にわたって会見した。IMFはまた、「フィスカルポリシーと所得不平等」に関する研究ならびにIMFの発展と職場の検討課題に関して労働団体や市民社会組織と交流した。

IMFは人道的救済に向けた寄付、ボランティア活動、および地域コミュニティとグローバル・イニシアティブを支援する助成金を提供することで、ワシントンDCと全世界のコミュニティへの援助を続けた。これら

ボックス5.4

アジア太平洋地域事務所による政策対話強化の試み

アジア太平洋地域事務所が他の諸機関と共同で開催した多くの高いレベルのコンファレンスでは、政策担当幹部や学界のリーダーたちが当年度にこの地域での問題を討議するために集まった。バンコクでのコンファレンス—OAPとタイ銀行の共催—では金融政策、財政政策およびマクロブロード政策の相互連関に関する問題が討議の中心になった。一橋大学とOAPが共催した東京でのセミナーでは、システム的な中央銀行によって実施されている非伝統的金融政策に対処す

るにあたって、エマージング市場が採れる方策について、出口政策の影響をも含めて議論された。東京で開かれたコンファレンス—日本の金融庁、アジア開発銀行研究所、およびOAP—による共催—では、長期金融の利用可能性を確保し、競争的な金融業界を育成しつつ、金融の安定性を維持するにあたって金融当局が直面する課題についての討論が行われた。

の活動の基礎となるのは、「ヘルピング・ハンズ・キャンペーン (Helping Hands Campaign)」であり、そこへIMF職員が困窮しているコミュニティを支援する寄付を行い、IMFがそれに50%の上乗せをする。

IMF地域事務所

アジア太平洋地域事務所

世界経済の中でますます重要性の高まるアジア太平洋地域へのIMFの窓口として、アジア太平洋地域事務所 (OAP) は経済金融情勢のモニタリングを通じ、IMFのサーベイランス活動がより地域の実情を反映したものとなることに貢献している。OAPは、アジア太平洋地域において、IMFとその政策に対する理解を深めるとともに、重要な課題について地域においてどのようなことが関心事となっているかをIMFに対して伝える使命を帯びている。OAPはこの使命の下に、国別および地域レベルのサーベイランスを拡大したが、それはモンゴルでの活動拡大、日本に関わる活動への積極的支援と参加、そしてアジア太平洋経済協力会議などを含むアジアでのフォーラムを通じた地域サーベイランスの拡大を通じてなされた。また、OAPは日本・IMFアジア奨学金プログラム、日本・IMFアジアマクロ経済セミナーをはじめとした各種マクロ

経済セミナー等を通じ、地域における能力開発にも貢献している。さらに、OAPは日本国内やアジアでのアウトリーチ活動も行っており、IMFにとって重要な政策テーマについてのカンファレンス等を開催し、アジアの政策当局者との意見交換を進めている (ボックス5.4参照)。

パリ・ブリュッセル地域事務所

パリとブリュッセルにあるIMF欧州事務所は、欧州の国際機関や市民社会および、欧州連合の諸機関や加盟国との連絡窓口になっている。当事務所はユーロ圏とEUにおける政策ならびにEU-IMF国別プログラムに関して、欧州委員会、欧州中央銀行、欧州安定メカニズム、欧州会議、経済財政委員会、ユーログループ作業部会などと連携する。また、経済協力開発機構においてIMFを代表する。さらに広く、グローバルな経済問題についてEUの諸機関、国際機関および政府、そして欧州における市民社会との対話を促進し、業界団体、労働組合、学界および金融部門の代表と頻繁に会合する。また、経済サーベイランス、IMFが支援するプログラム、および技術援助などにおいてIMFの業務を支援し、この地域でのコミュニケーションやアウトリーチ活動の進展に寄与している。

理事及び理事代理

2014年4月30日現在

任命理事

Meg Lundsager 空席	アメリカ
Daikichi Momma (門間大吉) <i>Isao Hisbikawa</i> (菱川 功)	日本
Hubert Temmeyer <i>Steffen Meyer</i>	ドイツ
Hervé de Villeroché <i>Vacant</i>	フランス
Stephen Field <i>Christopher Yeates</i>	イギリス

選任理事

Menno Snel <i>Willy Kiekens</i> <i>Oleksandr Petryk</i>	アルメニア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、グルジア、イスラエル、ルクセンブルグ、マケドニア旧ユーゴスラビア、モルドバ、モンテネグロ、オランダ、ルーマニア、ウクライナ
José Rojas <i>Fernando Varela</i> <i>María Angélica Arbeláez</i>	コロンビア、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、スペイン、ベネズエラ
Andrea Montanino <i>Thanos Catsambas</i>	アルバニア、ギリシャ、イタリア、マルタ、ポルトガル、サンマリノ
Wimboh Santoso <i>Rasheed Abdul Ghaffour</i>	ブルネイ、カンボジア、フィジー、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、シンガポール、タイ、トンガ、ベトナム
ZHANG Tao <i>SUN Ping</i>	中国
Jong-Won Yoon <i>Ian Davidoff</i> <i>Vicki Plater</i>	オーストラリア、キリバス、韓国、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、モンゴル、ニュージーランド、パラオ、パプアニューギニア、サモア、セーシェル、ソロモン諸島、ツバル、ウズベキスタン、バヌアツ
Thomas Hockin <i>Mary T. O'Dea</i>	アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、カナダ、ドミニカ、グレナダ、アイルランド、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島
Audun Groenn <i>Pernilla Meyersson</i>	デンマーク、エストニア、フィンランド、アイスランド、ラトビア、リトアニア、ノルウェー、スウェーデン

Momodou Saho <i>Chileshe M. Kapwepwe</i> <i>Okwu Joseph Nnanna</i>	アンゴラ、ボツワナ、ブルンジ、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、シエラレオネ、南アフリカ、南スーダン、スーダン、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ
A. Shakour Shaalan <i>Sami Geadah</i>	バーレーン、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モルディブ、オマーン、カタール、シリア、アラブ首長国連邦、イエメン
Johann Prader <i>Omer Yalvac</i> <i>Miroslav Kollar</i>	オーストリア、ベラルーシ、チェコ、ハンガリー、コソボ、スロバキア、スロベニア、トルコ
Rakesh Mohan <i>Kosgallana Ranasinghe</i>	バングラデシュ、ブータン、インド、スリランカ
Fahad Alshathri <i>Hesham Alogeel</i>	サウジアラビア
Daniel Heller <i>Dominik Radziwill</i>	アゼルバイジャン、カザフスタン、キルギス、ポーランド、セルビア、スイス、タジキスタン、トルクメニスタン
Paulo Nogueira Batista, Jr. <i>Hector Torres</i> <i>Luis Oliveira Lima</i>	ブラジル、カーボベルデ、ドミニカ共和国、エクアドル、ガイアナ、ハイチ、ニカラグア、パナマ、スリナム、東ティモール、トリニダード・トバゴ
Aleksei V. Mozhin <i>Andrei Lushin</i>	ロシア連邦
Jafar Mojarrad <i>Mohammed Dairi</i>	アフガニスタン、アルジェリア、ガーナ、イラン、モロッコ、パキスタン、チュニジア
Alvaro Rojas-Olmedo <i>Sergio Chodos</i>	アルゼンチン、ボリビア、チリ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ
Kossi Assimaidou <i>Nguéto Tiraina Yambaye</i> <i>Woury Diallo</i>	ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コートボワール、ジブチ、赤道ギニア、ガボン、ギニア、マリ、モーリタニア、モーリシャス、ニジェール、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、トーゴ

幹部

2014年4月30日現在

Christine Lagarde 専務理事
David Lipton 筆頭副専務理事
Naoyuki Shinohara 副専務理事
Min Zhu 副専務理事
Olivier J. Blanchard 経済顧問
José Viñals 金融顧問

地域局

Antoinette Monsio Sayeh
アフリカ局長

Chang Yong Rhee
アジア太平洋局長

Reza Moghadam
欧州局長

Masood Ahmed
中東中央アジア局長

Alejandro M. Werner
西半球局長

機能・特別サービス局

Gerard T. Rice
コミュニケーション局長

Andrew Tweedie
財務局長

Sanjeev Gupta
財政局長代行

Sharmini A. Coorey
能力開発局長

Sean Hagan
法律顧問兼法律局長

José Viñals
金融資本市場局長

Olivier J. Blanchard
調査局長

Louis Marc Ducharme
統計局長

Siddharth Tiwari
戦略政策審査局長

広報・地域事務所

Odd Per Brekk
アジア太平洋地域事務所長

Christian Mumssen
欧州事務所長

Axel Bertuch-Samuels
国連特別代表

サポート・サービス局

Mark W. Plant
人事局長

Jianhai Lin
秘書局長

Frank Harnischfeger
技術サービス局長

Susan Swart
技術サービス局主席情報官

特別室

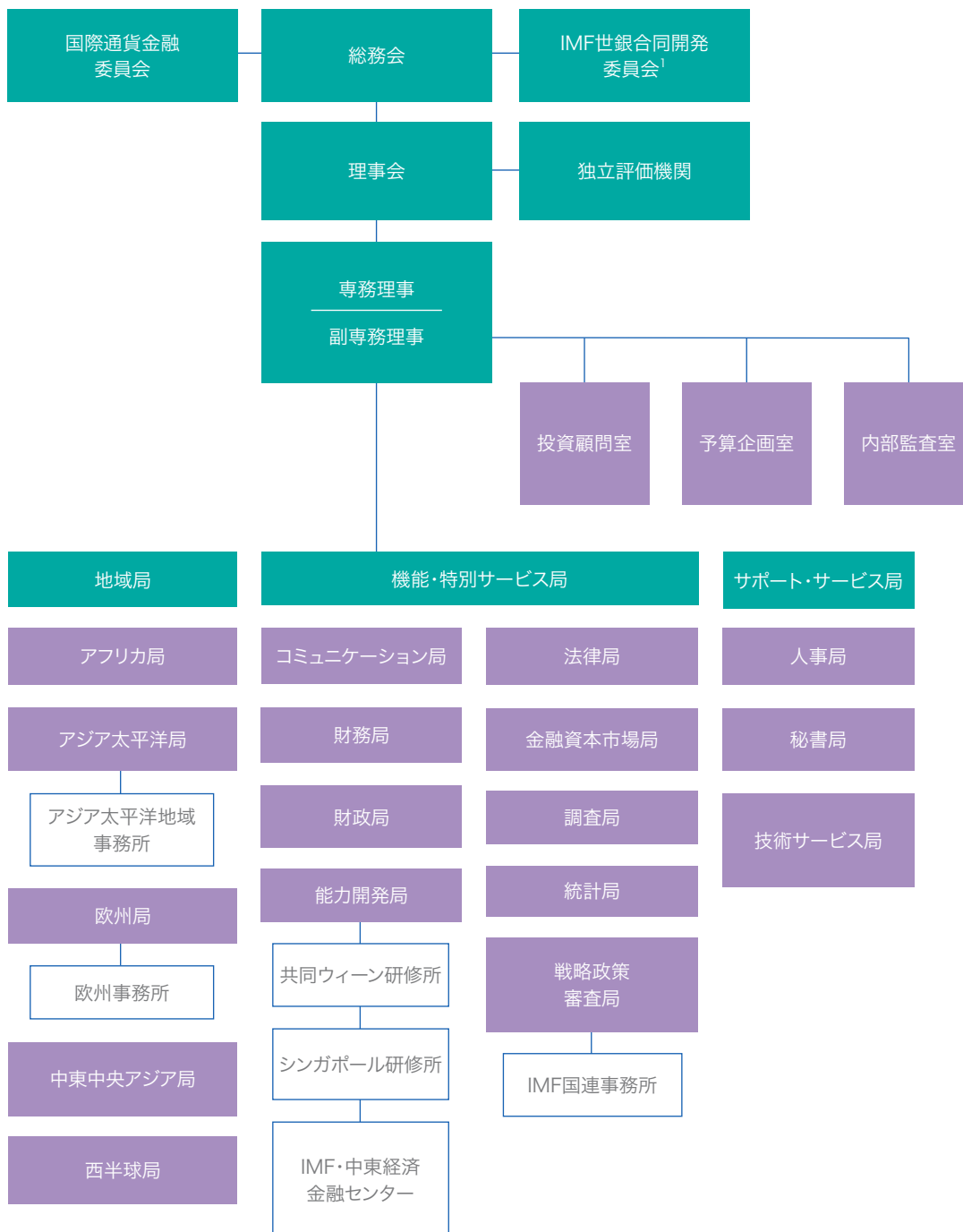
Daniel A. Citrin
予算企画室長

Clare Brady
内部監査室長

Moises J. Schwartz
独立評価機関局長

IMF組織図

2014年4月30日現在



¹ 正式名称は「発展途上国への実質的資源の移転に関する世界銀行および国際通貨基金総務会の大臣級合同委員会」

注釈

- 1 IMFの会計年度は5月1日にはじまり、翌年の4月30日で終わる。
- 2 MAP及びIMFのスタッフ分析の要点及び提言については、<http://www.imf.org/external/np/g20/index.htm>を参照
- 3 OECDと世界銀行からインプットを得ながらIMFスタッフが作成した「Macroeconomic and Reform Priorities Report」を参照 (www.g20.org/sites/default/files/g20_resources/library/G-20%20Macroeconomic%20Reform%20Priorities%20Report%20Feb%2012%202014.pdf)。
- 4 「2014 Triennial Surveillance Review—Concept Note」を参照 (www.imf.org/external/np/pp/eng/2013/100813.pdf)。
- 5 IMF協定第4条の規定に基づき、年に1度行われる全加盟国を対象とした定期協議の一部として、IMFのチームが、政策の調整が必要となる国内あるいは世界の安定性に対するリスクについて政府関係者と意見交換を行うため、加盟国を訪問する。チームは、IMF本部へ戻ると、理事会での話し合いに向けた報告書である4条協議報告書を提出し、理事会が協議を完了する。詳細は、ウェブボックス3.1の「国別サーベイランス」を参照。
- 6 www.imf.org/external/pubs/ft/reo/reorepts.aspxを参照。
- 7 「Global Liquidity—Issues for Surveillance」を参照 (www.imf.org/external/np/pp/eng/2014/031114.pdf)
- 8 PR No.13/324「IMF Executive Board Discusses Nordic Regional Report on Denmark, Finland, Norway, and Sweden」を参照 (www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr13324.htm)。
- 9 PR No. 14/167「IMF Executive Board Reviews the Fund's Strategy for Anti-Money Laundering and Combating the Financing of Terrorism (AML/CFT)」を参照 (www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14167.htm)。
- 10 ファクトシートの「Standards and Codes: The Role of the IMF」を参照 (<http://www.imf.org/external/np/exr/facts/sc.htm>)。
- 11 「Financial Surveillance Strategy—Progress Report」を参照 (www.imf.org/external/np/pp/eng/2013/091213.pdf)。
- 12 PR No.14/08「IMF Executive Board Reviews Mandatory Financial Stability Assessments under the Financial Sector Assessment Program」を参照 (www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr1408.htm)。
- 13 PR No. 13/376「IMF Executive Board Discusses 2013 Low-Income Countries Global Risks and Vulnerabilities Report」を参照 (www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr13376.htm)。
- 14 「Debt Limits in Fund Programs with Low-Income Countries」を参照 (www.imf.org/external/np/pp/eng/2013/030113.pdf)。
- 15 PR No. 13/252「Heads of Agency Pledge to Do More to Support Poorest Countries to Benefit from Trade」を参照 (www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr13252.htm)。
- 16 「Sustaining Long-Run Growth and Macroeconomic Stability in Low-Income Countries—The Role of Structural Transformation and Diversification」を参照 (www.imf.org/external/np/pp/eng/2014/030514.pdf)。
- 17 www.imf.org/external/np/res/dfidimf/diversification.htmを参照。
- 18 詳細は www.vienna-initiative.comを参照。
- 19 PR No.14/11「Vienna Initiative Sets Priorities for 2014」を参照 (www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr1411.htm)。
- 20 「Toward New Horizons—Arab Economic Transformation Amid Political Transitions」(www.imf.org/external/pubs/ft/dp/2014/1401mcd.pdf)を参照。
- 21 PR No. 14/164「IMF Launches Quarterly Bulletin on Asia and Pacific Small States」を参照 (www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14164.htm)。
- 22 IMFのクォータ制度については、第4章を参照。

- 23 この数字は、2013年4月1日以降中止された2009年から2010年の二者間借入取極の引出額の残高を含む。クォータとNAB資金の第二の防衛線としての役割を果たす、2012年(2012年の二者間借入取極)の借入による引出額の残高はない。
- 24 ファクトシート「IMF Standing Borrowing Arrangements」(www.imf.org/external/np/exr/facts/gabnab.htm)を参照。
- 25 Stocktaking the Fund's Engagements with Regional Financing Arrangements」を参照(www.imf.org/external/np/pp/eng/2013/041113b.pdf)。
- 26 PR No.14/84「MF Executive Board Discusses FCL, PLL, and RFI Review」を参照(www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr13306.htm)。
- 27 PR No.14/148「IMF Executive Board Reviews Conditionality in Evolving Monetary Policy Regimes」を参照(www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14148.htm)。
- 28 これは総額であり、取り消された取極分を差し引いていない。金額は、2014年4月30日時点での為替レートである1米ドル0.645290SDRを使用して、米ドルに換算した。
- 29 一般資金勘定からの融資取極の支払いは、「買入れ」と呼ばれ、返済は「買戻し」と呼ばれる。
- 30 PR No.13/306「Hungary Repays Early Its Outstanding Obligations to the IMF」を参照(www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr13306.htm)。
- 31 これらのイニシアティブの下での債務救済は、2段階プロセスで行われる。すなわち、「決定時点」と呼ばれる第一段階で暫定的な救済が行われ、当該国がコミットメントを果たした「完了時点」で債務の全額救済が行われる。これらのイニシアティブの詳細は「Factsheet: Debt Relief Under the Heavily Indebted Poor Countries (HIPC) Initiative」(www.imf.org/external/np/exr/facts/hipc.htm)と「Factsheet: The Multilateral Debt Relief Initiative」(<http://www.imf.org/external/np/exr/facts/mdri.htm>)を参照。
- 32 PR Nos.13/231「IMF Executive Board Completes Sixth Review Under Policy Support Instrument for Mozambique and Approves a New Three-Year PSI」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr13231.htm)、13/239「IMF Executive Board Completes Sixth Review Under Policy Support Instrument for Uganda and Approves a New Three-Year PSI」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr13239.htm)、13/483「IMF Executive Board Completes Seventh and Final Review Under the Policy Support Instrument with Rwanda Approves New Three-Year PSI」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr13483.htm)をそれぞれ参照。
- 33 「Reassessing the Role and Modalities of Fiscal Policy in Advanced Economies」(www.imf.org/external/np/pp/eng/2013/072113.pdf)を参照。
- 34 IMFポリシーペーパー「財政政策と所得格差」(<http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2014/012314.pdf>)を参照。
- 35 IMFポリシーペーパー「国際税制とIMFの役割」(www.imf.org/external/np/pp/eng/2013/062813.pdf)を参照。
- 36 この規範はwww.imf.org/external/np/fad/trans/code.htmで閲覧可能。
- 37 PR No.13/408「IMF Approves Unification of Discount Rates used in External Debt Analysis for Low-Income Countries」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr13408.htm)を参照。
- 38 PIN No.13/61「IMF Executive Board Discusses Sovereign Debt Restructuring—Recent Developments and Implications for the Fund's Legal and Policy Framework」(www.imf.org/external/np/sec/pn/2013/pn1361.htm)を参照。
- 39 パリクラブは19の債権保有国家で構成する非公式なグループで債務国の延滞問題の協動的で持続可能な解決策を追求する。www.clubedeparis.orgを参照。
- 40 PR No.13/233「PR Public Debt Management Forum and U.S. Treasury Roundtable on Treasury Markets and Debt Management Held at IMF Headquarters」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr13233.htm)を参照。
- 41 PR No.14/181「IMF-World Bank Publish Revised Guidelines for Public Debt Management」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14181.htm)を参照。
- 42 「Modernizing the Framework for Fiscal Policy and Public Debt Sustainability Analysis」(www.imf.org/external/np/pp/eng/2011/080511.pdf)を参照。
- 43 IMFポリシーペーパー「Global Impact and Challenges of Unconventional Monetary Policies」(www.imf.org/external/np/pp/eng/2013/090313.pdf)を参照のこと。
- 44 「Unconventional Monetary Policy—Recent Experiences and Prospects」(www.imf.org/external/pp/longres.aspx?id=4764)を参照のこと。
- 45 「Global Liquidity—Credit and Funding Indicators」(www.imf.org/external/np/pp/eng/2013/071613b.pdf)を参照。
- 46 PR No.13/342「IMF Executive Board Discusses Key Aspects of Macroprudential Policy」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr13342.htm)を参照のこと。

- 47 特に、IMFの目的の一つは「国際貿易の拡大とバランスのとれた成長を実現することで、高水準の雇用と実質所得の促進と維持、そして経済政策の主目的としてすべての加盟国の生産的資源の開発に貢献する」としている。
- 48 「Jobs and Growth: Analytical and Operational Considerations for the Fund」(www.imf.org/external/np/pp/eng/2013/031413.pdf)を参照。
- 49 PR No.14/96「IMF Executive Board Discusses Further Considerations on Assessing Reserve Adequacy」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr1496.htm)を参照のこと。
- 50 2011年度IMF年次報告書「公平かつ均衡ある成長を目指して」第3章の「外貨準備高の適正水準の評価」(http://www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2011/eng/)を参照。
- 51 PR No.10/418「IMF Executive Board Approves Major Overhaul of Quotas and Governance」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10418.htm)を参照。
- 52 クォータ計算式の包括的見直しの結果は2013年1月の総務会向け理事会報告で示された。PR No.13/30(www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr1330.htm)を参照。
- 53 第14次クォータ一般見直しにおけるクォータの増加は、(i)2010年11月5日現在で合計で最低でも70%のクォータを保有する国々からのクォータ増額への同意、(ii)理事会改革の修正案の発効、そして (iii)発言権及び参加に関する修正の発効という、三つの一般的な条件が満たされない限り行われぬ。現在は条件(ii)だけが満たされていない。修正案の発効は総議決権の85%を持つ加盟国群の5分の3の同意が必要だ。
- 54 PR No.14/22「IMF Executive Board Reports to the Board of Governors on the 2010 Reforms and the Fifteenth General Review of Quotas」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr1422.htm)を参照。
- 55 報告書には、総務会が採択したこの趣旨の決議が含まれている。
- 56 まだ47カ国が理事会改革修正に同意を与えていない。この修正成立のためには米国の同意が必要となっている。
- 57 IMFスタッフペーパー「Quota Formula—Data Update and Further Considerations」(www.imf.org/external/np/pp/eng/2013/060513.pdf)を参照のこと。
- 58 PIN No.13/72「IMF Executive Board Reviews the Fund's Capacity Development Strategy」(www.imf.org/external/np/sec/pn/2013/pn1372.htm)を参照。
- 59 PR No.13/208「IMF Welcomes Paraguay's First Anti-Money Laundering and Combating the Financing of Terrorism Plan」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr13208.htm)を参照。
- 60 PR No.13/316「Donors pledge \$18.9 million to Strengthen Technical Assistance on Anti-Money Laundering and Combating the Financing of Terrorism」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr13527.htm)を参照。
- 61 PR No.13/316「Palau Begins Participation in the IMF's General Data Dissemination System」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr13316.htm)を参照。
- 62 PR No.13/449「Myanmar Begins Participation in the IMF's General Data Dissemination System」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr13449.htm)を参照。
- 63 PR No.14/89「The Republic of Marshall Islands Begins Participation in the IMF's General Data Dissemination System」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr1489.htm)を参照。
- 64 PR No.13/160「Special Data Dissemination Standard Workshop in Gaborone, Botswana」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr13160.htm)を参照。
- 65 PR No.13/397「Statement by the IMF Executive Board on Argentina」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr13497.htm)を参照。
- 66 「Strengthening the Effectiveness of Article VIII, Section 5」(www.imf.org/external/pubs/ft/sd/index.asp?decision=13183-(04/10))を参照。
- 67 PR No.13/251「G20 Officials Welcome Progress in implementing the G20 Data Gaps Initiative」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr13251.htm)を参照。
- 68 PR No.14/54「IMF Statistics Department Drafts Template to Collect Data on Government Revenues from Natural Resources」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr1454.htm)を参照。
- 69 PR No.13/236「IMF Releases Data on the Currency Composition of Foreign Exchange Reserves with Additional Data on Australian and Canadian Dollar Reserves」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr13236.htm)を参照。

- 70 PR No.13/486「IMF Releases Results from 2012 Coordinated Direct Investment Survey」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr13486.htm)を参照。
- 71 PR No.13/230「IMF Releases Revised Results and Expands Coordinated Direct Investment Survey to 100 Economies」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr13230.htm)を参照。
- 72 PR No.13/444「IMF Releases Results of 2012 Coordinated Portfolio Investment Survey」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr13444.htm)を参照。
- 73 PR No.13/345「IMF Releases Results of 2012 Coordinated Portfolio Investment Survey」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr13345.htm)を参照。
- 74 国際通貨基金2013年度年次報告書『より安全かつ安定した世界経済の回復を目指して』第5章に収録の「投資勘定にかかる規制等の改訂」(www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2013/eng/)参照。
- 75 「国際通貨基金2012年度年次報告書:世界経済の回復を支えるために協調を」第5章の「手数料」(www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2012/eng/)参照。
- 76 「クレジット・トランシュ」とは、加盟国のIMFクォータに応じた買入れ(引出し)規模を示す。加盟国のクォータの25%までの引出しは、第1クレジット・トランシュのもとでの引出しとなり、国際収支上の問題を克服する相応の努力を示すことが求められる。25%を越える支払い要請は、高次クレジット・トランシュの引出しとされる。これは、借入国が所定のパフォーマンス目標に達するごとに、分割して行われる。このような支払いは通常、スタンド・バイ取極または拡大取極(および新たなフレキシブル・クレジットライン)に関連している。取極外のIMF資金の利用は稀であり、今後も変わらないと考えられる。
- 77 金の売却益はすべての加盟国のために使用されるべき一般的な資金であるため、低所得国加盟国のみが利用できるPRGTに直接繰り入れることは出来ない。したがって、売却益をPRGTで利用するためには、一旦クォータ比率に応じてすべての加盟国に配分し、加盟国が受け取った資金ないしそれに相当する金額をPRGTへの拠出としてIMFに戻すことを想定している。ファクトシート「Gold in the IMF」(www.imf.org/external/np/exr/facts/gold.htm)及び「IMF Quotas」(www.imf.org/external/np/exr/facts/quotas.htm)を参照。
- 78 PR No.13/398「IMF Secures Financing to Sustain Concessional Lending to World's Poorest Countries over Longer Term」参照。(www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr13398.htm)
- 79 純支出と総支出の差は、主としてIMFが行う能力開発支援業務のために外部ドナーから受け取る資金の受領に関連している。
- 80 「IMF Executive Board Discusses the Adequacy of the Fund's Precautionary Balances」参照。(www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr1475.htm)
- 81 多様性の進捗については別途「多様性年次報告書」に掲載されている。
- 82 <http://www.imf.org/ieo/pages/IEOHome.aspx>。IEO評価文書の印刷物の多くはIMFブックストア(www.imfbookstore.org)でも入手できる。
- 83 PR No.13/302「IMF Executive Board Discusses Implementation Plan in Response to Board-Endorsed Recommendations for the IEO Evaluation of the Role of the IMF as Trusted Advisor」を参照(www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr13302.htm)。
- 84 第1回外部評価は2006年に完了した。
- 85 IMFの透明性に関する方針の全文は「The Fund's Transparency Policy」参照(www.imf.org/external/np/pp/eng/2009/102809.pdf)。
- 86 「Key Trends in Implementation of the Fund's Transparency Policy」参照(www.imf.org/external/np/pp/eng/2013/100313.pdf)。
- 87 PR No.13/270「IMF Executive Board Reviews the IMF's Transparency Policy」参照(www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr13270.htm)。
- 88 PR No.14/86「IMF Executive Board Reduces Lag of Public Access to Executive Board Minutes」参照(<http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr1486.htm>)。

